

# 中国・インドネシア関係秘史

## ——毛沢東のアイディット追悼詩について

蔡毅

毛沢東は長い間中国に君臨していた最高指導者であるのみならず、アジアないし世界に影を落とした重要な歴史人物でもある。筆者は毛沢東が中華民族にもたらした多大な苦難を徹底的に清算しそれを全面的に批判すべしと主張したいのだが、彼の客観的な歴史存在を無視してはいけないことも十分認識している。ここでは、中国・インドネシア関係史の研究者に資料を提供するため、毛沢東について未だ広く知られていないある事実を紹介したい。それは、毛沢東が1965年12月に書いたアイディットを追悼する漢詩の存在である。

1965年9月30日、スカルノ（Sukarno）政権と連携していたインドネシア共産党がクーデタを起こした（とされている）が、たちまちスハルト（Suharto）をはじめとする軍部に鎮圧され、書記長のアイディット（Aidit、中国語訳名は「艾地」）も11月22日に殺害された。この事件は当時の国際共産主義運動にとって大きな打撃だったうえ、アイディット個人が生前5回も中国を訪問し毛沢東と面会したことがあるので、毛沢東は中国共産党のリーダーとして、友党同志の死に対して当然ながら大きな悲しみを抱いて、年末にアイディットを追悼する詩を作った。

卜算子

悼艾地同志

ぼくさんし  
卜算子

艾地同志を悼む

疏枝立寒窓

笑在百花前

奈何笑容難為久

春来反凋残

疏枝 寒窓に立つ

笑（=咲） 百花の前に在り

奈何せん 笑容の為すこと久しきは難きを

春来たれど反って凋残す

残固不堪残

何須自尋煩

花落自有花開日

蓄芳待来年

残 固より残に堪えず

何ぞ須いん 自ら煩を尋ぬるを

花落つれば自ら花開く日あり

蓄芳もて来年を待たん

この作は普通の五言・七言といった漢詩ジャンルではなく、一種の特別な体裁「詞」

(ツ一、詩と音読みが同じなので、現代中国語の音をあててというのが通例のようになっている)である。このジャンルは、唐代に西域からはいった音楽につけてうたった歌詞が文学形式として定着したもので、曲によって句数・字数・平仄・韻脚が定まっており、それに合わせて歌詞を填(う)めて作る。そこで「作詩」とは違って、「詞」を作ることを「填詞」という。この作の「卜算子」は曲名(普通は「詞牌」という)で、四十四字、前後段各四句となる。毛沢東は詞というジャンルを愛用し、彼の現存する詩作では詞が大半を占めている。

この詞の内容は大体次の通りである。

まばらな梅の枝が春まだ寒い窓の向こうに見える。花を咲かせるのは他のどの花よりも早かったが、残念ながらそのすばらしい笑顔は長く見ることができず、春がようやくやって来たのに、かえって散ってしまった。

散ってしまったのが残念でならないが、これ以上はあえて悩むまい。花は散るけれど必ずまた咲く日もある。残り香を慰めに来年の開花を待とう。

この詞は中国古典詩の伝統的な「比興」、すなわち比喩・象徴という手法を用いて、アイディットのことを梅に擬し、彼の死を散る花に譬えながら、世界革命の大きな流れからみればこれは一時的な低潮にすぎず、来年の開花=将来の勝利を期待しようと締め括っている。この梅のモチーフは、実は中国の伝統文化および毛沢東個人の好みにもかかわっている。梅は他の多くの花と違って厳寒の冬に咲くという特徴があるため、中国においては「歳寒の三友」(松・竹・梅)や「四君子」(梅・蘭・竹・菊)のひとつであり、つねに高い節操の象徴として詠われている。そして毛沢東の詩作にも、彼のいわゆる革命ロマン主義とも相まって、梅のイメージがよく登場している。例えば、1962年12月に作った「冬の雲」と題する詩に、

梅花歡喜漫天雪	梅花 歡喜す 漫天の雪
凍死蒼蠅未足奇	凍死せる蒼蠅ありとも 未だ <sup>とりあく</sup> 奇るに足らず

という一聯がある。ここでは「梅花」は真のマルクス主義者、「蒼蠅」はソ連「修正主義者」を含む革命の裏切り者たちを指すのである。しかし、梅についてもっとも有名なのは、おそらく、「冬の雲」の前年1961年11月に作った次の作品である。

#### 卜算子

詠梅。読陸游詠梅詞、反其意而用之

梅を詠ず。陸游が梅を詠ぜし詞を読み、其の意を反にして之を用う <sup>こころさかしま</sup>

風雨送春帰	風雨 春の帰るを送りきて
飛雪迎春到	飛雪 春の到るを迎う
已是懸崖百丈冰	已に是 懸崖の百丈の氷なるに
猶有花枝俏	猶 花の枝の <sup>あやにうつく</sup> 俏 <sup>わがもの</sup> しきが有り
俏也不争春	<sup>あやにうつく</sup> 俏 しけれど 春を争とせず
只把春来报	只 春の来るを報ずるのみ
待到山花爛漫時	山の花 爛漫たる時 待到らば
她在叢中笑	<sup>かのじよ</sup> 她 <sup>はなむら</sup> 叢 <sup>え</sup> にありて笑まん

「俏」は美しいという意。「她」は女性を指す第三人称、彼女のこと。この字は20世紀前半ヨーロッパ文学が入ってから新しく造られた文字で、女性に限らず、抽象的な事物に対して尊敬語として使うこともあるが、ここは梅の実をさす。

春は風雨に見送られて帰ってき、さらに、吹雪に迎えられてやって来た。高い崖に百丈ものつららが下っているが、そこに、美しい花の枝がある。早春の試練に耐えて咲く梅の花だ。

美しいけれども、それによって、春の美しさを独占し世にときめこうというのではない。ただ、来るべき春のさかりを予告しているだけなのである。やがて、爛漫と山に花が咲き満ちたとき、先駆者の役目を終えた彼女・梅は、実を結び、ほかの花に囲まれながら満足の笑みをうかべているだろう。

この時、毛沢東の主導で中国はかつての同盟国ソ連と反目し、孤立無援の状態に陥っていたため、毛沢東はこの詞を作って、寒気を恐れぬ梅の花を手本とするように、党员たちを激励した。梅は革命の先駆者、冬は反革命の勢力、春は革命の気運、山花爛漫は革命の大衆蜂起——それぞれの譬えによって詞の昂揚感に満ちた境地が構成されている。この詞は最初、党の上級幹部の間で伝えられ、のちに状況がやや好転して“寒気”が減少したので、翌年はじめて公表された。現在の毛氏の詩詞集では、多くは「1962年12月」の作としている。

なお、詞の序の「陸游が梅を詠ぜし詞を読み、其の意を反にして之を用う」という文言にも注目すべきである。「反其意」とは、詞の趣旨・境地を逆転させることで、陸游の詞は「愁」、毛沢東の詞は「笑」と郭沫若は解釈しているが、参考のためまず陸游の原作を引いておく。

卜算子  
詠梅

卜算子  
梅を詠ず

駅外断橋辺	駅の外れの断れし橋の辺
寂寞開無主	寂寞 開けど 主なし
已是黄昏独自愁	已に是 黄昏にして 独自 愁え
更著風和雨	更に風と雨に著たる
無意苦争春	苦く春を争う意なく
一任群芳妒	一に群芳の妒に任ぬれば
零落成泥碾作塵	零落 泥と成り 碾されて塵とこそ作れ
只有香如故	只 香のみは有り 故の如く

宿駅のはずれ、崩れた橋のたもと、ひっそりと咲く梅。見る人もいない。もう夕暮れ、やがて闇につつまれようとして、ひとり悲しみ愁えている。そして、さらに風や雨にまで、苦しめられている。

梅は、無理に競争してまで、自分の美しさを際立たせ、われこそは春の化身と名乗る気はない。ほかの嫉妬する花のことはすっかり放置して気にもとめない。梅は散り、花びらは泥にまみれて粉々になる。それでもなお、梅の気高さを示す芳香だけは変わらず、あたりに匂っている。

(上記の二首の読み下しと現代語訳は主に武田泰淳・竹内実『毛沢東 その詩と人生』(文芸春秋, 1965年)を参照した。)

陸游(1125~1210)のこの詞の作年は、49歳説(朱東潤)や60歳以後の晩年説(郭沫若)など諸説がある。陸游の詞の注釈においてもっとも権威がある夏承燾・呉熊和『放翁詞編年箋注』(上海古籍出版社, 1981年)では慎重な扱いで、「不編年」の部に入れられているため、ここでもそれに従って断定はしない。ただし筆者は、これが人生の不運を十分に味わったあとの陸游の自画像にふさわしく思われるので、どちらかといえば晩年説に味方したい。

陸游は南宋の著名な詩人で、北方を占領している金に抵抗して国土を回復しようと主張する「主戦派」だったが、権力を握っている現状維持の「主和派」に抑えられ、失意の一生であった。この詞で彼は梅に託して自分の志を示そうとした。寂寞たる孤独であっても、散って泥となっても、その「香」、すなわち潔い精神は不滅のものと自負している。とはいえ全体の雰囲気には悲愴感が漂い、一種の屈折した意識が行間に潜んでいることも否めない。

それに対して、毛沢東は「其の意を反にして」、いわゆる革命楽観主義に基づき、一時的な挫折があっても真理は必勝という信念はゆるがない。陸游の梅のイメージを転換し、孤高・壊滅の悲劇的な存在ではなく、革命の先駆者として先頭に立って戦

い、最後に「山花爛漫」の季節になったら、すなわち革命が勝利したら、梅が奮起する大衆と一緒に喜ぶ、という発想である。この意味からみれば、アイディットを追悼する詞における梅の構想もほぼ同じで、「笑」という表現も一致しており、背景は毛沢東の独特な理念によって貫かれているので、この二作を姉妹作と言ってもよからう。

さて、この毛沢東のアイディットを追悼する詞は、なぜ今までインドネシア研究関係者の間でほとんど知られていなかったのか。考えられる理由の一つは、インドネシア共産党が弾圧された直後、中国共産党も「文化大革命」に突入して外に目を向けるゆとりはなくなり、その後両国の国交さえ凍結されて、双方のつながりは長い間ほぼ断ち切られていたという事情にあるだろう。だがもっと重要な原因として、実はこの詞は正式に毛沢東の作品として公表されてはいないことが挙げられる。中国政府の関係部門に公式に認定され、かつ毛沢東が生前に確認したとされる詩詞集、例えば1963年出版の『毛主席詩詞』（人民文学出版社、北京）は時期的に間に合わないにしても、毛氏の没後1986年出版の『毛沢東詩詞選』（鄧小平が書名を揮毫、出版社は同上）および1996年毛沢東逝去20周年を記念するため中央文献出版社（北京）によって刊行された『毛沢東詩詞集』にも、依然としてこの詞は収録されていない。その上、言葉の表現には詞律（詞を作るとき守るべき格律）に合わないところもあるので、本当に毛沢東の作品であろうか、と疑問を抱く人も少なくない。

しかし、ほぼ間違いなく毛沢東の作だが様々な原因で上述の三書に入っていないものはほかにもかなりあるので、これだけを理由として否定するならやはり強引といわざるを得ない。この追悼の詞より先に作られた「詠梅」と同じ詞牌「卜算子」の利用、毛沢東のロマンチックな詩風、当時の国際情勢等の諸事情を踏まえれば、これを毛沢東の作と認定して大過無からう。筆者が知るところに限っても、劉濟昆『毛沢東詩詞全集』（香港崑崙制作公司、1991年）、蘇桂『毛沢東詩詞大典』（広西人民出版社、1993年）、季世昌『毛沢東詩詞鑑賞大全』（南京出版社、1994年）などいわゆる「民間」の研究者が編纂した「全」「大」を標榜する毛沢東の詩詞総集には、いずれもこの詞が収められている。そしてもっとも有力な裏付けは、中国共産党機関紙『人民日報』の公式ウェブサイト「人民網」[www.people.com.cn](http://www.people.com.cn)にもこの詞が堂々と姿を見せていることである。中国指導部の口舌と言われる「人民網」の威光に鑑みて、この詞の真偽についての論争には終止符が打たれたと理解してもよからう。ただし、最初どの刊行物に掲載されたかはまだ分かっていない。おそらく「文化大革命」中のことであろうが、これについては今後の課題としたい。

ちなみに、この詞がネットのみで、あえて信憑性が高い正式な出版物の毛氏の詩詞集に載せられなかった理由は、前述の「偽作」の理由の一つともされる、詞律に合わないところがあるという指摘にかかわるのではないかと筆者は考える。確かに、平仄

だけ見るとこの詞は明らかにルール違反で、弁解の余地はないのだが、これを否定の根拠とすることはできない。なぜなら、実は毛沢東の本当の詩才がわれわれの想像より低かったことが、最近になってようやく判明したからである。すなわち、彼の生前に公表された詩作は、郭沫若・胡喬木・田家英らをはじめとする専門家のチームによって随分推敲されたものなので、完璧に近いのも当然のことなのである。逆に一定のレベルに達しないうちは公表しないということだったのであろう。最新版の1996年出版の『毛沢東詩詞集』巻頭の「中共中央文献研究室」署名の「出版説明」の一句は、その天機を漏らしている。「これらの詩詞は、一般的に言えば作者の最も優れた作である（這些詩詞一般地說是作者的上乘之作）」。

つまり逆に言えば、「上乘」でない作品も当然あるはずであろう。ところが、毛沢東の死後、こうした「添削作業」のチームはもはや存在せず、著者本人の了承を得るのも不可能なので、様々なルートを通して彼の「駄作」もありのままの姿で世間に流出してしまったわけである。筆者は時々「こんなものか」と思うこともあるが、正直に言うと、アイディットを追悼する詞は新たに公表された毛氏の詩作の中ではまだマシな方だと申し上げておきたい。

ともあれ、毛沢東は共産主義革命家のリーダーとして、同志の死を悼む際、将来の巻き返しを期待しようという理想を詩作に託したのである。繰り返す言うが、筆者は毛沢東の批判すべきは批判したい。だが、だからといって彼が歴史に残した痕跡を抹消しようとするわけでもない。今回は毛沢東のあまり知られていない歴史上の事実をひとつ紹介した。日本のインドネシア研究者への資料提供の一助になれば幸甚である。

## 2009 年度アジア・太平洋研究センター活動報告

### アジア・太平洋研究センター主催講演会

日 時：2009 年 5 月 14 日 (木)

場 所：名古屋キャンパス J 棟 1 階 特別合同研究室

発表者：山下英愛 (立命館大学非常勤講師)

テーマ：「慰安婦」問題とナショナリズム

——「在日」アイデンティティの葛藤を通して——



- 1) ナショナル・アイデンティティの悩み
- 2) 韓国留学と「慰安婦」問題解決運動への参加
- 3) 運動の中で私が直面した二つの問題
- 4) 「慰安婦」問題とナショナリズム
- 5) ナショナル・アイデンティティの悩みからの脱却

第二次世界大戦中に日本軍が引き起こした「慰安婦」問題は、現在でも日韓間に溝をつくり、「和解」への道筋は見えない。この問題に韓国と日本で関わった山下英愛さんは、その活動の中で日本政府の理不尽さに憤りを新たにするとともに、韓国の活動家との認識の違いに「息苦しさ」を感じざるをえなかった。それは「在日」ゆえに感じる「違和感」だったのか。講演では「ナショナリズム」を越えて自分のアイデンティティの悩みから脱却を果たすまでの半生を語られた。

朝鮮半島出身の父親と日本人の母親との間に生まれた山下さんは、父親の姓を名

乗って朝鮮学校に通い、幼い頃から自分を朝鮮人と認識していた。しかし、小学校卒業の頃、自分が日本国籍であることを知り、アイデンティティに疑問を持つようになった。大学時代に戸籍名と朝鮮名を合体させて「やました・よんえ」という名前を名乗るようになり、卒業後はアイデンティティを「確認」するために韓国に留学した。民主化の気運の中で女性学の熱気があふれる時代に、ジェンダー研究で先駆的役割を担った梨花女子大学で学ぶという機会を得た。この頃新たに急展開した女性運動に啓発されるとともに、そこで学ぶ仲間たちとともに「慰安婦」問題にかかわるようになった。研究関心も植民地時代の公娼制度を掘り下げるなど、問題を歴史的に考察するようになった。

しかし、その中で、ナショナリズムの「壁」が、日本に限らず韓国でも人権問題を考える上でのひとつの大きな障害になることに気づいた。韓国の「慰安婦」問題解決に関わる活動家に共感しながらも、娼妓や芸妓の出身者が多かった日本人「慰安婦」を差別扱いすることに違和感を覚えた。それが「男性中心的な民族意識」に起因すると思われたからである。また、日本でも問題になった「国民基金」は、韓国の運動をさらに複雑にした。運動体はこれに対抗して募金活動を行なったが、「国民基金」を受け取った元「慰安婦」のハルモニを救済の対象からはずしたのである。運動は「被害者」の立場中心ではないように思えたが、同時にどうして韓国の活動家がそのように考えるのか、ナショナリズムの発露のあり方を理解しようとつとめた。

こうしてふたつの「祖国」の狭間で揺れ続けたが、最終的にはどちらの社会も国家、民族のあり方に問題があることを発見した。排除と差別を伴うような「国家」「民族」という概念は、選別された「国民」社会をつくりあげ、そこでの基本的人権は国籍重視を前提としている。ここに至って、ふたつの国の間でアイデンティティに悩むことがばからしくなった自分に気づいた。排除と差別に反対し、多様なアイデンティティ・存在を認める社会の構築に参加することこそが「自分らしさ」と確信することになった。

(文責：小林寧子)

## アジア・太平洋研究センター主催研究会

日 時：2009年6月5日（金）

場 所：名古屋キャンパス N棟3階 社会倫理研究所会議室

テーマ：東南アジアの共産党再考——『未完に終わった国際協力：マラヤ共産党と兄弟党』（風響社 2009年）を読み解く

基調報告：村嶋英治（早稲田大学教授）

討 論：中村元哉（南山大学准教授），宮沢千尋（南山大学准教授），  
蔡毅（南山大学教授），小林寧子（南山大学教授）



村嶋英治氏



研究会の様子

下記のような順序で発表を行った。

1. 基調報告 早稲田大学アジア太平洋研究科 村嶋英治教授
2. 中国側から見た東南アジア共産党との関係 アジア太平洋研究センター  
中村元哉准教授
3. ベトナムとマラヤ共産党との関係の一側面 人類文化学科 宮沢千尋准教授
4. インドネシア共産党の歴史的評価の現状 アジア太平洋研究センター  
小林寧子教授
5. 中国国民の知る東南アジア共産党 アジア太平洋研究センター 蔡毅教授
6. 原からの回答
7. 質疑応答

それぞれの内容は、要旨次のようなものだった。

1. 村嶋教授  
(1) 詳細な調査で貴重な研究だが、短期的には、本格的な東南アジア研究であればあるほど読者は限られる。

(2) タイ共産党とマラヤ共産党の類似性と相違点

共に、党員が1930年代に10代で運動に参加して20代後半から指導部を形成し、その地位を維持したまま80年代の終焉を迎えた。ホー・チ・ミンが1930年4月に結党大会を主宰した点、中国共産党の活動家が指導部を形成していた点は同じだが、タイ共産党最高指導部には多数のベトナム人がいた。タイ共はラオス、カンボジアの党との関係も深かった。逆に、インドネシア共産党との関係は余りなかった。また、タイ共は、1947年に「中国共産党タイ総支局」とタイ共とに分離したこと、第2次大戦後1940年代末に武装闘争を開始しなかったこと、そのために批判を受けることもなかったことは、マ共と大きく異なる。タイ共がタイ人参加に腐心しタイ人幹部をできるだけ表に出そうとしたこと、しかし華人最高幹部間の会話は華語中心だったこと、などは、マレー人参加に努めたものの華人中心から抜け出せなかったマ共と似ている。党員がベトナムで軍事訓練を受けたこと（1976～78年に400人）も共通している。

(3) タイ共と中国との関係

文化大革命期、幹部の一部を修正主義者として肅清する動きがあったが、対象者が察知し身を隠したため未遂に終わった。中国の軍事顧問団3名が1971年頃、将校200名程度が1975～76年頃、タイ共訓練のために派遣された。北タイ、東北タイには中国から武器援助もあったが、南タイは自力調達だった。中国からバンコクの華人実業家を仲介してタイ共に資金が提供された。中越関係が悪化した1979年、ラオスにあったタイ共本部は撤退を余儀なくされ、逃げ遅れた幹部はラオス政府に逮捕監禁された（10年余り後に逃亡）。1980年末にタイ共はタイ政府に反ベトナム統一戦線を提案したが、政府側は拒否した。

(4) タイ共のその後

1985年頃までに全部隊が投降した。タクシン政権（2001年2月9日～2006年9月19日）、現在のタクシン派（赤シャツ派）に、元共産党員が参加している。

## 2. 中村元哉准教授

中国では、東南アジアの共産党に関する資料は未公開で、今後も公開される見通しはない。国と国との関係、党と党との関係は別で、後者は、公式報道がなくなった後も簡単には切れなかったのではないか。

## 3. 小林教授

インドネシア国内では9.30事件以降インドネシア共産党（PKI）そのものばかりでなくPKI研究も禁止されており、PKIについて初めて聞く事柄がいくつかあった。1948年のマディウン事件も未解明である。マ共を指導したPKI指導者の中には、イ

インドネシアでは知られていない者もいる。9.30 事件については、人権、土地改革、人民軍（民兵）創設計画などからの研究が手掛けられるようになった。

#### 4. 蔡教授

東南アジア共産党関係の資料は、中国国家档案馆、中国共産党対外連絡部にあるはずだが、公開されていない。研究書の出版は主に香港で行われる。革命輸出は使命とされていたが、一般国民には東南アジアの共産党について、あるいは諸党への支援停止についてはほとんど知らされなかった。例外は PKI のアイディット議長で、毛沢東が処刑された同議長を悼んで読んだ詩が知られている（蔡教授はここで、暗記していたこの詩を書き示した。別掲の蔡論文を参照されたい）。また、中国政府は公式には認めていないが、ベトナム戦争には多数の中国兵が参戦した。そのため、中越紛争が起きた時中国側は「恩知らず」としてベトナムの辺境で焦土作戦さえ行った。

#### 5. 宮沢准教授

(1) Quinn Judge, *Ho Chi Minh, The Missing Years*, California, University of California Press, 2002 に、マ共のライテク書記長（在任 1939～1947 年）はフランス警察に供述記録が残るチュオン・フオック・ダット（Truong Phuok Dat = 張福達？ = 漢字は宮沢氏の推測）ではないか、とある。供述によると、略歴は、ベトナム中部ファンラン生まれ、1933 年逮捕、34 年イギリスによりシンガポールにスパイとして派遣され、マ共内で頭角を現す。

(2) 1947 年に密かにベトナムに渡ったマラヤ共産党義勇兵

原の書には「イギリス植民地当局の禁止をかいくぐって 3 人がベトナムに赴いたが、その後の消息は不明」とされている（pp.132-135）が、Viet Bao（越報）2005 年 12 月 23 日付のインターネット記事に、マ共義勇兵・チャン・ムンボイ（Chan Mun Boy. 陳文梅？ = 漢字は原の推測）の履歴が紹介されている。同行者は 2 人でなく 3 人だったという。

#### 6. 原

中村先生への答え。マラヤ共産党の場合、1974 年の国交樹立後も確かに党と党との関係は密かに続けられたが、次第に先細りになった。報道の減少は、関係希薄化に見合っている。例えば 1975 年 4 月のマ共結成 35 周年への中共からの祝電は人民日報 1 面最上段に大きく報道されたが、マレーシア政府から強い抗議を受け、80 年の結党 50 周年には祝電は送られたものの人民日報には全く報道されなかった。以後、祝電が送られることはなかった。

7. 質疑：吉川洋子教授 他

フィリピン共産党には、ミンダナオ経由で PKI 党員が多数入っていた。

戦後のマ共にはソ連の影響力はあったのか。→ 原の回答：バリン会談までは強い影響力があつたようだが、中ソ対立が顕在化するとマ共は中国側についてソ連の影響力は失われた。

(文責：原不二夫)

## アジア・太平洋研究センター主催ワークショップ

日 時：2009年6月27日（土）

場 所：名古屋キャンパス J棟1階 特別合同研究室

テーマ：近現代中国の立憲主義をめぐる政治・社会・思想情勢

今日の中国において、立憲主義が盛んに議論されている。このことは、多くの読者にとって意外な事実なのではないだろうか。なぜなら、1949年に成立した社会主義国家・中国（中華人民共和国）は、共産党が国家を一元的に掌握する政治体制を敷いているため、国家権力の濫用を制限して国民の権利と自由を保障する立憲主義とは決して馴染むものではない、とイメージされているからである。

では、なぜ現代中国は立憲主義に注目しつつあるのだろうか。そして、ここで議論されている立憲主義はどのような特質をもっているのだろうか。

残念ながら、それらに即座に答えることは現段階ではできない。しかし、中国において近代的国民国家建設が清朝の末期から目指されて以来、立憲主義をめぐる諸情勢は確かに近現代中国に蠢いていた。それならば、それらの歴史に再び光を当て、社会主義の視角からだけでは決して捉えることのできない現代中国を、中国の外部である日本から考え直してみても良いのではないか。そうして、現代中国に対するイメージをより豊かなものへと変化させていっても良いのではないか。

今回の試みは、初歩的ということもあり、ひとまず学術的な手続きをとらざるを得なくなった。しかし、今回のワークショップを通じて、固定化されている現代中国像の一端が掘り崩されるのであれば、望外の喜びである。

以下では、下記のプログラムに沿って、当日の報告およびディスカッションの内容を採録しておく。

### <プログラム>

趣旨説明 中村元哉（南山大学外国語学部アジア学科）

#### 第一セッション「中央政治と地方社会」

報 告 者：山本真（筑波大学）「民国時代の河南南陽という“場”から読み解く  
地方自治と社会——土匪・民団・ローカルエリートに着目して」

姜珍亜（韓国・慶北大学）「財政における中央・地方関係——広東省  
の事例」

加茂具樹（慶応義塾大学）「現代中国地方政治における「民意」の集約——地級市人民代表大会と政治協商会議に注目して」

#### 第二セッション「党と立憲主義・立憲政治」

報告者：中村元哉（南山大学）「中華民国憲法制定史——自由と司法をめぐる」

石塚迅（山梨大学）「現代中国における言論の自由とその制度的保障」  
第三セッション「リベラリズムとナショナリズム」

報告者：水羽信男（広島大学）「リベラリズムはナショナリズムを統御できるか——「戦国策」派の言論活動を素材として」

砂山幸雄（愛知大学）「当代中国知識人の言説のなかのナショナリズムとリベラリズム」（当日は中村元哉「中国近代史研究と現代中国——近代史認識と自由論」に変更）

総括討論 久保亨（信州大学）

#### <付記>

今回のワークショップを開催するにあたって、三菱財団研究助成「近現代中国の立憲主義の受容と変容」（代表・中村元哉）からも支援をうけた。

## 趣旨説明

中村元哉  
南山大学

2009年6月27日に開催した国際ワークショップ「近現代中国の立憲主義をめぐる政治・社会・思想情勢」の狙いは、主として三つあった。

一つ目は、伝統中国の特殊性だけでは語り尽くせない近現代中国を、世界に普遍的なテーマに即しながら再考することで、日本の近現代中国研究を「外部」に向けて発信するための基盤を強化することにあった<sup>1</sup>。ここでいう外部とは、中国や台湾、香港といった中国語圏や中国研究の盛んな欧米の学界だけを指しているのではない。日本の国内と国外とを問わず、地域研究の枠組みを超えて、近現代中国研究の場から学際的な対話を果敢にも（無謀にも？）試みようとする意図をもった外部である。「立憲主義」<sup>2</sup>という誰にでも共有——ここには非「立憲主義」的な地域性を考察対象とする研究も含む——され得るテーマを設定した私たちは、ここでは少なくとも、歴史学・政治学・法学・社会学・文化人類学との学際的な対話を追求することになる。そうした上で、世界とも共時性を有していた現代中国において、その普遍性を解き明かし、しかしながら、その普遍性からは零れ落ちてしまう特殊性をも同時に発見できたとすれば、それらの成果は外部にも広く受け入れられることだろう。

二つ目は、近現代中国の立憲主義の歩みを中国近現代史研究者と現代中国研究者との共同作業によって解明していくための新たな研究地盤を創り出すことにあった<sup>3</sup>。立憲主義という歩みが、清朝末期の立憲改革から民国期の憲政実施を経て今日の立憲政治研究のブームに至るまで、近現代中国を貫く一つの主旋律であることから、こうした目標設定は当然のことといえば当然である。しかし、中国研究者以外の方々には是非理解していただきたいのだが、1949年の「中国革命」を縦横無尽に行き来することは、中国近現代を研究対象とする私たちにとって、いまだに自由なことではない。もちろん、私たちは、革命の歴史を排除するわけでも、また社会主義（革命）か立憲主義（憲政）かという対立軸を打ち立てたいわけでもない。しかし、現代中国における政治と学術（人民共和国史研究）の癒着した関係を理由にして、また外国人である私たちの現代史史料へのアクセスの困難さを理由にして、ここで立ち止まっているわけにはいかない。「東」「西」を橋渡ししてきた近現代日本の豊かな学術的遺産を継承しながら、何らかの普遍的な研究視角を設定することで、日本の中国近現代研究の新たな展開を模索する必要がある。そのためのキーワードの一つが、私たちの場合は、立憲主義なのである。

しかしながら、立憲主義という新たな地平から近現代中国を眺め直すという発想自体が、そもそも私たちの「錯覚」に過ぎない可能性もある。もしそうならば、なぜ

「錯覚」に過ぎないのかを問い直すことも必要となってくるだろう。つまり、近現代中国において立憲主義を「めぐる」政治・社会・思想情勢がかくも多層的に確認できるにもかかわらず、なぜ立憲主義という研究視角が成立し得ないのかを問い直す、ということである。そうした結果として、中国文化やその社会構造に根差した近現代中国の特殊性が逆照射されるのであれば、普遍性のフィルターを潜り抜けた上での特殊性であることから、やはり外部にも共有されうる貴重な成果となるだろう。さらには、立憲主義という定義そのものを再考する際の何かしらのヒントになるのかもしれない。これが三つ目の狙いであった。

以上のような三つの狙いをもった今回のワークショップは、本誌1～2頁のようなプログラムで構成された。第一段の試みということもあり、高度に専門化された議論が一部には展開されたが、より開かれたものへと飛翔していくきっかけにもなった。数年後には、共同研究の成果を問うことにしたい。

#### 【注】

- <sup>1</sup> 飯島渉・田中比呂志『21世紀の中国近現代史研究を求めて』（研文出版、2006年）、礪波護・岸本美緒・杉山正明編『中国歴史研究入門』（名古屋大学出版会、2006年）、飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『シリーズ20世紀中国史（全4巻）』（東京大学出版会、2009年）などにみられる新たな試みを実践しようとするものでもある。
- <sup>2</sup> 石塚の報告要旨（後掲）にしたがって、「国家権力の濫用を制約し国民の権利・自由を保障する思想あるいは仕組み」と定義しておく。
- <sup>3</sup> こうした試みは、岩波書店より現在刊行中の『叢書——中国の問題群（全12巻）』でおこなわれている。

## 第一セッション「中央政治と地方社会」

### 第1報告

「民国時期の河南南陽という“場”から読み解く地方自治と社会——土匪・民団・ローカルエリートに着目して」

山本真  
筑波大学

社会が様々な危機に直面した民国前期、中央政府による地方統治能力が退縮する一方で、地方においては自治運動や所謂「郷村建設運動」と呼ばれる農村復興運動が展開された。しかし、自治運動についての考察は大きな成果を上げながらも江南や浙江など一部沿海先進地区に集中してきた。また郷村建設運動についても、上から或いは外部からの取り組みに研究が偏重する傾向にあった。しかし民国時期という危機に直

面した変革期にあつての中国社会の様態を理解するためには、一部沿海先進地区だけでなく、人口の多くが生活の場とした内陸農村部をも視野に入れなければならないだろう。さらに人口の大半を占める民衆（もしくは民衆に近い位置にいた在地指導者層）が、自らが直面した危機にいかに対処し、生き延びていったのかを明らかにするためには、彼らが生きた「場」としての地域社会に着目して、密度の濃い考察を行うことが不可欠となろう。

以上の問題意識に基づき、本報告では治安の悪化や社会秩序の混乱が特に深刻であった河南省南西部（宛西）において、土着指導層が自衛を中心に展開した「宛西自治」に着目する。なぜならば、報告者は、民国期の広範な農村社会を読み解くキーワードの一つが治安の悪化（暴力の蔓延）と社会の軍事化と考えるからである。なお、地域社会を舞台とした自治や郷村建設は、当該地域固有の地理的環境、社会・経済・文化構造、そして歴史的條件に大きく左右されたはずである。それゆえ、本報告では自治運動の背景にあつた上記諸構造・条件の分析を重視したい。また自治運動の進展にともない出現した地元指導者による「地域的統治権力」と国民党政府との間に発生した軋轢を、主に「地域的統治権力」の側から考察することも、本報告の重要な課題となる。

ところで、本報告で検討する「宛西自治」は、河南省南西部の南陽地区（古名を宛という）に属する鎮平県、内郷県において主に1930年代に展開された地方自治、郷村建設のことである。民国時期、軍閥混戦による治安の悪化（土匪、兵匪による）、重税（兵差）、自然災害、水運の衰退などを背景として、河南南西部（宛西）では、社会の危機が深刻化した。治安の悪化に対しては、当初人々は数村ごとに建設した「寨」（砦）を頼りに、生命と財産を維持したが、匪賊が巨大化するにともない、防衛上より広域での連帯が必要とされた。こうした地域の人々の生き残り戦略が、自衛を中心とする県レベルでの地域的統治権力の樹立とそれによる自治に帰結したと思われる。その過程においては、在村地主出身で民団の武力を背景とした別廷芳が、軍閥勢力の代理人と化した県城の旧エリートを排除し台頭した。

民団指導者としての別廷芳は、血縁的紐帯、地縁的紐帯、そして個人のリーダーシップを資源として、人々をまとめ上げた。しかし県級統治権力を掌握した後は、彭禹廷による地方主義＝「三自主義理論」や、宛西郷村師範の教員（左派人士を含む文人のブレン）の意見を取り入れつつ、県レベルでの政治共同体の形成を試みたのである。その方法は、民団と保甲による民衆の組織化・動員、保護主義的経済建設、そして郷土教育を通じた地域意識の育成であった。

ところで、別廷芳の統治は、重い税負担や労働力の提供を民衆に強制しただけでなく、保甲による管理と民団への組織化により社会の兵営化を図る過酷なものでもあった。しかし、少なくとも土匪や自然災害から、人々の生命と財産を守る役割を果たし

たことは間違いない。その意味において、別廷芳の権力は危機に直面した地域社会の保護者としての正当性を有したものと思われる。

しかし、1930年代以降、国家統合を目指す国民党政府が、地域社会への介入を試みるなか、別廷芳の地域的統治権力と、地方統治の一元化を目指す国民党省政府との摩擦は深刻化していった。別廷芳は、当時の全国的潮流であった郷村建設運動への連携や反共を掲げることで、対外的にその正当性をアピールしたが、劉峙は地域的統治権力を私人集団による割拠とみなし、圧力をかけ続けた。それでも日中戦争初期までは、別廷芳による地域的統治権力は維持された。

日中戦争時期、宛西の民団は正規軍に協力し郷土に侵入する日本軍と抗戦し、国民政府もこれを賞賛した。しかし、河南が抗戦の最前線となったこともあり、第一戦区総司令衛立煌や31集団軍総司令湯恩伯は別廷芳の地域的統治権力に対する圧力を強め、1940年に別廷芳を憤死に追い込んだ。別という保護者を失った段階で左派人士に対する圧迫が始まり、文人ブレン集団も四散した。このように戦時下での地域統合を強化する国家権力（第一戦区司令部）による強い圧力のもと、地域的統治権力による自治は瓦解したのである。

## 第2報告

### 「財政における中央・地方関係——広東省の事例」

姜珍亞  
韓国・慶北大学

立憲主義というのは近代の所産である。その意味で今回の討論会は、広い意味で、中国を法制化した社会へと変貌しようとする、一世紀あまりの近代化努力——財政立憲主義——への評価ともかかわってくる。財政は国家と社会の運営に重要な分野であり、やはりそのような近代化あるいは西洋化の努力は清末から続けられていた。それにもかかわらず、その志向性は一貫していたものの、蓄積された成果はそれほど大きくなく、むしろその挑戦と失敗が繰り返されてきた感がある。財政は、国家が社会を、中央が地方を掌握し、国家の統合を保つ上で必要な柱である。その意味で、財政の法制化や予測できる運営は、どの政権にとっても重要であった。ここでは、20世紀中国の財政の法制化を「中央・地方問題」として論じることにしたい。

伝統的に中国の財政は、国家財政と地方財政をはっきりと区分できない。理念上、省の財政収入と支出は中央により厳しく管理され、省の経費を除いた税収は春と秋に中央政府に送金されることになっていた。しかし、中国のような巨大な国で地方の財政項目を一つ一つ指示することは、事実上不可能である。収入と支出は形骸化され、

中央政府に対する送金額（「解餉」）、財政的に困窮している隣接の省への支援額（「協餉」）、中央政府からの補助金、財政的に豊かな隣接の省からの支援額が、各省の経済力に基づいて定められており、これらを除いた各省の手元に残る財政収入は、反乱や災害のような非常時を例外とすれば、慣習化された支出項目に割り当てられていた。この「原額主義」の慣習によって、事実上、地方には相当な自律性が付与されていた<sup>1</sup>。

このような地方の自律性は、太平天国運動を契機として、中央政府が地方の軍隊に厘金の徴収権を与え、その地方勢力が軍閥に発展したことにより、大いに拡大された。その結果、北京政府時期から南京政府時期に至るまで、中央政府が地方政府の省財政を掌握できる力は微々たるものであった。このような状況は、国家財政と地方財政を効果的に区分し、相互に関連した近代財政を制度的に確立していくことを阻害した<sup>2</sup>。辛亥革命の直後、袁世凱は清朝の「解款」制度を踏襲し、中央による「解款」制度を実施したが、1918年には再び国税と省税を分離しようと試みた。しかし、実際に国税と省税が分離されたのは、1929年の南京政府による「国地劃分」の実施であった<sup>3</sup>。南京政府は、伝統的に主力な税であった田賦と営業税を省税とし、代わりに関税・塩税・統税などの間接税を国税へと転換した。この結果、中央財政のほぼ70%以上は間接税によって充当されるようになった。

同時に、各地方単位の雑税に対する改革も大々的に推し進められた。1931年1月1日には「裁厘加税」を宣布し、地方に乱立する各名目の厘金を廃止して、中央政府の批准を得た統一規定と税率によって徴収することにした。これは地方政府の恣意的な徴税を防ぐためであったが、しかし、厘金はすでに地方の最大の税源であったため、地方政府は様々な名目をつけて、営業税や特別税を創出した。中央政府である南京政府は、1934年に「苛捐雜税令」を發布するなどして、制度外の地方税の復活に対抗した。しかし、実際には、地方政府からの財政難の訴えに配慮して、こうした現状を黙認し、地方政府を効果的に制御することは難しかった。したがって、「国地劃分」にもかかわらず、地方税は依然として国税対象の項目として課税されており、地方の国税機関が徴収した国税も地方で滞納され続けた。

南京政府が田賦と営業税を地方に割り当てたのには理由があった。田賦は現地の事情に詳しくなければ徴収が不可能で、脱税の取締りに莫大な費用がかかるからであった。営業税は新設の税金で、商人の営業実態を把握することが難しく、この新税に対する商人の反感も大きかった。予想通り、営業税の成果は極めて限られたものとなった。広東省の場合、1931年9月に広州市で営業税を導入し、毎年その徴収地域を拡大して営業税の定着に尽力したが、1937年の段階においても営業税の比重は省財政収入の1%にも満たなかった<sup>4</sup>。

地方政府による営業税実施の失敗と同じケースが、中央政府による所得税の試みで

あった。南京政府は、将来的には欧米の先進国と同じように、中央政府が所得税を、地方政府が営業税を主力とする財政基盤を確立しなければならないと宣言し、所得税の徴収を持続的に試みた。しかしながら、1937年に所得税を導入して以来、それは部分的に徴税されたものの、実際には空文のまま1949年の内戦終結を迎えた。

このような状況に大きな変化がおとずれたのは、中華人民共和国の成立後のことである。いわゆる1950年の「統收統支」の施行がこれに相当する。しかし、文革を経て国家の行政能力が減退したため、長期的にみれば、改革開放政策以前に省政府の財政権はすでに拡大する傾向にあったと言える<sup>5</sup>。とりわけ、改革開放政策以降、中央政府の安定した収入を確保するために、省政府の財政的自律権は大幅に強化された。1980年から広東省と福建省で実施された財政の定額請負制（「定額包干」）が、その代表的事例である。このような措置は、改革開放政策下の財政を、人々に「過去への回帰」と認識させるものであった。政治学者の王紹光は、1980年の財政の「非中央化」(decentralism)は、中央政府による自発的なものではなく、既存の方法によって財政を拡大させられない「改革政府の無能の所産」だと理解した。そして、中央政府の財政能力の低下は社会主義国家システムの全般的な危機を招来したと分析して、これを伝統的な中国王朝の末期的現象と評価した<sup>6</sup>。

こうした危機意識が現代中国で台頭した結果、民国期と類似した改革が実施された。その一例が、1994年の国税と省税を分離する分税制であり、国税局の新設であった<sup>7</sup>。この試みも、やはり、国民総生産に対する中央政府の掌握力を高め、地方財政の膨張を牽制するためであった。ただし、現段階においては、国民総生産に対する中央財政の比率は依然として低く、中央政府は豊かな地方政府との交渉においてしばしば譲歩する傾向にある。さらに、中央政府は、国税と共同税の脱税も防止できていない。他方、地方政府は、正規税金の徴収に手を抜く一方で、地方財政の収入源となっている「制度外課税」には力を注いでいる<sup>8</sup>。

中国政府は、分税制の実施に続いて、農村の税制改革をも推し進めていった。その一例である「費改税」は「收費」の撤廃と農業税率の引き上げを意味するが、この改革は民国時代におこなわれた「雑税」の整理と「裁厘加税」の実施と類似した発想である<sup>9</sup>。現在の中国政府も、民衆にとって有害な「雑税」をなくし、所得税を主力とする財政制度の確立を長期的に展望している。

しかし、それらを実施する際の弊害は、20世紀初頭とは何ら変わっていない。ある研究者によれば、個人単位の所得税は短期間のうちに主力な税種とは成り得ないという。現在では大きく改善されているとはいえ、中国の一人当たりのGNPは2000年で約800ドル、全人口に占める農業人口は約80%である。したがって、所得税が人口で多数を占める農民にまで広くは浸透せず、大衆税とは成り難いという。さらに問題なのは、中国人の57.3%は納税の経験がなく、所得税の定着に大きな障害となっ

ていることである<sup>10</sup>。

以上、地方を効果的に抑制する財政改革が様々な問題に直面してきた（いる）ことを紹介してきたが、報告者は、地方政府が財政と経済建設を主導することが中国の近代化にとって必ずしもマイナスにはならないと考えている。王紹光によれば、財政の分権化と地方財政の強化は、地域間の格差を広げ、中央政府による巨視的な経済調節能力を弱体化させ、同時に地方政治を中央から遠ざけていった、という。その結果、地域間の不均衡と各省内部の保護主義が生まれ、地域の経済発展が阻害されてきた<sup>11</sup>。このような1990年代の中国の状況は、1920年代から1930年代にかけての「軍閥」統治下の中国を想起させる。とりわけ、1930年代の山西・広東・広西などの各省は、南京政府という中央政府を名目的には承認していたが、自らの地方財政を拡充するために、独自の経済発展プログラムを実施していた。財政面においては、中央へ送金すべき国税をほとんど地方に滞留（「截留」）していた。1930年代の「軍閥」政権は、南京政府の国家建設プログラムを模倣し——あるいは逆に中央政府が模倣する場合もあった——、地方単位による強力な経済開発政策を推進して、教育・文化事業を拡充した。1930年代に陳濟棠「軍閥」政権によって統治された広東省は、1928年から1936年にかけて道路・鉄道などのインフラを整備し、海外の先進技術と設備を導入して、経済建設を推し進めていった。しかし他方では、省内の工業を保護するため、恣意的に高い関税を設定し、保護主義的な経済・財政政策も実施していた。

中央と地方との関係は、単純なゼロサム関係では整理できない。1930年代の国家建設を例にとってみても、それは中央政府と地方政府とでは違う速度とリズムで推し進められ、それは地方間においても地域別に異なっていた。そして、そうした国家建設は、結局のところ、いずれも同様の方向性を有していたため、中央政府が権力の所在を明確にし、主導性を発揮すれば、それらはすべて中国全体の国家建設へと吸収されていくべきものであった。

#### <注記>

中国財政のもう一つの課題——徴税システムと非公式な課税制度——は、紙幅の都合により割愛した。

#### 【注】

<sup>1</sup> 彭雨新「清末中央与各省財政関係」（『社会科学雑誌』第9巻第1期，1947年6月）53頁。

<sup>2</sup> 金子肇「中国の統一化と財政問題——「国地財政劃分」問題を中心に」（『史学研究』第179号，1989年）19頁。

<sup>3</sup> 同上20，31-33頁。1937年には県の地方予算が部分的に作成され，1940年代には新県制の実施によって省財政と県財政が分離された（陳松光『広東之県地方財政』3頁）。

<sup>4</sup> 姜彦亞『1930年代中国の中央，地方，商人：廣東省の財政と国家建設』（ソウル大学出版部，

2005年) 289頁。

- <sup>5</sup> Michel Oksenberg and James Tong, “The Evolution of Central-Provincial Fiscal Relations in China, 1971-1984 : The Formal System”, *The China Quarterly*, No. 125 (March 1991), pp. 3-5.
- <sup>6</sup> Wang Shaoguang, “Central-Local Fiscal Politics in China”, *Changing Central-Local Relations in China : Reform and State Capacity* (Boulder : Westview, 1994), p.93-4, p.108-109.
- <sup>7</sup> 鄭永年・王旭「論中央地方關係中的集權和民主問題」(『戰略与管理』 総46期, 2001年) 66-67頁。
- <sup>8</sup> Pak K. Lee, “Into the Trap of Strengthening State Capacity: China’s Tax-Assignment Reform”, *China Quarterly*, No. 164 (December 2000), p.1018, p.1024.
- <sup>9</sup> 張木生「中国公共財政的困境」(『戰略与管理』 総45期, 2001年) 103頁。
- <sup>10</sup> 吳雲飛「經濟体制轉軌時期個人收入分配稅收調控」(『學術季刊』 総66期, 2001年) 66頁。
- <sup>11</sup> Wang Shaoguang, “Central-Local Fiscal Politics in China”, pp.103-4, p.107.

### 第3報告

#### 「現代中国地方政治における「民意」の集約 ——地級市人民代表大会と政治協商會議に注目して」

加茂具樹  
慶應義塾大学

#### 研究目的

本研究の目的は、現代中国の地級市を中心とした地方の人民代表大会（以下、人大）や政治協商會議（以下、政協）の活動の分析をおこない、地方政治における「民意」機関の活動を明らかにすることである。具体的には、これら「民意」機関の構成員（人大代表と政協委員）が「民意」機関に提出する議案の内容分析をおこない、「民意」機関に表出される「民意」の特徴を明らかにし、また「民意」が集約されて政策となる過程を描きだそうとするものである。

本研究をおこなうにあたって筆者が調査をした地級市は江蘇省揚州市（2000年2月以来）、浙江省紹興市（2008年3月以来）、湖北省十堰市（2009年3月以来）、福建省泉州市（2001年2月以来）、貴州省貴陽市（2009年3月以来）、貴州省遵義市（2009年3月以来）と県級市の江蘇省張家港市（2009年3月以来）である（カッコ内は調査開始時期）。

#### 研究背景

現行の中華人民共和國憲法（以下、憲法）は、その前文で党の国家に対する領導性を確認している。つづく総綱において憲法は、人大を人民が権力を行使する機関であ

るとし、党を含むあらゆる組織と個人は憲法及び法律に優越する特権を持つことはできないとしている。このことは、党が、自らが提起した政策方針を国家機関に執行させるためには（すなわち、党が国家に対する領導を実現するためには）、権力機関である人大が「党の主張を法の手続きに従って国家の意思、人民の意思に置き換え」なければならないことを意味する。

例えば党は「党管幹部」の原則を掲げ、国家機関の人事権を掌握していることを謳っている。「党管幹部」が党の国家に対する領導の要であるともいわれてきた。しかし現実には、党が国家機関の領導幹部を推薦したとしても、党が提出した推薦案を人大が採択しなければ、それは党の意思に過ぎないのである。

党は国家に対する領導を安定的に実現するために、1980年代以来、積極的に人大改革を進めてきた。同改革をつうじて党は二つのことをおこなってきた。一つには、党の主張を国家の意思に置き換える場としての政治的な権威を高めるために、人大の権力機関としての活動を活発化させることである。いま一つには、人大が党の主張を何の障害もなく国家の意思に置き換えることを保障するために、人大に対する党の領導の強化をおこなった。

党と人大との間の領導・被領導関係が可視化されるのは人大での議案の評決の結果である。党は、自らの「主張を法の手続きに従って国家の意思、人民の意思に置き換えること」をこれまでほぼ一貫して、安定的に維持されてきた。この「成功」は、一つには人大の活動が活発化して人大の権力機関としての権威も高まったからであり、いま一つには人大に対する党の領導が徹底されていたからであるといわれる。

しかし、その核心的な要因は、人大が表出する「民意」を「民意」を表出する人大代表にとって適切なものであると感じさせるような政策に党が置き換えつづけてきたからである。だから人大代表は党の領導を受け入れ、党と人大との間の領導・被領導関係は安定的に維持されてきた。こうして党は、「党の主張」が何の障害もなく「国家の意思、人民の意思に置き換える」ために、人大に表出される「民意」の集約に腐心してきた。その腐心する姿を観察することのできる場が人大であり、その姿を描き出すことが党と人大との間の領導・被領導関係を描くことになる。

## 暫定的結論

本研究の暫定的な結論は以下のとおりである。

- ① 地級市人大代表は、選挙区の政治エリートと経済エリートによってほぼ独占されている。
- ② 地級市人大代表の政治・経済エリートは、地級市と区・県、そして郷鎮という三つの行政級の政治・経済エリートによって構成される。

- ③ 地級市人大代表が表出する「民意」は多様である。大まかに二分するとすれば、(1)政治的・経済的な行政権限に関係する問題の解決を求めるもの（経済計画の修正、上級行政がもつ権限を下級行政に譲渡することを求めるもの、税制の変更、行政区域の変更）、(2)住民の福利厚生を改善を要求するもの（養老保険や失業保険の充実、環境汚染問題の改善、道路・公共交通網の整備など生活インフラの改善）などがある。なお司法に関連する問題の解決を要求する「民意」はなかった。
- ④ 地級市人大代表が表出する「民意」のうち、住民の福利厚生を改善を要求するものの内容は過去20年間で変化していない。20年間の変化で顕著なものは①が登場したこと。
- ⑤ 人民の意思（＝民意）と、地級市人大代表が表出する「民意」との距離を測る方法は見つけることができていない。人大代表の背景や人大代表選挙の実態を理由に、地級市人大代表が表出する「民意」は、選挙区の政治エリートや経済エリートを代表する「民意」にすぎず、地級市に居住する住民の民意との間には距離があるといわれる。
- ⑥ 地級市人大代表の人的ネットワークを可視化する必要がある。

## ディスカッション<第1セッション>

司会：石塚迅（山梨大学）

石塚 それでは討論に移りたいと思います。3人の報告はそれぞれ異なる視点から中国の中央と地方の問題を扱ったものでした。私は専門外ですから大したコメントもできませんが、私の専門が憲法学ということもありまして3つほど雑ばくな印象を挙げたいと思います。

山本さんが河南省、姜さんが広東省、加茂さんは主に江蘇省揚州市を対象にして報告されました。歴史的に古い時代の、特に山本さんの報告で扱われたようなものが現代にどのようにつながっているのか。もしこういうところを現代中国と歴史学の共同研究としてできれば非常に面白いものになるのではないかと。たとえば、現代中国の様々な改革についていえば、生産請負制というものが安徽省から始まりました。村民委員会の主任選挙は吉林省や四川省から始まりました。広東省では土地所有権の譲渡の問題が議論され、それから情報公開も広東省が先駆けしました。こういったものが1930年代の地域性の問題とどのようにかかわっているのかという点が、私が興味を持った1つ目です。

2つ目は、これも山本さんが全面的にキーワードとして出しておられましたが、自治という問題です。一般に、憲法学の教科書では、地方自治には「団体自治」と「住

民自治」という概念があるなどというようにことで説明されます。団体自治は、一定の権限を持った団体が独立してさまざまな活動をおこなうことを指します。団体がどのような権限を持っているのかということです。住民自治は、そういった地方の団体が民主的に運営されているかどうかという点に着目した概念です。そうした意味では、今日の山本さんや姜さんの御報告は地方自治概念の中でも団体自治をめぐるものに位置付けることができるでしょう。加茂さんの御報告は、議会に着目したという意味では団体自治、また、自治とは完全に同一概念ではありませんが「自律」という問題になってくるのかなとも思いました。それから、加茂さんの御研究は、「民意」ということをキーワードにしている以上、人民代表大会という機関に住民がどのように自らの意思を表出していくのか、参加していくのかといった住民自治も、その視点の射程には間違いなく入っているのだらうと思いました。

3つ目は、特に姜さんの御報告で興味を持ったところですが、中間団体をどのように評価するのかという問題です。近代立憲主義は中間団体を解体するところからスタートしました。もちろん、立憲主義自体が一つのフィクションですから、解体できなかった中間団体はたくさんありました。その典型的なものは家族コミュニティです。しかし、中間団体を解体して国家と個人を向き合わせるというのが、少なくとも思想・理論としての近代立憲主義でした。ただ、この点については憲法学の中でも随分批判がありました。果たして個人はそこまで強く自立した存在なのかということで、いま日本でも中間団体を再評価しようという動きが保守派とリベラル派の双方から出てきています。保守派は、立憲主義・民主主義が中間団体を破壊することで日本の伝統が失われるという立場から、中間団体の再評価に出てきていますし、逆に、リベラルの側でも、むき出しの国家権力と個人が対峙するにはあまりにも個人が弱過ぎるということで、NGOやコミュニティといった中間団体を再評価するような動きがあります。山本さんの御報告は間違いなくその中間団体に関わる内容でしたし、姜さんはさらに踏み込んで、積極的とは言いませんが、中国の場合に限ってはむしろこの中間団体を肯定的に評価するというような表現もありました。

特に質問ということではないのですが、以上3つが私の抱いた印象ということになります。

私は別に議論を誘導するつもりはありませんので、会場からぜひ自由に質問、コメント等を出していただければと思います。いろいろな専門用語が出てきましたが、さきに言葉や事項の確認等で質問を集めたいと思います。いかがでしょうか。この図表のこの部分はどのようなのだとか、この単語の意味をもう少し詳しく説明してくださいという質問はございませんか。

サクラじゃないのですが、恐らく現代中国政治についてあまり詳しくないという方もいらっしゃると思うので、加茂さん、地級市と県級市という言葉をもっと少し説明し

ていただければありがたいのですが。

加茂 中国において市という呼称には2種類あります。行政レベルの違いです。この結果、市の下に行政レベルにも市があることになります。これは行政レベルが県と同等の市です。揚州市の場合、揚州市の下に江都市や高郵市という市があるのですが、その市は県の行政レベルの市です。これらの市は揚州市の管轄下にあります。これを県級市といいます。そして、揚州市は地級市といいます。地級市の下には区が設置されますが、県級市の下には区は設置されません。

石塚 揚州市が地級市、揚州市の下にある江都市が県級市ということになるわけですね。

中村 加茂さんへの簡単な質問です。揚州市に関する配布資料には、「党派」「非党」という欄があり、ところどころに空欄もあります。「非党」と空欄には違いがあるのでしょうか。

加茂 これは違いがあるというか、資料の記述のとおりです。党派について何も書いていないというのが空欄で、非党という表記もありました。まだこの差を明確に確認できていないので、混乱しないようにあえてそう書きました。

石塚 それ以外に言葉の問題でいかがでしょうか。ないようでしたら、報告の内容に関わるもので、コメント、意見、質問を自由に出していただければと思います。いまの段階で質問をお持ちの方はどの程度いらっしゃいますか。水羽さんと久保さんのお二人ですか。では、1問1答で、水羽さんからよろしくお願いします。

水羽 広島大学の水羽です。最初に歴史分野ということで山本さんと姜さんにお聞きます。お二人の御報告を聞いて非常に啓発されたのは、さまざまな事象をそれぞれの立場から検討され、従来は中国社会の混乱というように見られてきた中間団体の動きは、実は一定の合理性があったんだと指摘された点です。人々の暮らしを守るとか、あるいは現実に適応しながらある種の効率を実現するとか、そういう意味で、中間団体の動きは実は混乱ではなくて、ある種再評価すべき点があるのだということをお二人共に言われた。そこにあるのは、欧米のモデルを物差しとして中国社会を見てはいけないんだという理論的な背景があつての御発言だと理解しました。

そのことに非常に啓発されたというのを前提にした上で、たとえば、山本さんのお話だと、別廷芳の随分と荒っぽい動きを内部から変えていこうとする動きみたいなも

のは無かったのでしょうか。こうした民衆内部の動きを検討するという事は、史料的には非常に困難だというのは私も歴史をやっているのだからわかるんですが、たとえば、村治学院系の連中が別廷芳のもとでの村の暮らしをもっとよくしたいと……。さきほどの石塚さんのまとめでいえば、団体自治の部分で踏まえた上で住民自治の要素みたいなものが歴史の現場で発見できるかどうか、ということに私は関心があります。

同じようなことを姜さんにも質問したいんですが、労働者の手配をしたり管理する中間団体は、僕なんかの世代の教育だと、労働者を搾取するとしてもない連中で、それに対する反抗があるけれども、それが暴力でつぶされたというようなレッテルというか、固定的なイメージがあるんですが、一方でそれは一部であれ、否定できない事実だと思うんです。たとえば、姜さんが扱われた中間団体の動きに対して参加者の側から不満が発せられる、あるいは何とか変えていこうとする抵抗が見られるのか。そういう局面が見られれば教えていただきたいと思います。これは決して従来の固定的教条に戻すための質問ではなくて、より実態を知りたいという観点から質問させていただきます。

次に加茂さんの御報告についてですが、私は現代のことはよくわからないので、1つ1つの事実を御報告で教えていただき、ネットであそこまで調べられるとは全く想像できなかったもので、とにかくすごいなと思いました。素朴なところでお聞きしたいのは、非民主主義体制下における民主主義制度について考えることが加茂さんの問題関心の一つであることがスライドでも示されていましたが、建議とか議案がどの程度実施されていて、それが実施されていることに関して人大の代表たち、一般の人たちがどの程度満足しているのか、あるいはしていないのか。これも難しいとは思いますが、その辺でわかるのであれば教えていただければと思います。

石塚 久保さん、関連しますか。

久保 そうですね。

石塚 それでは、さきに久保さんから御質問を受けて、まとめてお答えいただくということにしたいと思います。

久保 3人の御報告は皆、興味深く伺ったんですが、「近現代中国の立憲主義をめぐる……」というこの大きなテーマとの距離をもう少し説明していただきたいと思います。その距離に関連すると、いま石塚さんや水羽さんが出された質問がだいたい重なってくるんだろうと思います。

山本さんと姜さんについては、団体自治という言葉で括ってもいいですが、地方統治という言葉も使われていました。地方のガバナンスの問題です。地方で統治してしまうという問題、その基礎に軍隊と財政が非常に重要な役割を果たすということははっきりしているわけです。武装力を持ち、お金を持ち、それで地方を治めていくという仕組みがあったという話をお二人ともある程度されていた面があります。それを修正するような要素、あるいはそれに対して民意の反映の中で政策が何らから転換されていく、あるいは手直しされていくような契機があったのか、なかったのかという問題がないと、立憲主義という問題が組み込みにくいという気がします。その問題が、石塚さんが言われた住民自治という話、あるいは水羽さんが言われた民衆から中間団体への異議申し立てという話になると思います。そこを少し出していただかないと、現代の人民代表大会という民意の反映システムが歴史の中である程度先行するものを持っていたのか否か、あるいは100年かけて中国の人たちがどのようにして民主主義を進めてきているのかということについての位置付けがしにくくなるのではないかと思います。

具体的に河南省の場合でいうと、1920年代に馮玉祥という人が中心になって省レベルの制度をつくっていかうとかなり努力するわけです。そうしたものがどのような形で引き継がれ、その中で河南省の西のほうでの地方自治みたいなものが可能になってくるのか、こないのか。あるいは、同じ時期に浙江省や湖南省で、省レベルで憲法を制定しています。こうした省レベルで憲法をつくって民主主義を実現しようというような、それなりの住民自治のような考え方が芽生えているものが河南省の場合にあったのか、なかったのか。あるいは広東省の場合でも、省議会のようなものがあつたのか、なかったのか。あつたとすれば、どんな役割を果たしたのか、果たしていなかったのか。さらに、日中戦争時期の国民参政会とか、省レベルの参議会、市や県レベルの参議会がそれぞれの地域で役割を果たしたのか、果たさなかったのか。こういう問題を出さないと立憲主義との関係の展開につながりにくいので、わかる範囲で言ってください。要するに、これは今日の議論を通じてあえて関わりという点で何かあれば出してくださいということになるかと思います。

それから、加茂さんの御報告も非常に面白かったんですが、加茂さんの御報告に関していうと、十堰の位置付けの問題があります。カンフーには2種類あって、仏教系の少林寺が日本では有名ですが、もう1つ道教系のカンフーがあって、武当山はその道場でいまでも大変たくさんの武闘学校があるところです。十堰はその武当山のすぐ隣の、元来はたいへん辺鄙なところです。そこがどうして日産と提携して全国の市場に自動車をつくるようになったのかという、その起源は実は日中戦争時期にあるんです。日中戦争時期に、日本の侵略に抵抗するために内陸部にいろいろ工業施設をつくらうということで動き出す。まずそれが最初の手掛かりとしてあって、それを手

掛かりにして1950～1960年代にかけても三線建設〔久保注：戦時に備え内陸部に軍需工業施設をつくった動き〕で非常に発展した所です。それを思い切って民需に転換するという80年代以降の転換で、十堰が日産と提携して自動車市場で展開していく。つまり中央がつくった地方なんです。これが非常に大きな特徴です。さきほどの河南省の西の山本さんが言われたような地方とは違う。中央が展開して非常に大きな力を持ち出した地方です。

だから、鑑真和尚以来の文化の香り豊かな都市の伝統がある揚州と、いわゆる中国の伝統的な地方という河南省の西と、南に開けている広東という特別な発言力を持つ地域と、それから中央がつくった地方と、4つの地域は皆それぞれに違いがあると思うので、その地域性について少し意識した形で議論していただくようなことになると思います。

石塚 せっかくですから、もう少し質問を集めたいと思います。どうぞ御自由に。

いらっしゃいませんか。では、報告者にマイクを回したいと思います。よろしくお願いします。

山本 どうもありがとうございました。民衆の内在的支持のところは、私は清水盛光さんの生成的自治という概念を使っているわけですが、民衆が生きていくことが困難になった段階で、強いリーダーが人をまとめ上げて、地域の人々の安全と財産を守っていった。そこに内在的な支持が基本的にはあった。しかし、その後の統治の展開の中で、民団を維持するための経費がかかってくる、また建設のための労働力の徴発に対する不満も一部ではありましたが、全体的にはこの地域の生存ということに対してこのリーダーは内在的な支持を得たのではないかと考えています。

暴力性の問題ですが、その暴力性を変えようと、郷村建設系の知識人が大量に投入されます。これが普通の地方の民団系のリーダーと違うところですが、この人たちは基本的に強いリーダーがどんどん開拓をおこなっていくことをサポートするような立場にいて、彼のリーダーシップをうまく活用しながら自分がやりたいことをやった。また、彼のところにいることによって、左派系の連中を保護してくれるわけです。それが別廷芳と国民党との摩擦になっていきますが、そういう意味において、こういうリーダーをうまく使いながら、自分のやりたいことをやっていたのではないかと。

馮玉祥との関係からいうと、別廷芳の前の彭兎廷という人が馮玉祥との関係で河南村治学院を創っていて、その人脈が別廷芳のほうに流れたということが極めて重要なのではないかと思います。これがなければ、地方でやっていたことに終始した可能性があります。もともとこの自衛というのは在地の宗族とか村落を基礎として積み上げてきたものですが、どこかでそれを超えるものをつくろうとした。それが県レベルの

政治共同体だった。県というものに民衆の帰属意識を集約させていこうというようにやったわけです。

別廷芳自体はそこまでやらなかったんですが、彼の思想的前任者である彭兎廷という人は、選挙をやろうとしています。在地の有力者と敵対関係になってきますから、在地からより支持を得るということで、間接選挙を導入しようとしていました。別廷芳については、彼自身が在地の有力者層というか、在地の地主層出身でかなり基盤はしっかりしているんですが、従来の宗族や村だけではなく、宛西鄉村師範とか小学校の教育に力を入れていく。そういう中で、県民というものをつくろうとしていた。県民というのは、延長していけば国民につながるような要素もあったのではないかと考えています。愛郷主義が愛国主義につながる要素、ただそこには対立もあって、国民党による愛国主義が地域の愛郷主義を押しつぶそうとするときにはそれに対抗していく。そういう別の可能性もここにはあったのではないかと考えています。

姜 広東省の歴史性と地方性については、既に注目すべき研究成果があります。オーストラリアのラ・トロープ大学の John Fitzgerald さんは、1920年代の孫文の広東政府が広東社会に対して高圧的だったことから、1930年代に入ると、その反動として「広東独立（≒分離）主義」が高まったと指摘しています。そして、それが現代とどのような関連性を有しているのかについては、カナダのダイアナ・ダリーさんが、1990年代末から広東省が南越に関する博物館を建設したり、中央政府に対する異議申し立てを徐々に強めたりしていることを理由に、広東では地域主義的傾向があらわれているのではないかと、もしかしたら広東の独立の兆候ではないかと論文で指摘したことがあります。

しかし、結果的には、中国共産党が2000年以降に反腐敗運動を強力に推し進めて、このような動きを封じ込めました。ですから、広東省に地方性や地方主義がないわけではないのですが、そのことを考える際に、同時に、中国共産党の地方に対するコントロールが強いことも念頭においておく必要があります。

つぎに、中間団体や中間層をどのように評価するのかという問題ですが、確かに国家に対する防波堤という役割も担っていたと思います。というのは、1930年代の広東省でも徴税する側が国家による徴税を拒否しようとし、納税する側も国家権力の介入による納税の引き上げに警戒心を示していたからです。私の分析結果によれば、中央と地方と納税者の三角関係のバランスは状況に応じて変化していたことが分かります。たとえば、水羽さんからのご質問に即していうと、納税者の側は中間団体に属する人かえて欲しいと要求はしても、その構造をかえて欲しいとはあまり思っていなかったようです。

最後に、久保さんからのご質問についてですが、私の場合は財政政策から中央・地方関係をみていて、立憲主義とは少し距離がありますから、ここでは立憲主義を「近代的な制度化」という言葉に置き換えながら地方政治について考えたいと思います。

1930年代の広東省の場合、財政制度の近代化が模索されていました。ただし、それは下からの一つの理想型であって、その制度化論には地方政府の願望——自分たちの軍事的財政的権限を独自に維持したい——も混じっています。たとえば、新しい徴税システムを構築するにあたって請負制度を導入しようとしても、それが上手く機能しそうでない場合には地方の論理に根ざした妥協策をとろうとします。また、中央政府が関税を統一すると、広東省は地方の輸入関税などを創出して地方産業を保護しようとしています。さらに、中央政府が中央銀行の権限を強化していくと、広東省は地方銀行の権限を強化して、地方が発行した紙幣を省内で流通させようとしています。

なお、清末の「新政」期に、中央は『各省財政説明書』をまとめて、近代的な予算の作成に取り組みました。財政制度を近代化していくためには、地方の実態を把握することが不可欠だからです。その後、北京政府も南京政府もこのような作業を実施できなかったわけですが、興味深いことに、広東省は1930年代に『広東財政』という独自の調査報告書をまとめています。ですから、広東省に財政制度の近代化という意欲があったことも事実です。

以上のことから、広東省は、地方としての権限を維持しながら省内の下からの声にも耳を傾け、しかし同時に中央政府（南京政府）と同じように財政の近代化をも目ざしていた、と総括できそうです。

加茂 質問をいただき、ありがとうございました。十堰や揚州の地域を選んだことの意味について御指摘いただき、なるほどそのように整理をすればいいのかと1つ立体的に見る視角をいただき、嬉しく思いました。なぜ私が十堰で調査ができるようになったかという、自分の学生のボーイフレンドのお母さんの友達が十堰の民政局の関係者で、そこを通じて調査をおこなってきて、民政局が出した議案を見せてもらったのがきっかけです。確かに十堰というのはすごい田舎で、そのときは武漢まで飛行機で飛んで、そこから450キロぐらい非常にきれいな上下二車線の高速道路を時速100キロ以上で5時間ぐらい飛ばして、でも非常に快適な旅でした。そういう意味で十堰というのは印象に残っています。

自分も以前、広東の人大を研究していました。広東は「人大の広東現象」というものを1990年代に起こして、広東の人大の活動が非常に先進的であるということで全国的に非常に注目され、そのモデルをいろいろな地域がまねたという経緯があります。そういう意味での広東とか、中央がつくった十堰とか、歴史ある揚州の人大の活動の背景の違いをもう少し注意深く見られるように研究していきたいと感じました。

もう1つ、人大代表が出す議案や建議の有効性についてです。議案や建議にどの程度実効性があるのかという問題ですが、これも私が非常に興味を持って研究しているところです。どのように紹介したらいいのか、書き方が非常に難しく、今日うまく報告できませんでしたが、揚州の人大代表が出す議案に対しての部門のコメントや人大での議論を見てゆくと、人大代表が出した議案によって揚州市の発展計画が随分修正されている経緯が確認されます。そういったところから、人大代表の議案が提出された後の政策の形成及び執行の過程の関連性により注目すれば、もう少し皆様に興味を持っていただける研究になるかと考えているところです。もう少しお時間をいただければと思います。

もう1つ、一般大衆と揚州市人大代表の出す議案についての関係とか、民意がどのように反映しているのかという部分については、これもおっしゃるとおりで、本当は1人1人の人大代表と大衆との間の交流の側面を調査したいのですが、「そういう政治的な調査はできません」とはっきり言われているので、今は中国の別の大学の人と共同研究をしようと思ひ、その相手を探しているところです。だいたいの方は心配して断りますし、「それは外国人の発想だろう。人大代表は民意をきちんと代表しているのだから、そこはあまり議論をしてもしょうがない」と言われます。

最後に、資料をネットで検索して、そこで議論となっている地域に実際に行って現場を見たり、いろいろな人に話を聞くという調査をやったりしても、直近の人大の活動しか研究できません。人大代表という地域のエリートが社会の中でどのような存在であるのかとか、大衆との距離感とか、それとの関連性は、やはり歴史的な部分をひっくり返してみないとわかりません。ここが現代研究や現状分析の限界です。そういう意味で、今回の中村さんが企画された歴史と現代の接点というような会で自分が報告すると、何か非常にいいヒントをいただけるのではないかと考えている次第です。もう少しこういう会に積極的に出て自分を披露しながら、いろいろ知見をいただけたらと思っています。

石塚 時間は若干過ぎているのですが、この際せっかくだからどうしても聞いておきたい等々の質問はございますか。午後の最後に総括討論という時間がございます。そのときにまた第1セッションの報告者に対しても質問を出していただければと思います。それでは、この辺りで第1セッションを終わりにしたいと思います。報告の先生方、どうもありがとうございました。

## 第二セッション「党と立憲主義・立憲政治」

### 第1報告

#### 「中華民国憲法制定史——自由と司法をめぐる」

中村元哉  
南山大学

中華民国後期（1928-1949）の国民党を中心とする政治体制（「訓政」）は、政党国家 = party-state システムとは異質であったとはいえ、表向きには国民党が政治と軍を指導する「党治」であった。それ故に、このことをもって、中華民国憲法草案（「五五憲草」）の公表（1936年）から中華民国憲法の施行（1947年）へと至る一連の憲法制定活動は、これまで「近代西洋型民主主義」<sup>1</sup>とは異質なものとして理解されてきた。

しかし、この過程において、重要な条文上の変化が生じた。それは、「五五憲草」の自由と権利をめぐる条文が法律の留保（「法律に依らなければ～できない」）をともなっていたにもかかわらず（間接保障主義）、「中華民国憲法」では法律の留保をともなわない条文（「憲法の保障をうける」、「法律によって制限することはできない」）に変化したことである（直接保障主義）。この変化の意味を、中国近現代政治思想史において、どのように理解すればいいのだろうか。

この変化の意味は、世界におけるリベラリズム思想の変容<sup>2</sup>や新たな立憲主義の潮流<sup>3</sup>、およびアメリカを中心とする戦後世界構想を視野に入れてこそ、はじめて総合的に解明されるものである。当然に、この憲法制定活動の中心人物である孫科・張知本・呉経熊（国民党）および張君勱（国家社会党）らの憲法論を、彼らの国際情勢認識とも関連付けながら分析しなければならない。

しかし、こうした重要な課題は別の機会に全面的に論じることにして、本報告では、直接保障主義を主張し続けた張知本の自由・権利論が、「五五憲草」の作成までに、どのように展開されていたのかを分析する。その際に、張知本が想定していた自由と権利が、国民党「党治」下において、どのような司法制度によって保障されようとしていたのかという点にも注目し、間接保障主義を提起し続けた呉経熊の自由・権利論と適宜対比させていく。こうした自由と司法という普遍的課題を「党治」という特殊な中国的文脈に位置づけることによって、「五五憲草」の間接保障主義から「中華民国憲法」の直接保障主義への変化の意味の一端は浮かび上がってくるものと思われる。

張知本（1881-1976）<sup>4</sup>は、三民主義と五権構想——政府が立法・行政・司法の三権

以外にも監察権・考試権を加えた五権を管理し、その政府は民選から成る国民大会に責任を負う——に固執し、政治勢力としての共産党を敵視し続け、天賦人權論にも否定的であった。しかし他方で、彼は個人の自由の重要性をも訴え続け、国家権力、とりわけ軍の政治への介入を極度に警戒した<sup>5</sup>。こうした自由観に依拠する彼は、言論・出版・集会をはじめとする多くの自由を最大限に保障しようとするが、財産や契約といった経済的社会的不平等を引き起こしかねない自由については社会全体の利益に配慮して制限し得る、とした——ただし彼は、国家権力を無制限なものとしてはならない、とも主張していた——。この自由論は、ソ連型の社会主義やドイツ型の社会民主主義を強く意識したものであり、とりわけ労働者の権利を重視して階級対立の緩和を試みようとするものであった。

ただし、一部の自由と権利を制限し得るとはいつても、その範囲は法律ではなく憲法で明記されなければならない、自由と権利は基本的に直接保障主義によって憲法で保障されなければならない、とした。これは民国初期以来の間接保障主義の否定であり、恣意的に制定される法律によって自由と権利が蹂躪されることがないようにしたものである。つまるところ、立法権が巨大化して暴走することによって立憲主義が蝕まれることを回避し、行政権（軍権を含む）と司法権のみならず立法権の濫用をも警戒したわけである。まさに、新たな立憲主義の方向性を模索する20世紀の世界潮流の一つに合致したものであり、アメリカ合衆国憲法修正第1条をモデルとしたものであった。

ここでは彼の議会観がポイントになってくるが、（中国の憲政期のモデルとはなり得ない）ソ連のソビエトよりも（直接民主主義に近い）ドイツ・ワイマール期の「国民的議会政治」を高く評価していたこと、それ故に民選によって構成される国民大会を国家の最高権力機関と位置づけて、実質的な立法権を有する立法院をその下位に位置づけていたことだけを指摘しておく。彼は「国民大会至上主義」であり、国民党「党治」を前提としていたというよりはむしろ、民意の力を最も重視したのであった。だからこそ、この民選の国民大会に憲法解釈権をも付与したのである。こうした議会観と民衆観は、「党治」を前提としている感の強い呉経熊——国民大会を国家の最高機関とは位置づけていない——とは対照的であり、このことが直接保障主義と間接保障主義の本質的な違いであった。

以上のような自由論を展開した張知本は、それを制度的に保障する立憲主義（＝厳格な法治）を確固たるものとするためには司法の独立——司法官の地位の独立、司法官の職務の独立、司法判決の効力の独立——が肝要であり、そうした厳格な法治が地方自治に根差した憲政の土台を構築していく、とした。司法の範囲には（国民党「党治」下で一貫して争点となり続けた）司法行政を含めるとし、そうして行政権の司法行政に対する干渉を防ぐことこそが権力の均衡を真に保つことになる、と考えた。た

だし、この制度論が三権分立のイギリスやアメリカの司法制度とは本質的に異なると理解するのは早計である。なぜなら、司法の範囲に行政訴訟をも含むとした点は、フランスやドイツの制度を排除して、イギリス・アメリカ・ベルギーのそれを参照した結果であったからである。

確かに張知本は、こうした司法制度論が、憲政下において国民党の「党治」を前提とはしない、とは明言していない。司法と党・政府・軍の関係について、体系的かつ直截的には論じていない。だが、国民大会が司法院院長を選出し、その院長が司法院に属する最高法院院長を兼任し、最高法院の司法官は国民大会で選出されるとして、呉経熊とは対照的に、選出方法を明確に示した。このことと彼の「国民大会至上主義」＝民選・民意の反映を想起すれば、少なくとも呉経熊以上に、「党治」を前提としない憲政」を想定していたことになる。

以上のような自由論・司法論に支えられた張知本の直接保障主義は、従来の「三民主義の五権構想＝立憲主義の軽視＝ナショナリズムに劣位する自由と権利の保障」という中国近代政治思想史の定説に再考を迫るものである。彼の「国民大会至上主義」に基づく直接保障主義は、立憲主義をより立憲主義たらしめた、と「暫定的に」評価できよう。それはまた、「中華民国憲法」が人民共和国の社会主義型憲法とは異質だ、という評価へとも直結することになる。

しかしながら、そう断言するためには、彼の憲法論における三民主義の位置づけをさらに検討する必要がある。また、彼が高く評価していたワイマール憲法がドイツでヒトラー政権を生み出したように、民意が誤った判断を下した場合には、彼の「国民大会至上主義」の憲法論は独裁性を帯びた「全民政治」へと転換する可能性を秘めていた。この点にのみ着目すれば、人民共和国の社会主義型憲法と同質だ、という理解になるのかもしれない。

#### 【注】

- <sup>1</sup> 「近代西洋型民主主義」とは、古代ギリシアの民主主義と比較して、当初からナショナリズムに強く規定され、立憲主義の性格を帯びると同時に、リベラリズムをイデオロギー的動力源としている民主主義をさすものとされる（千葉眞『デモクラシー』岩波書店、2000年、pp.25-27）。
- <sup>2</sup> ロシア革命後の労働権の重視、イギリスのラスキ思想、ドイツのワイマール憲法、アメリカのニューディール政策などに象徴される社会民主主義思想の広がり。
- <sup>3</sup> 立法権の優位によって生じるその暴走の歯止めと行政権・司法権を強化しようとする指向性。
- <sup>4</sup> 湖北省江陵县生まれ。官費留学生として日本の法政大学に留学。1911年の武昌蜂起に参加し、湖北軍政府の司法部長に。西山会議派との結びつきを尊され、広州国民政府主席汪精衛によって国民党から除籍処分をうけた。その後も、反蔣介石グループが公表した「太原約法」の起草に携わり、蔣介石とも一線を画していた。
- <sup>5</sup> 張知本のナショナリズム論と自由論の関係については、中村元哉「中華民国憲法制定史にみる自由・人権とナショナリズム——張知本の憲法論を中心に——」（『近きに在りて』53号、2008年）で考察した。

## 第2報告

### 「現代中国における言論の自由とその制度的保障」

石塚迅  
山梨大学

立憲政治とは、法学者の理解でいえば、広義では、憲法に基づく政治を指し、狭義では、立憲主義、すなわち、国家権力の濫用を制約し国民の権利・自由を保障する思想あるいは仕組みを指す。立憲政治の思想と制度は、それぞれの国家や社会の状況がある一面から反映し、それをめぐる問題は法学および政治学における普遍的かつ最も重要な論点の一つであると思われる。近年、中国研究の場において、「立憲政治（立憲主義、憲政）」という語が俄然脚光を浴び始めている。その背景としては、1)中国国内において立憲政治（憲政）研究がブームとなっていること、2)東西冷戦の終結が「立憲主義」の「普遍化」・「グローバル化」といえる状況を現出させたこと、3)中華民国史研究において、1945年から1949年にかけての「憲政」模索・実施の時期の政治・社会状況、あるいは「憲政」概念そのものに研究の関心が集まっていること、という三点を指摘することができる。このような状況は、近現代中国の立憲政治（立憲主義、憲政）を立体的に把握・理解するかつてない好機をもたらしている。

憲法学者の阪口正二郎氏は、「立憲主義のグローバル化」を論じるにあたり、そこで復権している「立憲主義」とは、「権力は縛られるべきだ」という単純な発想を超えて、「権力=多数者によっても侵しえないものとしての『人権』という観念と、それを担保するための違憲審査制という装置を内容として持ったものである」と述べる。立憲主義が、「権力は縛られるもの」という考え方からスタートするものである以上、阪口氏がいう「人権」の中心は、自由権としての政治的自由、すなわち言論の自由となるはずである。

そこで、本報告では、現代中国における言論の自由の「観念」およびその保障のための制度的「装置」を検討する。それらへの検討を通じて、現代中国における立憲主義の状況、さらにいえば、そもそも立憲主義という言辞を用いて、中国の憲法・人権状況を語ることは可能なのか、について論じてみたい。

まず、言論の自由という「観念」については、中国政府・共産党、法学界、一般大衆の言論の自由観を検討する。中華人民共和国建国以降の歴代の憲法には、一貫して「言論の自由の保障」が明記されてきたにもかかわらず、中国政府・共産党は言論の自由について公式には何も語ってこなかった。中国政府・共産党の言論の自由観が公式に示されるのは、1978年以降しばしば顕在化した民主・人権要求、および民主化運動武力弾圧に対する西欧諸国や国際的な人権NGOの批判に反駁する過程において

である。法学者は、当初中国政府・共産党の「代弁者」としての役割を担わされていたが、1991年11月の「人権白書」公表を契機にして、中国政府・共産党から一定の範囲で自立の傾向を強め、今なお数は少ないが、中国政府・共産党の言論の自由観への異論も提起され始めている。

次に、言論の自由の保障のための制度的「装置」については、言論の自由関連立法、言論の自由の事後的救済、救済機関の独立性の順で検討する。1989年以降、中国政府は、『出版管理条例』、『集会行進示威法』等、様々な言論の自由関連立法を制定してきた。中国政府・共産党はこれら立法を言論の自由「保障」立法と自賛するが、西欧諸国や国際的な人権 NGO はこれら立法を言論の自由「弾圧」立法と批判する。この認識の相違をどのように理解・把握すべきなのか。これを理解・把握するカギとなるのが、おそらく、言論の自由の事後的救済制度（違憲審査制・司法審査制）、および救済機関の独立（司法の独立）という問題なのであろう。現行憲法は、「民主集中制の原則」を採用しており、（全国）人民代表大会は、行政機関、裁判機関、檢察機関を選出し、その活動を監督するという全権的な国家権力機関である。人民代表大会制度の下では、各機関相互間での業務の分業はありえても、西欧的な三権分立や「司法権の独立」を観念する余地はない。また、現行憲法は、裁判機関（人民法院）に違憲立法審査権を付与していない。現行憲法上、憲法実施の監督権限は全国人民代表大会およびその常務委員会に、憲法の解釈権限は全国人民代表大会常務委員会にそれぞれ付与されている。こうした現行憲法の国家機構についても、近年、法学者は、違憲審査制の導入や人民代表大会の権限強化を中心に、様々な制度構想を提案し始めている。

以上のような検討をふまえた上で、最後に、「立憲主義」と（中国的な？）「憲政」を等号で結ぶことができるのか、という問題を考えてみたい。

#### 【参考文献】

- ・石塚迅『中国における言論の自由——その法思想、法理論および法制度——』（明石書店）2004年1月
- ・石塚迅「中国からみた国際秩序と正義——「中国の人権観」の15年——」『思想』（岩波書店）2007年第1号（第993号）
- ・石塚迅「現代中国の立憲主義と民主主義——人民代表大会の権限強化か違憲審査制の導入か——」『近きに在りて』第54号（2008年11月）
- ・胡平著／石塚迅訳『言論の自由と中国の民主』（現代人文社）2009年6月

## ディスカッション〈第2セッション〉

司会：山本真（筑波大学）

山本 14時40分まで第2セッションの時間がございまして、25分ほど討論ができるかと存じます。1930年代から現代まで立憲主義及び言論の自由をめぐる制度的枠組みと、その制度を支える思想について、お二人から議論をしていただきました。それでは早速フロアからの質疑応答ということにしたいと思います。いかがでしょうか。

久保 お二人の論点をかみ合わせていく手掛かりということで発言します。47年憲法（1947年公布の中華民国憲法）についての議論が憲法学者の中で進んでいるような印象を持っているんですが、47年憲法に関する現代中国の憲法学者の議論はどんな特徴があるのか、また現代の人民共和国の憲法を相対化して考えるため、47年憲法を参照しながら議論しようとする志向があるのかどうか、現代の中国法学者の47年憲法論について何かコメントをいただければと思います。これは石塚さんに対する質問です。

中村さんに対しては、逆に54年憲法に対して台湾の学者や研究者などがどのような議論をしているのか。要するに、いま中国が持っている大きな憲法は、香港法の体系を別にすると、台湾で生き抜いている47年憲法、それから大陸で生きている54年憲法を修正してきているもの（ソビエト法系のもの）ですが、それぞれがどのように相対化されているかということについて、コメントをいただければと思います。

また、そうした54年憲法の制定過程自体を問題にするような研究はあるのかどうか。私の知る限りでは、新政協といわれる政治協商会議で決めた共同綱領の制定過程の研究はやや進んでいるような気がしますが、54年憲法の制定過程は、スターリン憲法を下敷きにしていること自体にいろいろな大きな問題が、要するに根本的なところの問題があるわけですが、それに関してはあまり公に議論されていないような印象を持っています。それについてお二人それぞれに議論があれば教えていただきたい。

山本 ありがとうございます。ほかに御質問があれば、さきに質問を出していただいて、後からまとめてお答えいただきたいと思います。いかがでしょうか。

柴田 愛知学院大学の柴田と申します。今日のテーマと少しずれますが、石塚さんに質問があります。石塚さんはこのたび胡平の翻訳本を出版されましたが、それと関連する質問です。つまり、現在の共産党に、果たして、このような言論の自由を創出す

る力があるのかどうか、ということです。

私もこの3月にニューヨークで「中国民主団結聯盟」の関係者や『北京の春』の編集部の方に会って話しをしてきましたが、海外にいる民主活動家は基本的に多党制を目指しています。彼らは、現在の一党独裁体制が内部から瓦解して、共産党そのものが幾つかの政党に分断されるといったイメージを基本的に抱いているようです。しかし、本当に、中国内部からの変革によって言論の自由は実現されるのでしょうか。それとも、やはり外部の圧力によって実現されることになるのでしょうか。

三品 和歌山大学の三品です。お二方に一つずつお聞きしたいことがあります。

中村さんの報告については、張知本の憲法論が配布資料の図にイメージ化されています。この中に「×」の印があって、国民大会を重視していた張知本が国民大会に対する（国民）党のコントロールを排除しようとしていたことを示しているのだと思います。ただ、この意味が具体的にイメージできないでいます。たとえば、国民党が国民大会の議員を操作しないようにするという意味なのでしょうか。この点についてももう少し具体的に説明していただければと思います。

石塚さんの報告については、難しいところもあったのですが、非常に面白かったです。報告を通じて、当初実在していた社会主義でなければいけないということが事実上相当に緩んできていることは分かったのですが、たとえば、2005年に反日デモが起こった際に「愛国無罪」という言い方を掲げた暴動がありました。人民政府は非常に困ったと思うのですが、「愛国無罪」を掲げておこなわれる表現の自由というのは、現在の人民共和国における言論の自由の新たな可能性を示すものなのか、あるいは徐々に開放政策を推し進めてきた現在の人民共和国における言論の自由の政策的限界を示しているのか。今日の御報告の趣旨と少しずれるかもしれませんが、御意見をお聞かせ願えればと思います。

山本 ありがとうございます。では、時間の関係もございますので、お三方からの御質問について、石塚さん、中村さんから御回答をお願いいたします。

石塚 ありがとうございます。どこまで答えられるかわかりませんが、順に……。

久保さんの御質問で、47年憲法がいまの中国憲法学者にどのように評価されているかという点ですが、御存じのとおり、共産党は、政権を奪取する直前の1949年に、国民党の六法全書を廃棄するという通知を出して、それ以降、社会主義法（中華人民共和国法）と資本主義法（中華民国法）はまったく異質のものだという議論がずっとありました。しかしながら、「改革開放」、特に1990年代以降、まず民法、商法といったイデオロギー色の薄い法分野から民国法を参照しようというような流れが出て

きました。民法、商法に関しては、すでに、民法を参考にするという点について、ほとんどフリーパスの状態です。それが現在、刑法辺りまで及んできているのではないかという印象を受けます。刑法について、その具体的な内容を紹介すれば、以前の1979年刑法には、「マルクス・レーニン主義」というのがちゃんと文言の中にあったんですが、現行の1997年刑法には、「マルクス・レーニン主義」という文言はありません。反革命罪も、刑法改正で、国家安全危害罪となりました。中身は全然変わっていないんじゃないかと言われますが、とにかく名称自体は変わりました。

こうした変化は、恐らく憲法が一番最後になるのだらうと思います。政府レベルについては、以上のような状況にあると思います。

これに対して、学者レベルについてですが、学者も限定的な形でしか、47年中華民国憲法について言及していません。47年憲法を全面的に論じるというのは、やはりなかなか難しいのです。最近目にした議論では、1つは、人権保障を考えようということで、公共の福祉論、つまり、どういう場合に人権が制限されるのか。日本国憲法第13条のような形ではなくて、中華民国憲法は結構詳細に条文の中に書いてあります。その条項に着目した研究が散見されるようになってきました。だから、それは、いずれどういう場合に人権が制限されるのかという議論につながってくるのだらうと思います。

久保 中華民国憲法の第23条ですね……。

石塚 そうですね。もう1つは、中華民国憲法が、具体的に列挙する権利以外の権利も保障するんだという「剰余の権利」（中華民国憲法第22条）という発想に立っている点に着目する学者が多いです。これまでの「天賦人権」を否定する中華人民共和国憲法の考え方に立てば、憲法には、認められる権利のみが書かれていて、憲法に書かれていない権利は全部禁止されるという論理になります。中華民国憲法は禁止されるものを書く。禁止されていない限り全部認められるという全く違う発想です。学者たちは、中国の憲法論をそういった中華民国憲法の発想にできるだけ近づけたいと思っているようです。

54年憲法の制定過程についてはまだ勉強不足なので、学者たちがそれをどこまで議論しているのかわかりませんが、47年中華民国憲法の研究よりも54年中華人民共和国憲法の研究の方が、政治的な拘束がありません。何よりも、中国政府自体が54年憲法を高く評価していますし、54年憲法が制定された日を憲法記念日にしようかというような民間の動きもあるくらいですから、今後研究は進んでいくのだらうと思います。

それから、柴田さんの御質問で、海外の民主活動家は多党制を目指しているが、国

内では多党制は絶対に認められない。溝がどんどん深まって、その溝が硬直している状態でどうにもこうにもならないというのが現在の状況だというのは、おっしゃるとおりだと思います。柴田さんの方がもっと実際の様々な状況を見ておられると思いますが、私の見た限り、アメリカや国際社会の積極的関与による外部の圧力だったらまだしもですが、少なくとも、亡命者たちの海外民主化運動としての外部の圧力は、いまはあまり期待できないように思います。

内部の変革ですが、法学的な立場からいえば、ソ連や東欧諸国では、体制転換した後、司法権の独立が実現し、憲法裁判所が導入されるのですが、体制転換の直前の時期に、いくつかの国で憲法委員会というものが設置されました。全国人大にあたるソビエトの下に、憲法を専門に審査するような委員会を設けたのです。ソビエト制を前提とした話なので、三権分立にはなりません。現在、中国政府もそれぐらいならやってもいいかなというようなことにはなっています。ですから、もしかするとそれが「トロイの木馬」になる可能性はあるかもしれません。でも、やはり、それもちょっと難しいのではないかとというのが正直な印象です。

それから、三品さんの御質問ですが、「愛国無罪」という表現の出現をどう考えるのか。今日の報告では、法律のことをきちんとやろうと思いました。出版管理条例とか集会行進示威法とか。しかしながら、そうした大本になる法律はいくつかあるのですが、それより下のところがなかなかわからない。特にインターネット規制や報道規制というのは、そのほとんどが法律ではなく通達でなされていて、なかなかわからない。でも、三品さんがおっしゃるように、ああいう表現が出ること自体が、政府の言論規制の限界なのかなとは思っています。

憲法の議論からいけば、言論の内容規制は基本的にはよほどのことがない限りしてはいけな。かろうじて制限が許されるのは、集会やデモ行進のやり方、つまり言論の手段に対してです。ただ、今の中国政府はいうまでもなく言論の内容規制もしています。今後、内容規制ができなくなると、内容中立規制、つまり手段規制のみになっていきます。ただ、手段規制のみになっていくのが中国の変化の現れなのかという点については、まだなかなか即断できないというのが現時点での印象です。

ついでに、私も中村さんに質問したいのですが、図で1カ所わからないところがありました。簡単な質問です。立法による人権侵害とか、行政による人権侵害はイメージしやすいんですが、司法院からの自由・人権の侵害というのがイメージできないので、説明していただけませんか。

中村 配布資料の図をもう一度お手元に置いてください。まず三品さんからの質問にあった「党と国民大会との間にある×」の意味ですが、ある特定の政党に操作されないということの意味しています。張知本は選挙制度について詳細に論じていて、現在

の日本や欧米諸国でおこなわれているような直接・普通・平等・秘密選挙を実施することに否定的ではありませんでした。彼は、開かれた選挙制度を主張しているわけですから、この文脈からすると、国民党を前提とする選挙制度を実施して、その結果を通じて国民大会をコントロールすることを想定していなかったことになります。

三品 つまり全員無所属という意味ですか。

中村 いえ、国民党が圧力をかけた選挙制度ではない、という意味です。国民大会の代表は、もちろんどこかの政党に所属しているわけですし、その場合は国民党もあれば別の政党もあり得ます。比例代表制についても必ずしも反対という立場ではなかったと記憶しています〔中村注：職業代表制には反対の立場〕。

補足しておく、「党と政府の間にある×」は、憲政時代にはソ連のソビエトのような制度を中国で採用してはならないという彼の考え方を示しています。訓政時代は国民党の中央執行委員会が事実上政府や軍を指導しますが、そうした制度は憲政時代には廃止すべきだと主張しています。つまり、国民党中央委員会が政府を指導するという関係を断ち切る、ということです。

ついでに、石塚さんからの質問についてですが、五権構想においては司法院が政府の下に置かれていますから、行政権ないしはその裏に潜んでいる軍権が司法権を操作し、司法が軍や政府の干渉を受けて法律を恣意的に解釈してしまう可能性を遮断する必要があります。ここではそういうことを意味しているとお考え下さい。

次に、台湾が1954年の人民共和國憲法をどのように評価してきたのかという久保さんからの質問についてですが、1950～1980年代の冷戦時代にあっては、当然のことながら否定的に評価しています。その否定的な評価という意味は、石塚さんの議論でも示唆されていたように、日本国憲法でいう「公共の福祉」論の視点から憲法全体を見渡した場合、台湾の中華民国憲法のほうが具体的に規定されており、1954年以降の人民共和國憲法のほうが劣っている、といった類の議論を指します。しかし、こうした評価が憲法論としておこなわれているのか、それとも政治的な対立からおこなわれているのかは私には分かりかねます。そうなってくると、現在の台湾の法学者や歴史研究者が1954年の人民共和國憲法をどのように見ているのかも興味深い問題として浮かび上がってきますが、この点については、正直なところ、お答えできません。むしろ、この種の質問については、台湾の法学者とも交流のある石塚さんにお聞きしたいのですが……。

最後に、1954年の人民共和國憲法に関する研究状況についてですが、実は総括討論で議論できればと思って持参してきた韓大元『1954年憲法与中国憲政』（武漢大学出版社、2008年）が最新の研究成果です。韓大元はどういう方でしたか。

石塚 中国人民大学法学院の副院長です〔石塚注：中国人民大学 HP で確認したところ、院長に昇任していました〕。

中村 この方が1954年憲法について研究されています。私もきちんと読み込んでいないので、正確に紹介できませんが、結論の部分を読めると、「この1954年憲法は中国の憲政の基礎を構築する上で積極的な意義はあった。しかし、同時に、様々な教訓も与えた」と書いてあります。たとえば、「人治と法律の虚無主義」云々と否定的に書いてあり、そうした反省と教訓に立って今日の中国の憲法や憲政をどう改革すべきなのかを提言しているようです。

山本 どうでしょうか。あと2、3分あるので、さきほどの中村さんの質問に対して石塚さんが答えられるのでしたら……。

石塚 台湾の学者が54年憲法をどう評価しているのかというのは、私自身わかりません。むしろコメントしたいのは韓大元著書の方で、韓大元さんが反省と教訓に基づいているというのは、54年憲法ができた2年後に中国政府・共産党が社会主義への移行の完成を宣言して、「過渡期の総路線」を記述していた54年憲法が紙くず同然になってしまった。憲法の權威性を高めるためにどうしたらいいのかという意味での反省だと思います。

中華人民共和国建国後、54、75、78、82年に4つの憲法が出ましたが、82年憲法体制が既に30年近く続いています。それは裏を返せば鄧小平路線がそのままずっと支持されているということですが、82年憲法も4度の部分改正を経験しており、法学者の中には、この際憲法を全面改正したらいいんじゃないかという意見があります。他方で、韓大元さんみたいに、憲法を頻繁に全面改正することが憲法の軽さにつながるのだから、解釈改憲で乗り切るべきだという意見もあります。解釈改憲で乗り切るなんて、日本の憲法学者からしたらあり得ない話ですが、韓大元さんなどは解釈改憲、憲法を変えないということにこだわっている憲法学者の1人です。

もう1つ、韓大元さんがそこまで視野に入れているかどうかはわかりませんが、憲法そのものをどう考えようかということが随分議論になっています。憲法の前文とか、憲法の総綱の部分に、政策や政治がかなりたくさん記述されているから、政策が変わるたびに、憲法を変えなければいけない。その辺をもう少しすっきりしたほうがいいのではないかと。54年憲法は、憲法の前文に「いま中国は過渡期にある」と書いていました。つまり、この憲法は長持ちしませんよということを憲法に書いた。そういうことが韓大元さんの言われる反省ということになるのではないかと思います。

山本 どうもありがとうございました。時間になりましたので、第2セッションはこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

### 第三セッション「リベラリズムとナショナリズム」

#### 第1報告

#### 「リベラリズムはナショナリズムを統御できるか ——「戦国策」派の言論活動を素材として」

水羽信男  
広島大学

本報告では、リベラリズムとナショナリズムとの葛藤について論じるため、「戦国策」派の議論を検討する。彼らは世界的にファシズムの「成功」に関心が高まるなか、抗戦が最も困難な局面を迎えた時期に、『戦国策』（昆明：1940.4-1941.7）および『大公報』副刊「戦国」（重慶：1941.12-1942.7）を主たる執筆の場として活動した。「戦国策」派と呼ばれる所以である。彼らは「民族至上」を掲げて現状打開のために積極的な言論活動を展開し、当時の言論界に一定の影響力を行使し得た。それは、当時の中共系の知識人が「戦国策派」の思想を国民党の独裁を理論的に支えるものと見なして、厳しい批判を展開したことに象徴的に示されている<sup>1</sup>。

彼らの多くは20世紀初頭に生れ、その思想は清華大学や北京大学などで基礎が築かれ、欧米留学を通じて鍛練された。当時の職業もほとんどが西南聯合大学などに勤める研究者・教育者であった。「戦国策」派はルーズな組織で、同時代の観察者にも「大政治」（High Politics）の時代という情況認識以外の共通性はない、と指摘されている<sup>2</sup>。だが抗日期の昆明における最も有名なりベラル派の雑誌の一つにあげられる『今日評論』（1939.1-1941.1）は、雷海宗・林同済・王贛愚ら「戦国策」派と見なされる人物が関与していた。1945年8月以後も、「戦国策」派は北平・天津に復員し、『新路』『周論』さらには上海の『観察』などを舞台に、リベラルな言論活動を活発に展開した。筆者が「戦国策」派をリベラリストと位置づけるのは、以上の諸点に起因している<sup>3</sup>。彼らの「民族史上」のスローガンは、江沛が言うように「自由主義という核心」を包む「ベール」と言うべきであろう<sup>4</sup>。

「戦国策」派に関して、従来の中国における研究では、中共党員の批判の歴史を踏まえてか、極めて低い評価を与えられてきた。こうした研究動向に影響されて、日本における研究もほとんど進展していない。こうした状況を打破したのが江沛の『戦国策派思潮研究』（天津人民出版社、2001年）だった。江沛は「戦国策」派を反革命と断じるかつての研究を批判して、共産党の正統史観から離れて、事実即して「戦国策」派の思想を分析した。だが、ナショナリズムと彼らの関係を論じた最新の論考では、「彼らは民主の実現と自由の獲得が、両者のどちらを廃するわけにもいかないと

いうことを意識していなかったようである」と批判し、彼らの知識営為も「救亡が啓蒙を圧倒する」という李沢厚のテーゼからは逃れられなかったと断じている<sup>5</sup>。

本報告は「戦国策」派の言論活動のなかから、特に「文化形態史観」にかかわる議論に着目して、ナショナリズムとリベラリズムの葛藤をめぐる江沛の評価について、初歩的な検討を加える。「文化形態史観」に着目するのは、それが「全面的な欧化論」ともいうべき性質のもので、「戦国策」派が強調した外来文化の積極的な摂取とそれによる中国文化の変革を目指す立論は、「東西文化論争」の主要課題に関わるものであったからである。因みに「東西文化論争」とは、1920年代から今日まで繰り返されてきた論争で、変革のために中国固有の政治・文化的諸要素を保存・活用すべきなのか、それとも欧米の文化を移植することによって、伝統的な政治・文化を止揚することこそが必要なのか、という問いをめぐるもので、ナショナリズムの対内的な現れをめぐる中国の思想史上、極めて重要な論争であった<sup>6</sup>。この点にかかわって坂口直樹は「戦国策」派の「文化形態史観」は、「中体西用」ではなく、「西体中用」の議論だとみなす興味深い論点を示唆している<sup>7</sup>。本報告は坂口の指摘にも学びつつ、「戦国策」派の議論の歴史的な意味を再検討したい。

【注】

- <sup>1</sup> 胡繩「論英雄与英雄主義」『全民抗戰』148号、1940年11月30日など。
- <sup>2</sup> 長江（范長江）「昆明教授群中の一“戦国策派”之思想」『雲南文史資料選輯』21輯、発行年記載無、201頁（原文は『開明日報』1941年1月9日に掲載された）。
- <sup>3</sup> 水羽信男「昆明における抗戦とリベラリズム」石島紀之・久保亨編『重慶国民政府史の研究』東京大学出版会、2004年、325-327頁など。なお本報告では差し当たり「戦国策」派との用語を使用するが、聯大や雲南大学を中心とする昆明の「自由職業者のリベラリズム」のなかで、「戦国策」派を位置づける必要があると考えている。この点については水羽信男『中国近代のリベラリズム』東方書店、2007年、27-35頁およびJohn Israel, *Lianda: a Chinese University in War and Revolution*, Stanford University Press, Stanford, California, 1998などもあわせて参照されたい。
- <sup>4</sup> 江沛「自由主義と民主主義の葛藤」『近きに在りて』54号、2008年、51頁。
- <sup>5</sup> 同上、56頁。なお李嵐「戦国策派与各方論争」（桑兵ほか編『先因後創与不破不立：近代中国學術流派研究』三聯書店、2007年）の議論は、江沛以前の研究の観点に再び立ち戻っている。その意味では「戦国策」派研究はいまなお論争的な研究分野であるといえよう。
- <sup>6</sup> 齊藤哲郎『中国革命と知識人』研文出版、1998年および中村元哉『戦後中国の憲政実施と言論の自由 1945-1949』東京大学出版会、2004年などを参照のこと。
- <sup>7</sup> 坂口直樹『『戦国派』の文学と文化論』同『十五年戦争期の中国文学——国民党系文化潮流の視角から』研文出版、1996年、305頁。

## 第2 報告

### 「中国近現代史研究と現代中国——近代史認識と自由論」

中村元哉  
南山大学

近年、中国において、立憲主義や憲政をめぐる研究が、さらには立憲主義と不可分な関係にあるリベラリズム思想をめぐる研究が盛んにおこなわれている。そのうち後者については、『近きに在りて』54号（2008年）の特集号「近現代中国のリベラリズム」や劉青峰ほか編『自由主義与中国近代伝統——「中国近現代思想的演變」研討会論文集（上）』（中文大学出版社，2002年），劉擎ほか編『自由主義与中国現代性思考——「中国近現代思想的演變」研討会論文集（下）』（中文大学出版社，2002年），章清『“胡適派学人群”与現代中国自由主義』（上海古籍出版社，2004年），鄭大華ほか編『西方思想在近代中国』（社会科学文献出版社，2005年），同『中国近代史上的自由主義』（社会科学文献出版社，2008年）を参照すれば、その主要な研究潮流を概観できる。そこで、ここでは立憲主義や憲政の視角をより強く意識した現代中国の自由論を簡潔に整理しておきたい。

まず確認すべきは、1980年代から現在にかけての自由論の源流の一つが文化大革命期ないし文革後の1970年代に求められる、ということである。たとえば、1979年に「言論の自由を論ず」（『沃土』特別号）を發表して「中国民主團結聯盟」の主席を務めたことのあるニューヨーク在住の胡平（石塚迅訳）『言論の自由と中国の民主』（現代人文社，2009年）を一読すれば、このことは明らかである。このような立場からすれば、現代中国の政治思想は、近代中国の知的遺産を継承していたが故に反右派闘争（1957年）によって弾圧された知識人のそれ<sup>1</sup>とは異質なものであると理解され、反右派闘争から文革にかけての時期は近現代中国の政治思想史において大きな断絶期ということになる。

しかしながら、胡平氏は嚴復や梁啓超などの近代思想家にも言及しており、彼の自由論が近代中国で展開されていたそれと嚴然と区別できるわけでもない。やはり、現代中国は、反右派闘争から文革にかけての断絶を超越していくような歴史性をも内包しているようである。

そうなると私たちが考えるべき問題は、なぜ現代中国の知識人、とりわけ立憲主義や憲政について研究を深めつつある法学者が近代中国の知的遺産に注目しているのか、ということである。たとえば、何勤華『中国法学史（全3冊）』（法律出版社，2006年）は、張知本・王世杰・錢端升といった国民党系学者の憲法論と自由論を再評価している。杜鋼建『中国近百年人權思想』（中文大学出版社，2004年）も、沈家

本・康有為・嚴復・孫文・梁啓超・陳独秀・李大釗・馬叙倫・胡適・錢端升・馬哲民の人権思想に注目し、やはり国民党系の錢端升の政治思想を部分的に評価している<sup>2</sup>。中国近代史研究者が近現代中国の政治思想史ないし政治史の文脈において未だに「国民党系学者の自由論＝偽自由論」と認識しがちな研究環境下において、現代中国を代表する法学者たちはなぜ張知本や錢端升らを再発見し、再活用しようとしているのだろうか。

もっとも、現代中国から近代中国へというベクトルは一方的なものではない。その逆もあり得る。たとえば、体制内改革派とされる俞可平の自由論（蘭健『民主是個好東西——俞可平訪談錄』社会科学文献出版社、2006年、俞可平『思想解放与政治進步』社会科学文献出版社、2008年）は、中国近代史研究者の手によって中国近現代史のなかに定位されることがある<sup>3</sup>。したがって、立憲主義や憲政をキーワードにした場合、中国近代史研究と現代中国との双方向の結びつきはますます強まっているのかもしれない。

いずれにせよ、歴史研究が現状を理解するための一手段となることの是非を措くにしても、以上のような研究動向がある以上、私たちの当面の課題は以下の三点となってくる。このことを指摘して結びとしたい。

1. 近現代中国の憲法史・憲政史において、1954年の中華人民共和国憲法をどのように位置づけるのか。東アジアの立憲主義を研究している韓大元<sup>4</sup>『1954年憲法与中国憲政』（武漢大学出版社、2008年）を一つの手掛かりとして、この点を追究していく必要がある。

2. 近現代中国の立憲主義を考察するにあたり、本ワークショップでも確認されたように、中央・地方関係の歴史性と現状を解明することは重要である。たとえば、薛化元ほか『戦後台湾人権史』（国家人権紀念館籌備処、2003年）によれば、戦後台湾で中央・地方関係が再構築されていく際に、政治協商会議（1946年）で合意された「十二原則」が参照されていた。これと類似した関係性が現代中国の中央・地方関係にも見いだせるのか否か。あるいは、近代中国までの地方の独自性が現代中国の中央・地方関係にどのような影響を及ぼしているのか否か。

3. 現代中国における法学界ないし立憲主義・憲政をめぐる研究の動向をどのように把握すればいいのか。たとえば、張博樹『從五四到六四——20世紀中国專制主義批判』（晨鐘書局、2008年）、同『中国憲政改革可行性研究報告』（晨鐘書局、2008年）は、どのように位置付けられるのか。

#### 【注】

<sup>1</sup> 水羽信男『中国近代のリベラリズム』（東方書店、2007年）。

<sup>2</sup> 中村元哉『戦後中国の憲政実施と言論の自由1945-49』（東京大学出版会、2004年）、同「中華民

国憲法制定史にみる自由・人権とナショナリズム——張知本の憲法論を中心に——」（『近きに在りて』53号、2008年）なども併せて参照していただければ幸いです。

<sup>3</sup> 前掲水羽本など。

<sup>4</sup> 韓大元『亜洲立憲主義研究』（中国人民公安大学出版社、2008年）など。

## ディスカッション〈第3セッション〉

司会：山本真（筑波大学）

山本 このセッションは16時までということで、15分ほど討論の時間がございます。

司会としましては、水羽先生のお話をお聞きして、戦国策派が考えた新しい中国の担い手としての中国民衆への期待というのは非常に興味深く感じました。私からの質問を最初にさせていただくのは非常に恐縮ですが、彼らは個人の集積としての国家というようなイメージを持っていたのでしょうか。それとも、そこに何か中間的なものが入ってくるようなイメージを持っていたのでしょうか。たとえば孫文の場合は、個人から宗族に、それが国族に至るといようなことを言っているわけですが、彼らのそういう社会観のようなものがわかれば大変勉強になるんですが。

また中村さんからも、中央・地方のところで何か意見はないかというようなことを言っていたわけですが、きょうの文脈からいうと、愛郷主義や地域主義を下から積み上げていくことによって国民主義、ナショナリズムというものができる可能性もあったのではないかと。そのようなことについてどのようにお考えになるか。戦時期の国家的な統合の要求のために地方の自立性や自由がつぶされていくわけです。国家のために個人の自由を迫害するということは本日の私の議論ですが、地域のリーダーが地域の資源を独自に使って地域のことをやっていくという可能性も迫害されていったというのが近代中国の1つのあり方のような気がします。どのようにお考えになりますか。

すみません、司会のほうからさきに質問をしてしまいました。では、いかがでしょうか。フロアの皆さんも、どうぞ。

石塚 立憲主義と民主主義について少し補足させてください。その上で水羽さんに質問させてください。

立憲主義には多様な定義があると申しました。東大の長谷部恭男先生は立憲主義をこう定義されます。「この世には人の生き方や世界の意味について根底的に異なる価値観を抱いている人々がいることを認め、そして、それにもかかわらず、社会生活の便宜とコストを公平に分ち合う基本的な枠組みを構築することで、個人の自由な生き方と社会全体の利益に向けた理性的な審議と決定のプロセスとを実現することを目

指す立場」。つまり、生活空間を公と私の2つに分けて、私的な分野については個人が自由に価値観とか思想、信条、言論を表現してもかまわない。しかし、公的な場には、あくまでも多数決に馴染むような事柄のみを持ち込むべきだと。ですから、価値観とか信仰、善い生き方というのは多数決に馴染まない、公的な場には馴染まない。そういった公と私を分ける仕組みが立憲主義なんだという発想です。

先日の現代中国学会で、歴史学研究者の三品さんがこれを引用していたのでびっくりしたのですが、今日の私の報告の中で、この長谷部流立憲主義に言及しなかったのは、ちょっと使いにくかったということと、この立場に対しては、批判もあるんです。長谷部先生の立場によれば、私的な分野では何を言っても何を考えてもいい、しかし、公的な分野についてはそこに持ってくるものを絞る。長谷部先生の発想の根底に民主主義へのかなり大きな懐疑があるように思います。

その上で、水羽さんが紹介された、戦国策派の議論の最後の部分、「この政治運動は」というところからですが、政治運動の目的は国家の主人公になることだと。人民が国家の主人公になれば、個人主義も達成できるし、そこから集団主義にもなっていく。これを見ていると、かなり無邪気に、権力が民主化すれば、それですべての問題が解決するというようにも読めなくはないのですが、戦国策派の人たちは、民主主義の暴走とか権力の民主化の危険性をどのように把握していたのか。これが質問です。

山本 ありがとうございます。では、時間の関係もありますので、とりあえずここでお二人から御回答をいただくということによろしいでしょうか。

水羽 非常に大事な大きな質問をいただいたと思っております。しかし、その前にまず、戦国策派一覧というところで、死んだときにどこにいたのかということについて少しだけ補足しておきたいのですが、一応この表の一番右のところに1949年どこにいたのかというのを入れています。わかっている人間の範囲は結局半分ぐらいしかいませんが、そのほとんどは1949年の革命に際して大陸に留まります。これが共産党の革命に対してどういう思いを持っていたかというのはわかりませんが、少なくとも半分ぐらいは大陸に残るという形で、国民党と共に台湾に渡るという選択はしなかった。恐らく彼らの多くは大陸で死んでいくことになったのだらうと思っています。

そのことをどう見るかというのは、幾つか見方があると思いますが、1949年の革命は共産党の独裁を招来し、1957年には反右派闘争、やがて文化大革命ということになるわけですが、そうした道が必然ではなかった、と考えられるのではないかと思います。少なくともアメリカやヨーロッパへ留学し、自由を何より愛した人たちにとっても、共産党が中心となった新しい人民共和国は、信じるに足るとは言えないにしても、つまり worst よりは worse というレベルだったのかも知れないけれど

も、一応とどまるに値するということがあったんだろうと思います。そういう意味では、中国における自由主義者の流れは、大陸において人的にも思想的にも継承されてきたのではないかと考えています。確かに1957年から1970年代後半まで伏流せざるを得なかったわけですが、それは伏流であって、完全につぶされたわけではなかったというのが私のイメージです。

つぎに、石塚さんが言われたことも大きな問題だと思いますが、まず中村さんが言われた、民主主義と立憲主義の矛盾をどう考えるかということに関しては、私も本にも書きましたし、それに先行する論文でも書いたわけですが、民主主義は個の尊厳を必ずしも守るわけではない。その辺りのリベラルな諸価値と民主主義の矛盾は、日本でも考えられるし、ヨーロッパやアメリカでも考えられる。それを中国の歴史に即して考えてみたいというのが、ここしばらくの私の仕事のメインテーマでした。そういう意味でいえば、さきほど言われた、中村さんや石塚さんの仕事と問題関心を共有しているだろうと思っています。その上で、戦国策派に即してどのように考えればいいのかということに関しては、これはなかなか難しいところがあるんですが、さきほど言ったように、戦国策派を含む昆明の自由主義者ということで行くと、幾つか答えられる部分もあるかと思っています。

石塚さんのお話にも絡んでいくところになるわけですが、長谷部先生のお考えの、民主主義に対する不信感によって公が扱える部分を限定していく。そういう形で人間の尊厳を守らなければならない、生き方みたいなものを多数決で決めて個人に押し付けていくのは非常にリスクだという問題関心を、当時の昆明の自由主義者たちがどう考えたかというようなことに係わらせてゆくと、まだうまく整理できないんですが、さきほど陳銓の話をしました。民衆に期待を持っているグループと、同じ昆明の自主主義者の中でもそうじゃないグループがあります。たとえば、アメリカの民主主義だって問題があるじゃないかという議論をする。そのときにリップマンの『幻の公衆』、The Phantom Publicですか、あれが元になるんですが、民主主義は情報操作によっても左右される。それはアメリカにおいてもそうなんだ、と。そういう危機意識を持っているグループがいます。

これは山本さんの質問にも直結していくことになると思いますが、そういう人たちから見たときに、自治の範囲はどこかといったら、まず都市だと言います。都市からやらなければならない。都市だと中間層が形成され、中間団体もできていて、彼らは自治を担う条件を持っている。それに比べて農村はだめなんだ、と。農村で自治を実現すると、混乱しか起きない。そういうイメージになってくるわけです。都市というものに対して非常に肩入れをしていく。そういう議論があります。恐らくそれにはラスキなどが言っている、自治というのは都市からだというような考え方も影響しているのかもしれませんが。昆明の自由主義者の中でも、民衆の力に期待していくグ

ループと、同時に一方では不信感を持っているグループもいる。

個人から中間団体、そして国家へというようなことを考える見方がどのくらいあったのかというのが、まだ私はうまく言えないんですが、当時「小我」と「大我」ということがよく言われて、「小我」が暴走していくのが五四以後の中国なんだ、と。そういうむき出しのエゴイズムを何とかしなければいけないという形で、「大我」をもう一度復活させるんだというのが、昆明における自由主義者のもう1つの課題になってきて、これはいろいろな人がいろいろな形で言っています。「大我」というものがナショナリズムにつながっていき、個の自由が抑圧されるという考え方も当然成り立つわけですが、やはりそこに憲法論がかかわっていき、さきほど中村さんが話題にしてくださいました錢端升も昆明で活躍する論者の1人になっていきますし、費孝通なども憲法論を述べているので、その辺のことを合わせてもう一度整理したいと思います。答えになっていませんが、私の研究の現状の一端を紹介したところで終わらせていただければと思います。

山本 それでは時間ということで、このセッションを閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

## 総括討論

司会：石塚迅（山梨大学）

コメンテーター：久保亨（信州大学）

石塚 それでは、まず信州大学の久保さんから総括的なコメントをいただき、その後、今日の第1セッション、第2セッション、第3セッションの報告者に対する質問やコメント、あるいは今回のワークショップの問題意識に対する感想を自由にご議論下さい。

それでは、久保さん、よろしくお願いします。

久保 既にセッションごとに何度も発言してきましたし、まだこれからもいろいろ機会があると思うので、簡潔に発言します。

立憲主義あるいは民主主義という問題と民族主義の関係について、皆さんそれぞれに整理しながら議論していただいたとは思いますが、改めて民族主義と民主主義ないし立憲主義の関係を頭の中で整理して考えていきたい、あるいは議論していきたいという気がしました。これが第1の問題です。

もう少し具体的に言うと、孫文が遺言の中で、「中国の自由と平等を求めて奮闘してきた」と言っています。学生と一緒にこの史料を読んだとき、「中国の自由と平等とはどういうことですか」と聞かれて、なるほど「中国人」の自由と平等とは一言も言っていないということに改めて気づかされました。「中国」の自由と平等のために努力してきたんだ、そのために民衆を動員するんだ、民衆を喚起するんだと言っています。確かに民主主義とか議会主義の立場から考えると、これはとんでもない人だなという感じがします。孫文が目指したのはあくまでも国家、あるいは民族なんです。孫文の場合は、国家と民族がほとんど重なる形で意識されており、国家であり、民族である中国が国際社会の中で自由と平等を獲得することが革命の目標であると、そういっているわけです。それが二十世紀の中国で一番尊敬された革命家の遺言でした。

これは、二十一世紀に我々がグローバルな状況の中で目指すべき一人一人の人間の自由と平等を実現しようという価値観とはちょっと違っていると思います。そうした価値観からすれば、国家・民族の自由と平等というのは、その次の問題になります。立憲主義とか民主主義という考え方は、国家や民族を超えたところにある、一人一人の人間の自由と平等を追求しようという価値観に立脚していると思います。少し次元の違う問題がそれぞれにあるということについて考えたほうがいいのではないかという気がしました。

その点でいくと、地域主義とか地域自治のような地域の統治、地域を支配するとい

うところを通じての愛郷主義というようなことの積み重ねで民族主義に行く可能性があれば、山本さんの言われているような見通しは1つの可能性としてあるけれども、そうはいってもそこでの決着の付け方についてみれば、別廷芳という人物は暴力で決着を付けるというような考え方が非常に強い人です。立憲主義で決着を付けようという考え方は非常に弱い。そうすると、国家、民族のレベルでやるか、それとも地域のレベルでやるかの違いはあるけれども、基本的には毛沢東の考え方と同じだなどという感じがします。強い国家をつくるためには民主主義とか立憲主義の制度を整える必要はあまりない。とにかく強い力を持ち富んだ豊かな国家を民衆に保証すればそれが一番いい、そうすれば最終的には民衆も豊かになるはずであるというのが毛沢東の考えであり、別廷芳の考え方も、国家を地域に置き換えれば共通するのではないか。そんな気もしました。だから、価値観のところでもその辺のことを少し洗っておいたほうがいいかなというのが、第1の大きな感想です。要するに民族主義と立憲主義あるいは民主主義との関係についてもう少し整理して考えてみたいと思いました。

第2の点は、立憲主義とか民主主義というときの留意点です。今日、加茂さんが詳しく発表された人民代表大会の仕組みは、皆さん御承知のように間接主義、間接選挙で貫かれており、直接選挙とは違う。もう1つは、「民意機関」という言葉をよく使い、議会という言葉を使わない。間接選挙の積み重ねで代表を選んでいく仕組みと、民意機関という言葉を非常によく使うというのは、中国で立憲主義とか民主主義を議論するとき、注意を払うべき事情ではないかと思っています。

そういう点では、考察の対象をもう少し広げる余地もあると考えることができます。私自身、1920～1930年代の中国で民主主義の可能性があった機関として、例えば立法院にもある程度民意が反映されていたとか、あるいは全国的な実業家を集めた全国工商会議などもある程度民意を反映する機関だったとか、そういうことを分析し書いてみたことがあります。また1910～1920年代の中国の国会や省議会などが、それぞれの時期、それぞれの地域で、ある程度は民意を反映していた面も指摘されています。そういう目で見れば、問題を広く考えることもできるかもしれない。いずれにしても純然たる議会が中国で存在した時期は非常に少なかったわけですから、広い意味で民意機関という存在について考えていくことは大切であろうと思います。その広い意味での民意機関と立憲主義での立法権を行使できる議会とは距離があるということについて、もう少し自覚的に議論してもいいのではないかと思います。民意機関とか人大、議会をどのように考えるか、それぞれの性格や機能について、繰り返し前提を確認しながら議論していきましょうということです。

3番目は、歴史的な視点からの話になります。いまようやく研究が盛んになってきている人民共和国の歴史ということについていえば、つい先日、6月22～24日に香港で、初めて歴史家が主体となり人民共和国の歴史の国際シンポジウムが開かれまし

た。その会議に行ってみたら、日本人が1人だけで、ずっと中国語と英語しか聞けなくて寂しかったんですが、その会議で一番一生懸命議論していたことは、1950年代の人民共和国の形成過程でした。新民主主義から、社会主義をめざす過渡期の総路線に変わっていく1940年代末～1950年代前半の話が差し当たりのテーマとして選ばれていましたが、2年後ぐらいには1950年代末～1960年代前半に話を移したい、もう一度会議を開きたいという話をしていました。そうした意味では、1950年代前半～末は研究対象として非常に重要な時期になっているとされていて、1957年あるいは1956～1957年の国際的な状況の中での中国の内外の変化をもう少し丁寧にフォローしながら、いろいろな研究を進めていく必要があると思います。

具体的に言うと、スターリン批判、東ヨーロッパでのハンガリー動乱のようないろいろな事件の中で、社会主義を始めたばかりの中国は大変な衝撃を受け、これは見直さなければいけないということで大討論が始まっていきます。その大討論の中で民主派も含めて国内の知識人たちにどンドンしゃべらせようということで、百花斉放・百家争鳴というものが出てくるわけです。その自由化した討論の中で、次の段階が今度は反右派闘争ということになります。後に毛沢東は、反右派闘争は最初から計画していたんだと言い張りますが、あれは明らかに嘘で、最初の時点で反右派闘争を計画していた人は誰もいない。史料的に確認できる限り、反右派闘争をしたほうがいいのではないかと考え出すのは1957年の3～4月です。1957年の1、2月末までは明らかにとにかく議論を盛んにしようということでやっていたわけです。

その、議論を盛んにしようという百花斉放・百家争鳴の段階では、いろいろな考えのリベラリストたちが思い切った意見をたくさん言っています。私が調べた範囲でも、非マルクス主義の経済学者たちがまとめた意見書を出していて、非常に面白い議論をしています。そういう人たちを全部含み込んだ形で人民共和国をつくろうという路線にある程度進んでいたわけです。それが大変な危機感の中で、引き締めの中で、反右派闘争に変わるわけです。

それが1962年に一度外され、また再び自由化されます。顧頡剛の日記を見ると、1962年の時点で「ああ、もう一度自由になれた」という言葉が出ていて、非常に面白いときがあります。顧頡剛は人民共和国を代表する歴史学者の1人です。そうすると、1962～1964年にある程度少し緩んだ時期もある。そのときもやはりリベラリストたちがいるわけです。

だから、1950年代、1960年代、1970年代を断絶させて考える必要は全くないように思われます。文革時期の議論は、やはりある程度は1950年代の議論を引き継いでおり、そうしたものを参考にして考えた人たちが李一哲の大字報などを書くわけです。

さらに言えば、1989年の「六四」のときの趙紫陽の回想録が今度出版されています。

す。早速あれを香港で買って読み始めていますが、非常に面白い。

いろいろな人が趙紫陽の下にこれを何とかしろと言ってくるんです。何とかしろと言ってくる一番の大物はやはり民主同盟の責任者だった費孝通です。費孝通は今日の水羽報告が提示した「戦国策」派の表の6人目に出てくる人です。中国の社会学者で最も有名な人ですが、この費孝通が一番怒っています。「話が違うだろう。もっとちゃんと民主化を進めるはずだったのに、こんなとんでもないことで学生を怒らせて一体何事だ」という感じで、非常に文句を言っています。それから、あのとき新聞報道でも万里と喬石の2人は趙紫陽を支持して動いたのではないかとされていました。が、実際、回想録によれば、その当時、彼ら2人も含め共産党幹部の中でも相当な大物たちが明らかに趙紫陽を支持する立場で動いています。

そうすると、広い意味でのリベラル派とか共産党の一部にはきちんと対応しようとした人々がいたという面もあるわけなので、我々がいま議論しているような人権の問題、それから立憲主義の問題、民主主義の問題は必ずしも民国期に議論が終わってしまったというようなものではない。人民共和国期にも一貫して議論できるものであり、加茂さんや石塚さんたちがやっているような、現代中国の議論と十分つなげて議論できる可能性が出てくるのではないかと思います。

長くなってすみませんでした。

石塚 ありがとうございます。立憲主義・民主主義と民族主義の問題、人大と民意の問題、それから歴史、特に1950年代研究の問題など、今日十分に議論できなかつたところや、私たちが見落としていた部分の指摘がなされました。

孫文の話の引用について、現代にもつながるところで想起したことがあります。1997年10月、1998年10月に中国はそれぞれ二つの国際人権規約を批准しました。自由権規約の中に「Nationの生存を脅かす公の緊急事態の場合においてその緊急事態の存在が公式に宣言されているときは、この規約の締約国は、事態の緊急性が真に必要なとする限度において、この規約に基づく義務に違反する措置をとることができる」という条項があります。この条項の中のNationを、普通は「国民」と訳します。日本の外務省のホームページでも「国民」と訳しています。しかし、中国では「国家」と訳しています。「国家」の安全のためには緊急措置をとることができる。国際人権規約にもこう書いてあるじゃないか、天安門弾圧は何が悪いか、というような論理になってくるんだと思いますが、孫文の「中国の自由と平等を求めて」という遺言を久保さんが紹介されている中でふとそういうことを思い出していました。

自由に討論したいと思いますが、どういたしましょうか。久保さんの総括の2つ目で人大と民意の問題が出たので、加茂さんにそれにお答えしてもらおうということで、加茂さんに口火を切っていただいて進めたいと思います。

加茂 人大、民意という話に正面からお答えできるかどうかわかりませんが、今日この会議に出て、普段使っていない頭を随分と使ったなという印象があります。これまで私は現代中国政治、とくに党と人大との間の関係を研究してきました。その結果、私は人大の活動について民主主義の問題として研究してきました。ですから、石塚さんが『近きに在りて』（54号、2008年）で、中国における立憲主義と民主主義の関係について論じた文章を読んだ時にも同じような印象を持ちましたが、人大の活動を研究するには立憲主義と民主主義という2つのバランスの中で考えなければいけないのだということを非常に感じました。

もう1つ、人大研究で人大の制度改革がどういう目的でおこなわれているのか、どういう段取りでおこなわれているのかというのは、実はあまりよくわかっていません。今年が2009年ですから、地方人大の常務委員会ができてちょうど30周年です。そのキャンペーンの中で、地方人大の常務委員会の設置に関する議論が出てきています。最近の『人民日報』の記事などによると、地方人大に常務委員会をつくるという議論は、1979年が最初ではなく、1954年、1957年、1965年と既に3回もありました。すべての記事が1つの論文から引用されているので、「なぜだめになったのか」ということについては解説されていませんが、「地方人大に常務委員会を設置して立法権を与えるのは時期尚早だ」という理由からすべて却下されたようです。

また、全人大には専門委員会が設置されていますが、その専門委員会をたくさん設置しなければならないという議論がいつ出てきたのかを振り返ってみると、やはり1954年、1957年、1965年に出てきています。人大の制度設計という観点からすれば、「1950年代に何が最初に目指されていて、それがなぜだめになったのか」を検討していく必要があります。

もっと言うと、1954年や1957年の議論の焼き直しのような形で今の人大の制度設計の改革の議論が進められているので、もしかしたら、実は選挙制度も今の制度と似たようなものが1954年や1955年時点にあったのかもしれない。その意味では、現代中国政治を研究する人間からすると、今日の議論を通じて1950年代の人大議論を再検討していくことは大切なことになりそうです。

以上のような意見表明ですみません。

石塚 何かコメントを。では、水羽さん、よろしく申し上げます。

水羽 石塚さんにも他の方にもぜひ聞いてみたいと思っているのは、たとえば立憲主義の根底にあるもの、つまり個の尊厳は普遍的な価値なんだという言い方がありません。つまり西洋起源ではあるけれども、個の尊厳はやはり普遍的に守らなければいけない。それは樋口さんも言われているし、長谷部さんも言われているようだし、ある

いは井上達夫さんなども言われている。人権の持つ普遍的な価値というものが言われている。私の不勉強だと思いますが、いまだにわからないのは、ではギリギリ考えたときに、何がその普遍的な価値なのか。何を守らなければならないのか。たとえば、私の世代が思っていることと若い人が思っていることは日本の中でも一緒なのだろうかとか、わからなくなるときがあります。

具体的にお聞きしたいのは、選挙をする権利、参政権は普遍的な立憲主義の中で守らなければならない価値として想定されるのかどうか。昔、論文を書いたときに、にわか勉強で読んだサルトリーという人の論文に、「選挙とは必ずしも人民に与えられなければならない権利ではない。選挙をおこなうことによって社会混乱が起こるような地域においては、選挙はまだ早い。当面必要なことは安定した秩序であるというのは、決して民主主義を守ることと矛盾はしないのだ」という議論がありました。一般的に法学者の人たちが考えるとき、いろいろな御議論はあるだろうと思いますが、普遍的な価値として絶対に守らなければならないものは一体どういうものとして考えられているのだろうか。あるいは、どういう道筋で考えるのが正しいといま考えられているのだろうかというようなことを少し教えてもらえればと思います。これは石塚さん以外の方にも教えていただければと思います。久保さんが言われた、民主主義は民族主義を超える価値を持つと考えなければいけないということと絡んでくると思います。

もう1つは、全人大の話を加茂さんから教えてもらっていて、さきほどのいろいろな話の中で、常務委員会をつくるんだというようなことが出てきたというので、少し思い出しました。これは中村さんにもちょっとお聞きしてみたいんですが、張知本などが「国民大会を重視する」と言います。確かにそれは民主主義を守るためにということ、民主同盟の人も言うんですが、御存じのように、ある段階からやはり常務委員会をつくれということになります。国民大会は大き過ぎて機能しないのではないのか。やはり常務委員会をつくることによって実質化し、議会の役割を担うことを求めるようになる。最初は立法院と言っていたのを次第に国民大会の常務委員会という形になってくる。これは金子肇さんがやったりしている仕事ですが、張知本の中の国民大会構想みたいなのが、細かく制度設計の部分でわかるのか、あるいはわからないのかということもちょっと教えてもらえたらと思います。

中村 さきほどの加茂さんの論点を意識しながら、水羽さんの最後の御指摘に答えると、次のようになります。張知本は、国民大会を機能させるために、その閉幕中に何らかの常設機関を設置すべきだ、と主張しています。この点に着目すると、加茂さんが研究対象とされている人大の制度論と非常に近いと言えそうです。つまり、国民大会と人大はイコールで結ばれていくような可能性があるのかもしれませんが、ただ、そ

のためには、1950年代の人大研究の新たな展開を待たなければなりません。

久保 話すのを忘れたんですが、この議会の役割という点では、香港の立法会、台湾の省議会、それから市議会のレベルの話も組み合わせて議論したほうがいいだろうと思っています。つまり、中国人たちがどのようにして議会とか民意機関を動かしてきたか。関係者は皆、張知本を読んでいるはずです。あるいは張君勳や張東蓀などの話を皆読んでやっているんです。いま言ったのは皆、中国の政治思想の中で民主派、ヨーロッパの議会制度をわかって動いている人たちです。彼らの話を読んで香港の人たちも、あるいは台湾の人たちも動いているので、いまの制度設計問題とか、実際に議会制度を動かしている人たち、民意機関にかかわっている人たちは、多かれ少なかれ意識してやっているはずです。我々はそこまで視野に入れて総合的に見ていけばいいのではないかと。

そここのところで行くと、宋教仁などが早稲田に留学していたときは大正デモクラシーの時代なので、明治憲法後の初期議会の動きと大正デモクラシー、政党政治に移っていくときの経験が、宋教仁ら辛亥革命のときの議会主義者たちに対して間違いなく強い影響を与えています。これは日本の問題とかかわるわけです。

あと、これは前から言っていてまだはっきりしないのですが、中華民国の47年憲法と日本国の46年憲法がそのような相関関係にあるかということはまだ議論できていません。お互いにそれは知っていたに違いありません。だから、東アジアにおける憲法の過程ということで議論したり、立憲制度の過程ということで議論することも大事ではないかと思っていました。

中村 いま久保さんが提起された「比較の視点」については、加茂さんが研究グループを別に組織して検討されています。加茂さんたちのグループに大いに期待したいと思います。

久保 楽しみにしています。

加茂 石塚さんと、香港を研究されている倉田さんと、台湾を研究されているアジ研の竹内さんとで、それぞれ中国の人たちが議会というものをどのように制度設計しようとしていたのかについて網羅的に勉強しています。

石塚 私の場合は、水羽さんの質問はとても大きな問題なので、なかなか十分にお答えできないと思いますが、さきに忘れないうちに、実は「東アジア立憲主義研究」で博士論文を書いたのが、先ほどのセッションで中村さんが紹介された韓大元先生で

す。韓大元先生はいま中国人民大学法学院の副院長ですが〔石塚注：中国人民大学 HP で確認したところ、院長に昇任していました〕、朝鮮族ですから韓国語もできるんです。

それで、水羽先生が提起されたことはとても大きな問題です。Asian Value（アジア的価値）とか Asian Human Rights（アジア的人権観）をどのように考えるか。例えば、アジアにはグッドガバナンスがあるからそれでいいという、完全に西洋に対するオルタナティブとして Asian Value を対置する立場。それから、いずれ西洋的価値に行くけれども、ちょっといまの状況では待ってくれという、執行猶予を求めるような立場。あるいは、それは独裁の隠れ蓑、独裁者の言い訳に過ぎないから、そもそもそういう考え方は認められないという立場など、いろいろな立場があるのだらうと思います。

それが非常に難しい問題であるというのは、日本の憲法学者も、特に東西冷戦の終結以降、非西欧諸国に立憲主義が受容できるのかという問題設定の中で考え始めました。ようやく考え始めましたと言ってもいいのかもしれませんが。これまではほとんど無自覚でした。樋口先生なども、人権は普遍だ、立憲主義は普遍だという普遍主義自体が価値絶対主義・文化絶対主義ではないか、価値の押し付けではないか、文化相対主義と人権・立憲主義が究極のところ衝突するのではないかというような発想を持っています。

しかしながら、国際人権法の発展の中で、拷問はやはりだめだとか、令状を持たないで家にずかずか入っていくのはだめだというような共通意識も形成されつつあります。いくら文化相対主義だといっても、裁判を経ずにいきなり銃殺しているような国、あるいは女子割礼を強制しているような国に対して、それはその国の文化だというような人はだんだん減ってきているように思います。樋口先生などが言うギリギリの衝突回避策は、文化相対主義を認めながらも、そこにある文化から逃れたいという人には逃れるような道筋をつくっておいてあげるべきだということなののだらうと思います。もしそのために選挙が必要不可欠なものであると認識されるのであれば、恐らく選挙も普遍ということになってくるのだらうと思います。

言論の自由は、理論上では国家が存在しないところからスタートしますので普遍かもしれませんが、選挙権は国家の存在、国家の関与を前提にする権利です。言論の自由について言えば、国家は何もしなくてもいい、国家は何もしないということが言論の自由の保障ですから、普遍と言えるのかもしれませんが。しかし、参政権は国家の関与を前提にする以上、何らかの形で国によって違いが出るというのはやむを得ないのではないかと思います。ただ、やはり現時点では自由を保障する仕組みとして、選挙が最も多様に民意を表出できるというように神話として考えられている以上、また、それよりも優れたシステムがなかなか発見できていない以上、選挙権も普遍として考えていくべきなのかなというようなことを思ったりしています。答えになっているか

どうかわかりませんが。

地方の問題で、加茂さんや山本さんの報告を聴いていて思ったのですが、私の知り合いの憲法学者が蘇州市だったか、江蘇省だったかの法律顧問になったんです。その先生は、地方の自立よりも法制の統一という視点を重視されていて、そもそも中国は全国人大、全国人大常務委員会、国務院、地方人大、地方政府と、立法権を持っている機関が多すぎるという考えをもっていました。そういう立場の人が、江蘇省の会議に行ったときに「江蘇省の地方立法などは本当はやらないほうがいい」と言ったら、翌日から、来ないでいいと言われたそうです。そういった地方の自主性と国家の統一という問題が、あるいは法制の統一性と言ってもいいですが、今後、中国において、課題として浮上してくるようになるのではないかと思います。それも含めて、個人、集団、国家というような流れに位置する久保さんのコメントも含めて、山本さんにも一言お話しただけたらと思います。

山本 さきほど久保先生からコメントをいただいたんですが、確かに別廷芳がやろうとしたような自治は非常に暴力的な要素が強いし、私人による専制というような要素もあったと思います。彼の先達であった彭兎廷という人は選挙を通じて民衆からの合法性の獲得ということを目指すんですが、彼はそこまではやらなかった。彼は民衆の安全と経済の発展に自分の統治の合法性を求めていった。いわゆる開発独裁的な合法性というものだったのかもしれませんが。しかしながら、やはり民衆に近いところから物を考えていた。自分たちの生活の場である地域、その地域の資源をその地域の住民が使っていくんだという発想があったように思います。というのは、当時軍閥によるものすごい徴発があったわけです。そういう中で地域の資源を自分たちで使うんだと。国家や省レベルの勢力による無理な要求みたいなものから地域の住民の利益を守っていくような地域密着型の権力の存在の必要性がそこにあった。国家の無理な要求から地域の住民を守ることが地方自治の1つの重要な要素になっていたのではないかと考えています。

石塚 実は、昼食時に姜さんとしゃべっていて、姜さんが、自分の財政に関する報告は立憲主義と馴染まないと言われたので、それは違うのではないかと言いました。財政立憲主義や租税法定主義という語が、憲法学の用語として、憲法の原則としてあるんです。そもそもなぜ憲法が必要なのか。社会契約説の中で人々が少しずつ自分の財産、つまり税金を払って、自分たちの権利（自然権）を守ってもらう機構をつくる。それが近代立憲主義のスタートでした。中国に限ったことではありませんが、昔は国家が農民とか庶民を統治するために税金を徴収していた。それがある時期から、先進国では庶民が自分たちの政府をつくる、そのために税金を出すんだというような形

で、考え方が変わっていきます。納税者意識と言ってもいいですが、そして、だからこそ、自分の出している税金がどのように使われるかという情報公開が重要になります。

姜さん、そういう側面から何かもう少し一言、二言お話しただけたらと思います。

姜 納税者意識が中国でどこまで高まっているのかという点については、率直に申し上げて分かりません。2001年の『戦略と管理』という雑誌に掲載された論文によると、税金を国家に支払った経験のある人は全人口の半分しかいないということです。ですから、自分が納税者だという意識がどの程度まで普遍化しているのかについて、研究する必要があるようです。

中村 この点は我われに最も欠けていることですから、姜さん、是非お願いします。

石塚 自分の翻訳本で申し訳ありませんが、胡平さんがこんなことを言っています。「中国共産党当局は、人権とは何よりもまず生存権である、と公言する。中国の人権が大きく改善されたということを誇示する際に、中国共産党は、いつも、中国政府・共産党が十三億人を養っているということを強調する。このような論法は、反駁するに値しない。結局のところ、政府は権力機構なのであり、生産機構ではないのである。それゆえ、政府が人民に飯を食わせているというのは、まったく筋が通らない。政府が人民を養っているのではなくて、人民が政府を養っているのである。中国共産党は、歴史上前例のない巨大政府を作り上げた。明代において、官と民の比率は1:400であり、清代において、それは1:300であった。今日、共産党統治下の中国において、官と民の比率は1:36である。このことは、今日の中国人が、歴史上いかなる時期よりも、多くの官吏を養わなければならないということを表している」（胡平著／石塚迅訳『言論の自由と中国の民主』（現代人文社）2009年）。あくまでも観念上の話ですが、そういった納税者意識が、もしかすると中国の国家と個人、庶民の関係を根本から変えていく可能性は十分にあるのではないかと考えています。

加茂 納税者意識という話については、実は以前に広東の人大を事例に書いたことがあります。その理由は、広東省の一般大衆の納税者意識が高まったという研究をしばしば目にしてきたからです。これが「人大の広東現象」と表現され、グーグルなどで検索すると、「人大空白、広東現象」といった具合に大量の文章を発見できます。

たとえば、広東省の主要な橋が建設されてから既に10年経っていて、「もうそろそろ建設費を償却できたはずだ」と多くの人々が思っているのに、いまだに通行料を

取っていたため、「自分たちが払ったお金を政府は何に使っているのか」と人々が糾弾し始めました。環境保護についても同じです。中国の研究者は、経済が豊かになったから、あるいは、環境問題が深刻になったから、だから納税者意識が高まったんだ、と主張しています。

しかし、環境保護の問題に限定していうと、同様の議論が上海であるのかと問われれば、必ずしもそうではなさそうです。つまり、この納税者意識という問題を検討することは非常に面白いのですが、しかし、あらゆる要素を加味しながら、慎重に議論しなければなりません。たとえば、ポーランドで体制変更が起こった時には、環境保護の問題が深刻になり、納税者意識とは別の次元で、自分たちの政府が何をしているのかという疑念が生じていました。納税者意識プラス $\alpha$ の部分が面白いキーワードになるのではないかと感じています。

姜 やはり、社会科学と歴史学の方法論の違いも少し意識しておく必要がありそうです。中国は広い国で、ハーバード大学に留学して西洋を直接体験した知識人もいれば、自分の村から一步も出たことのない老人まで、多様な階層に分かれます。ですから、いまの中国の現象やこれからの変革の方向性をどのように考えるのかは、研究者によって異なってくると思います。

歴史研究者の立場からすると、1つの事例を特殊化するのではなく、その時代の大きな流れを意識しながら、それを定位し直すことが大切です。これまでに議論されてきた国家主義、民族主義、資本主義の問題ももちろんそうなのですが、たとえば、地域主義が民族主義や国家主義とぶつかるようなことも起こり得ますし、各階層の利益とも衝突する可能性が多分にあります。

事実、1930年代のコメの関税を例にとると、広東省の利害は上海のそれとは大きく異なっていました。広東省は東南アジアから最も多くのコメを輸入していた地域で、上海は広東省に対して国内米を最も多く売っていた地域でした。上海は、「国内でコメを生産している農民を保護するために輸入を制限すべきだ」という世論を喚起するために、「広東は国産米を食べずに、外国米を消費している」という民族主義的なレトリックに訴えかけながら、広東を非難するわけです。それに対して広東省は、「東南アジアから輸入しているコメは東南アジアの華人が生産したコメであり、そもそも華人は中国人ではないか。だから、広東省は中国産のコメを食べているんだ」と反論しています。

いま挙げたのは一例にしすぎませんが、他にも類似の現象が様々にあります。ですから、歴史の大きな時代潮流のなかで、ある一つの事例を検討し直していくことが必要であり、そうした時に、私たちは本当にそれを構造的に把握し、一般化し得るかどうか、という気がします。

久保 さきほどお昼にお話ししたのは『コモン・センス』のことでした。アメリカの独立革命のとき、民主主義を訴えていくきっかけになった問題の一つは税金の話であり、トマス・ペインが『コモン・センス』で展開した独立により自由と民主主義を、という主張の基礎にも、納税者には発言権が保障されなければならないという考えがありました。そういう点では民主主義と財政はやはり関係するし、いま言われたように民族主義の概念がいろいろなところで使われることも確かだし、今日話されたことをいろいろな組み合わせで考えていく価値があるだろうと思いました。

こんなに長い時間討論できたのは久しぶりで、申し訳ありませんが、私ももういいかげん疲れて、今日1日の討論をずっと支えてくれた南山大学の中村さんと職員の皆さんには改めてお礼をしなければいけないと思います。本当にありがとうございました。

(文責：中村元哉)

近現代中国の立憲主義をめぐる政治・社会・思想情勢



趣旨説明（中村元哉センター研究員）



会場の様子



第1セッションの様子



第2セッションの様子



第3セッションの様子



総括コメント：久保亨氏（信州大学）

## アジア・太平洋研究センター主催研究会

日 時：2009年7月24日（金）

場 所：名古屋キャンパス N棟3階社会倫理研究所会議室

発表者：Dr. Jonna P. Estudillo（政策研究大学院大学准教授）

テーマ：“Rural Poverty and Income Dynamics in Asia”

（貧困削減のメカニズム：アジアの農村における長期的な変化から）



Jonna P. Estudillo 氏



Jonna P. Estudillo 氏と  
通訳の林センター長

1. Unfavorable Asian Scenario
2. “Unexpected” Outcomes: Common Major Findings
3. Hypothesis and Major Findings
4. New Paradigm of Farm and Nonfarm Linkages
5. Concluding Remarks

近年、MDGs（ミレニアム開発目標）をはじめ、国際社会における“貧困削減”への関心が高まる中で、めざましい経済発展を通じて貧困削減に成果をあげたアジア諸国の経験に注目し、その“貧困削減のメカニズム”をさぐる試みが数多くなされてきた。これら諸研究の大半が、経済発展の主役として「都市」を中心とする“工業部門”に注目してきたのに対し、政策研究大学院大学の太塚教授や Estudillo 准教授などの研究グループは、アジア各国における農村家計の長期パネルデータに基づき、これまで“脇役”とされることが多かった「農村」を中心とする“農業部門”に焦点を当て、「アジアの農村で貧困削減が進展したダイナミックなプロセス」を明らかにすることを試みてきた。

これらの研究成果は、太塚・櫻井(2007)、Otsuka, Estudillo, and Sawada (2009)<sup>1</sup>などの形でまとめられているが、本研究会では Estudillo 准教授から、フィリピン、タイ、バングラデシュ、インドの4カ国の農村家計データに基づき、「これら4カ国

で農村家計の貧困削減が進展したプロセス」に関して以下のように報告がなされた。

すなわち、これらの研究で注目すべき第1のポイントとして、「農村」を中心とする“農業部門”の発展が「都市」を中心とする“工業部門”の発展に及ぼす様々な影響のうち、「教育」が果たす役わり」の長期的な波及効果が、パネルデータに基づき検証されたという点が挙げられる。すなわち、上記4カ国のいずれにおいても、「緑の革命」（農業における技術進歩）の成果を実現して農業所得を高めることができた農家ほど子どもの教育に熱心であり、後年、より高い教育を受けた彼らの子どもたちが都市の非農業部門で雇用機会を得て、より高い所得を実現する傾向がある」という統計的な因果関係が確認されたのである。

さらに、注目すべき第2のポイントとして、「土地をあまり持たず、“緑の革命”の成果を十分には実現できなかった農家」に焦点を当ててみると、上記4カ国のいずれにおいても、1980年代以降の約20年の間にこれら農家の所得水準がかなり上昇し、彼らの貧困状況が大幅に改善したという点が挙げられる。また、これら農家の所得水準向上の背景としては、(従来考えられてきた「都市周辺」での雇用機会の拡大)ではなく)「農村周辺」での“非農業部門”における雇用機会の拡大がより大きな役わりを果たしたという点が確認されたのである。ただし、これらの国々において、「なぜ&どのような形で“農村周辺”での“非農業部門”における雇用機会の拡大が実現したのか」という疑問については、その具体的な内容やこれらをもたらした諸要因が未だ十分には明らかにされておらず、今後さまざまな角度から分析を重ね、この点に関する考察を深めることが重要な研究課題となるという点が指摘された。

また一方、大塚教授らの研究グループは、エチオピアやケニア、モザンビークなど、一部アフリカ諸国についてもデータ収集を行い、「農村家計における貧困削減のプロセス」に関してアジアとアフリカの比較分析を進めているが、「技術進歩を実現し、農業所得を高めることができた農家ほど子どもの教育に熱心である」という傾向など、アジアとアフリカの間の共通性が一部確認されつつあるという点につき説明があった。そして、さらにデータ収集を進めて両者の間の“共通性”と“差異性”に関する分析を重ねつつ、「アジアの経験」のアフリカへの適用可能性)についての考察を深めることが今後期待されるという点が併せて指摘された。

【注】

<sup>1</sup> 大塚啓二郎・櫻井武司(編)(2007)『貧困と経済発展 アジアの経験とアフリカの現状』東洋経済新報社。

Keijiro Otsuka, Jonna P. Estudillo, and Yasuyuki Sawada, *Rural Poverty and Income Dynamics in Asian and Africa*, Routledge.

(文責：林尚志)

## アジア・太平洋研究センター主催研究会

日 時：2009年10月13日（火）

場 所：名古屋キャンパス J棟1階 特別合同研究室

発表者：山田肖子（名古屋大学大学院国際開発研究科准教授）

テーマ：産業スキルディベロプメント：グローバル化と途上国の人材育成



### 1. 技能形成のための政府と民間の役割課題

- \* 教育とスキルの関係
- \* 人的資源と産業発展の関係
- \* スキルディベロプメントにおける政府の役割
- \* 政府と民間の役割分担の可能性

### 2. 事例：アフリカの産業構造とガーナにおけるスキルディベロプメント

- \* アフリカの製造業および労働市場の概況
- \* アフリカにおけるスキルディベロプメントの方法
- \* ガーナの TVET (technical & vocational education & training) 改革
- \* ガーナにおける TVET システムの課題

貧困の削減を目指す途上国にとって、近年、経済のグローバル化が進む中で“人材の育成”，とりわけ、これまで重視されてきた“初等教育”のみならず，より直接的に仕事と関わる“職業的技能の教育・訓練”の果たすべき役わりが高まってきていると考えられる。このような中，名古屋大学の岡田教授や山田准教授を中心とするグループは，従来，開発経済学，教育経済学，教育社会学，人類学，労働経済学など，多様な研究領域で分析されてきた“職業的技能の教育・訓練”に関わる様々な取り組

みを「産業スキルディベロプメント」という概念を用いて包括的にとらえるとともに、各国におけるケーススタディの結果をふまえつつ、個別の状況に応じた“望ましいあり方”に関して考察を重ねてきた。

これらの研究成果は、すでに岡田・山田・吉田（2008）<sup>1</sup>などの形でまとめられているが、本研究会では山田准教授から、主に（1）途上国では、“教育・訓練機関”と“産業界（企業）”との連携強化に向け、どのような取り組みが求められているのか？（2）アフリカ（特にガーナ）では、これらの取り組みが具体的にどのように進められているのか？という2つの疑問に焦点を当てて、その概要が紹介された。

すなわち第1の疑問に関しては、「教育・訓練機関」と“産業界（企業）”との連携強化に向け、教育訓練機関の側では、(ア)基礎教育の“量的な拡大”（就学率の上昇等）のみならず、“質的な向上”（識字や計算能力など基礎的な技能の着実な習得）を図ること、(イ)職業的技能的訓練にあたり、産業界の技術ニーズの変化に柔軟に対応すること、の2点が特に重要な課題となっている点が指摘された。また、政府の側では、(ウ)国家資格枠組みの制定、(エ)基準を満たす各種連携活動への補助金の支給など、教育・訓練機関と産業界との連携強化に向けた支援体制の充実が求められている点が指摘された。

また第2の疑問（ガーナでの事例研究）に関しては、近年、両者の連携強化に向け、“IA（industrial attachment）”というしくみが導入され、教育・訓練機関の在学学生は、卒業資格の取得にあたって一定期間「協力企業での研修」を行うことが義務づけられるようになった点が紹介された。

ただし現状では、この試みも多くの困難に直面しており、たとえば、(i)教育・訓練機関の側には「企業での研修」の意義を理解せず、未だ「理論学習こそ重要」という考え方が根強い、(ii)協力企業の側には、訓練生を「無料の労働力」とみなし、彼らに必要な技能や知識を教えようとしめない傾向がある、といった問題点が論じられた。そして今後は、これら問題点の改善に向け、政府がこれら連携活動の実態を的確に把握するとともに、着実な実績をあげた教育・訓練機関および協力企業に対してより多くの補助金を支給するなど、制度設計上の工夫を重ねることが求められているという点が指摘された。

【注】

<sup>1</sup> 岡田亜弥・山田肖子・吉田和浩（編）（2008）『産業スキルディベロプメント グローバル化と途上国の人材育成』日本評論社。

（文責：林尚志）

## アジア・太平洋研究センター主催講演会

日 時：2010年1月14日（木）

場 所：名古屋キャンパス J棟1階 特別合同研究室

発表者：何義麟（台北教育大学副教授）

テーマ：在日台湾人と日中友好運動——ある台湾留学生の自分史を手がかりとして



### 発表の構成

- 一、日華親善と日中戦争
- 二、戦後在日台湾人の新中国支持運動
- 三、なぜ在日台湾留學生は中共を支持したのか
- 四、おわりに——日中友好運動における台湾人の役割

戦後日本社会の中で、不可視化されてきた在日台湾人。本発表では、主に一人の台湾人留学生・蔡朝焯氏に焦点をあて、彼の具体的な軌跡をたどる形で、戦後の日本社会における台湾人の位置とその活動の特徴について、特に中国との関係を中心に詳細に論じられた。

具体的には、まず「一、日華親善と日中戦争」において、日中戦争という時代状況の中で、当時の台湾を代表する知識人の一人であった蔡培火が、「日華親善」という課題を「大日本帝国の国策問題」として主張し、そこに台湾人の担われる役割をいかに見いだしたのかについて、矢内原忠雄、蔣渭水という知的系譜との関連で紹介された。その上で、日本の敗戦によって「日華親善」という課題が、台湾人の中でどのように再解釈されていくのかを、在日台湾人の動きに即して論じられた。すなわち「二、戦後在日台湾人の新中国支持運動」では、まず日本に来ていた台湾人留学生が、敗戦

によって混乱する日本社会の中で、中国大陸出身の人々と、どのような関係を築いていったのかについて、特に華僑団体の組織変遷といった制度面からの詳細な分析が紹介された。その上で、戦時中に日本に渡った台湾人留學生、特に1938年に日本に渡り、戦後も日本社会で生活が続けた蔡朝焯氏（さいていせつ）氏が取り上げられ、彼の活動と思想に基づいてその後の議論は展開した。

「三、なぜ在日台湾留學生は中共を支持したのか」では、台湾人留學生の生活の場であった清華寮（植民地期の高砂寮）において、中華人民共和国の成立前後の時期に「新中国」への期待が雰囲気として盛り上がっていった状況、そして1950年代の華僑の集団帰国の流れの中で、「新中国建設」に寄与するという目的で、在日台湾人の多くが中国大陸を「祖国」として帰国していった状況について、蔡氏の証言に基づいて説得的な説明が行われた。その上で、このような在日台湾人の動向は、当時の日本の知識人の中に広がっていた「日中友好」という機運とも連動するものであったことが論じられた。しかし発表の最後「おわりに——日中友好運動における台湾人の役割」では、中国に渡った在日台湾人の多くが、文化大革命以降、新中国へ「疑問」を抱くようになる状況が説明されることとなる。そして約300名の清華寮生のうち「少なくとも76名の台湾人留學生が中国へ帰国した。その内、52名がその後次々と日本に戻り、11名が中国大陸で死去、中国での定住者はわずかに13名となった（2008年末）」という蔡氏の証言によって、発表は締め括られた。

本発表は、東アジアにおける冷戦そしてポスト冷戦という国際状況の中で、在日台湾人にとって「祖国」とは、「中国」とは、「台湾」とは、いかなる存在だったのかという問題を、鋭く問うたといえるだろう。そして、その問いは、生活者としての個々の在日台湾人にとって、彼ら・彼女らの存在を不可視化する「日本」もしくは日本社会とはいかなる存在であったのかという問いにも繋がっていると思われる。

（文責：松田京子）

## 南山大学地域研究センター共同研究

「民主化過程の選挙：政党・候補者行動・有権者投票行動の国際比較研究」

## アジア・太平洋研究センター共催シンポジウム

日 時：2009年10月2日（金）

場 所：名古屋キャンパスJ棟1階 特別合同研究室

テーマ：民主化は進むのか

### 趣旨説明

共同研究「民主化過程の選挙と政党・候補者行動ならびに投票行動の国際比較研究」は地域研究の立場から民主化の比較政治学や選挙学との架橋を試みるものである。過去2年間（2006年度—2007年度）は、民主化の比較照準の理論的枠組の試みほか、主な研究対象国を権威主義体制から移行期を経て民主化の定着段階に向かっていると考えられるアジアとラテン・アメリカ国々、韓国、フィリピン、インドネシア、ペルー、メキシコの選挙を事例にとりあげてきた。そこでのアクターは政党、候補者、有権者などであり、それらの行動の比較考察を行ってきた。その中には「問題ある選挙」や一度は民主化へ移行した後順調に定着したかにみえたが、「退行」した事例も含まれた。

2009年度は、これまで考察の視野に入れて来なかった以下のような対象をとりあげて、民主化ははたして進むのか、始まるのか、という共通のテーマを設定し、議論しあう機会として半日のシンポジウムをもった。1) 民主化移行国と非移行国の混じりあった地域機構ASEANの地域統合プロセスと民主化プロセスの関連、2) 社会主義体制から民主体制へ体制移行をとげた後、退行著しいロシアの事例、3) 共産党一党独裁制の非移行国でありながら、民主化が近年の課題として議論の射程に入ってきたのではないかと、と思われる中国の事例をとりあげた。これまでのように選挙の実施を前提とした民主化の深度を問題にするのではなく、後退や未移行または非移行国の事例を対象に含めることで「民主化過程」の意味づけの範囲を広げることができれば、これまで以上に包括的に比較分析と考察を深めることができると考えるのである。

### <プログラム>

第1報告「ASEAN諸国の民主化過程と選挙」須藤季夫（南山大学）

第2報告「中国政治における民主化の可能性」星野昌裕（南山大学）

第3報告「ロシア大統領選挙と民主化の実態」河原地英武（京都産業大学）

## 第1 報告

### 「ASEAN諸国の民主化過程と選挙」

須藤季夫  
南山大学教授

はじめに

須藤報告の目的は、ASEANという機構の加盟国としてのASEAN諸国の政治経済状況を捉え、比較分析することで、ASEANという機構枠組みが加盟国の民主化に何らかの意味のよい影響を与えているのではないか、つまりASEANが地域統合を深めるにつれて、東南アジア地域秩序形成の一環として民主化の促進に寄与するような機能をもつのかどうか、という疑問をさぐることにある。第2（星野）報告、第3（河原地）報告との関連をもたせるために、カンボジアを例にとって後発ASEANグループの民主化状況にも注目している。

#### 第1 節 ポスト冷戦期の地域研究と東南アジア

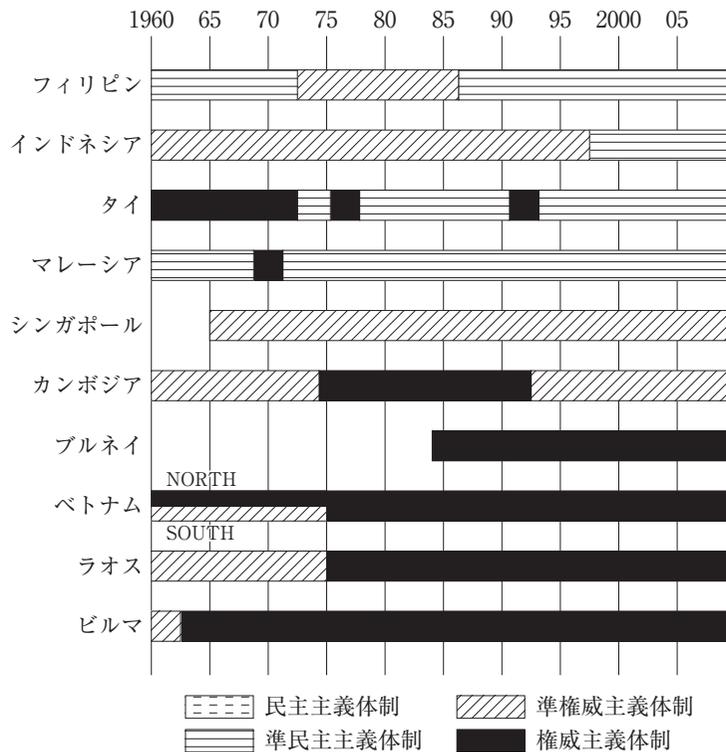
##### （1）民主化の進展

ポスト冷戦期の東南アジアの特徴として2つの点が考えられる。ASEANは先発グループと（カンボジアを除く）後発グループの2つに分けられるが、ひとつは「民主化の進展と停滞」であり、徐々にではあるが、民主化が進化しているのではないかと言える。

図1は1960年代後半から今日までの加盟国の政治体制の変遷を示しているが、フィリピン、インドネシア、タイ、マレーシアは権威主義体制から民主主義体制に移行している。マレーシアの評価は難しいが、図1では民主化移行国に入る。市民社会が登場し、政党制は程度の差はあるが、かなり確立し、定期的な選挙が行われ、政権交代が起こっていることがその根拠である。ただしシンガポールの政治体制はあまり変わらず、シンガポールとカンボジアは準権威主義体制になっている。

ブルネイを除いて、1990年代にASEANに加盟した諸国は後発隊といわれ、共産陣営のベトナムとラオス、軍事体制のビルマ、それに王制のブルネイが入る。後発グループの特徴は、ブルネイ以外は経済レベルが低く、1人当たりが1,000ドルに達していない。市民社会が未発達で、共産党一党独裁体制のほか、政党がそもそも不在であり、ほとんど選挙がない。このようにふたつのグループには民主化、とくに政党制や選挙がどれだけ行われているか、に関して大きな違いがみられ、ポスト冷戦期のASEAN諸国の民主化が進化しているという中で、これは1つの特徴になるのでは

図1 ASEAN諸国政治体制の変遷



(出所) Clark Neher and Ross Marlay, *Democracy and Development in Southeast Asia* (Boulder: Westview Press, 1995), p.194 を基に、筆者作成。

ないかと思う。

そこで表1のフリーダムハウスによる政治的権利、市民的自由のそれぞれのスコアを比べると、先発グループと後発グループでは1ないし2ポイントぐらいの違いがある。ここにあげた選挙回数とは、戦後、公的な総選挙を何回行ったか、を示す数値であるが、先発グループ5カ国の平均が13.2回に対し、後発グループ5カ国の平均が2.6回であり、しかもブルネイやラオスは選挙が1度も行われていない。

## (2) ASEANの活性化

ポスト冷戦期のASEANのもう1つの特徴は、ASEAN機構の活性化である。カンボジア紛争を独自に解決に導いたという地域機構としての自信と、先発グループが高度経済成長をとげ、地域機構としての役割が大きくなったこと、1990年代になるとASEAN自由貿易協定やASEAN地域フォーラム、ASEANプラス3を結成するなど東アジアの地域主義をASEANが主導し、「運転席を確保」と表現するほど、自信に満ちた活発な活動が目されるようになる。

表1 ASEAN諸国の民主化

	政治的権利			市民的自由			選挙回数
	1975	1990	2008	1975	1990	2008	
フィリピン	5	3	4	5	3	3	14
インドネシア	5	6	2	5	5	3	10
タイ	5	6	5	3	4	4	19
マレーシア	3	5	4	4	4	4	12
シンガポール	5	4	5	5	4	4	11
5カ国平均	4.6	4.8	4.0	4.4	4	3.6	13.2
カンボジア	7	7	6	7	7	5	6
ブルネイ	6	6	6	5	5	5	0
ベトナム	7	7	7	7	7	5	2
ラオス	6	6	7	6	7	6	0
ミャンマー	6	7	7	6	7	7	5
5カ国平均	5.5	5.7	5.7	5.3	5.3	4.6	2.6

出典：Freedom House, Freedom in the World の各年版。

ところが1997年に金融危機がおきた。東アジア地域主義を促進して行こうという時に、先述した自信の面とともに経済面では金融危機の影響で中国、韓国、日本に依存せざるを得ないという不安な面にもつながっていくのか、ということは気になるが、東アジア地域で日中が対立する中、ASEAN中心型の地域活動が活発になると思われる。これが第二のポスト冷戦期の特徴ではないかと思う。

## 第2節 ASEAN諸国の民主化：3つの発展パターン

次に先発グループの民主化以後の状況はどうなっているかと言えば、3つの発展パターンに分類できる。1つは民主化が定着ないしは進展するという発展パターンがあるのではないか。これはフィリピンとインドネシアである。2つめのパターンは民主化が停滞ないしは後退していると誰しも認めるところで、2006年にクーデターが起こり、それ以降今日に至るまで混乱が続いているタイである。3つめのグループは、民主化への模索をしている国である。シンガポールが本当に模索しているのかという点には若干議論があるであろうが、ポスト冷戦期にいろいろな意味で民主化への模索をしているという意味では、マレーシアとシンガポールとなるかと思う。

次に、表2、表3、表4を見ていただきたい。

表2 ASEAN諸国の政治体制

	政治体制	議会	政党制	選挙制度
ブルネイ	立憲君主制	1院制	なし	なし
カンボジア	議員内閣制	2院制	多党制	下院の結果から上院を任命
インドネシア	大統領制	1院制	多党制	27州で比例代表制
ラオス	共産党独裁	1院制	共産党支配	18選挙区で秘密選挙
マレーシア	議員内閣制	2院制	連合党支配	小選挙区制と国王任命
ミャンマー	軍事政権	1院制	野党抑圧	なし
フィリピン	大統領制	2院制	多党制	全国区制と小選挙区
シンガポール	議員内閣制	1院制	1党支配	グループ代表と小選挙区
タイ	議員内閣制	2院制	多党制	比例代表小選挙区並立制
ベトナム	共産党独裁	1院制	共産党支配	共産党の適正資格審査

\*筆者作成

表3 ASEAN諸国の民主化傾向（政治的権利）

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
フィリピン	2	2	2	2	2	3	3	4	4
インドネシア	3	3	3	3	3	2	2	2	2
タイ	2	2	2	2	2	3	7	6	5
マレーシア	5	5	5	5	4	4	4	4	4
シンガポール	5	5	5	5	5	5	5	5	5
5カ国平均	3.4	3.4	3.4	3.4	3.2	3.4	4.2	4.2	4.0

出典：Freedom House, Freedom in the World の各年版。

表4 ASEAN諸国の民主化傾向（市民的自由）

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
フィリピン	3	3	3	3	3	3	3	3	3
インドネシア	4	4	4	4	4	3	3	3	3
タイ	3	3	3	3	3	3	4	4	4
マレーシア	5	5	5	4	4	4	4	4	4
シンガポール	5	5	4	4	4	4	4	4	4
5カ国平均	4.0	4.0	3.8	3.6	3.6	3.4	3.6	3.6	3.6

出典：Freedom House, Freedom in the World の各年版。

表2および表3は、ASEAN諸国の政治体制がどうなっているのかという基本的なところ（表2）、および先発グループ5カ国が2000年以降どのような民主化傾向を示しているか（表3）を、フリーダムハウスの資料に基づいて最新の2008年までの状況をまとめたものである。ここでは、インドネシアが3のレベルから2005年以降は2のレベルに上がっている。マレーシアも5のレベルから2004年以降は4に上がっている。マレーシアの政権が変わった時と思われる。また表4は、各国の民主化傾向（市民的自由）を示しているが、インドネシアが2005年以降は4から3へ、マレーシアも2003年に5から4へ、シンガポールも2002年に5から4へと、ワンポイントずつ上がっている。

表5は、第1節（1）で説明したASEAN諸国の政党と選挙の特徴について要約したものである。

#### （1）民主化が定着するパターン：フィリピン

フィリピンは、二大政党制が終焉し、それ以降、不安的な多党制になる。最近は大統領制から議員内閣制への変更を議論している。先に述べたように民主化過程でワンポイント下がり、アロヨ政権下で民主化の後退が起こってきている。選挙行動の特徴としては、パトロン・クライアント的な関係による投票行動が顕著で、ポピュリズムに影響される傾向がある。最近は民主化過程の進展ではなく、後退になっているなどという議論も出ている。

#### （2）民主化が進展するパターン：インドネシア

インドネシアはかなり民主化が進んでいる。スハルト時代のゴルカル党の独占的な状況から、スハルト以後に政党制が確立し、定期的選挙によって大統領制がかなり有効的に機能している。選挙行動の特徴としては5年ごとの直接大統領選挙が定着している。社会的な亀裂（アリラン）に沿って、それによる投票の特徴が強く、業績評価による投票は弱い。この分析はアジア経済研究所から最近出た『アジア開発途上諸国の投票行動』のインドネシアの章からの引用である。

#### （3）民主化の逆行：タイ

タイは、多党制が不安定で機能していないという特徴がある。1988年以降、議会制民主制が定着するものの、2007年以後は混乱している。政党の離合集散的な特徴のため、政党の凝集力が欠落している。2006年のクーデター以後は民主化が後退している。選挙行動の特徴は、2001年にこれまでの中選挙区制から小選挙区制と比例代表制に変更した。集票人としての地方ボスの役割が大きく、投票は票買収に影響される傾向が強い。特に、タクシン政権期に、都市部と農村部の対立構造がかなりビル

表5 ASEAN諸国の政党と選挙の特徴

	政党制の特徴と問題点	選挙（行動）
フィリピン	(1) 二大政党制が終焉 (2) 不安定な多党制 (3) 大統領制から議員内閣制への変更 (4) アロヨ政権下で民主化の後退	(1) パトロン・クライアント関係による投票行動 (2) ポピュリズムに影響される傾向
インドネシア	(1) スハルト時代のゴルカル党の独占 (2) スハルト以後に政党制が確立 (3) 定期的な選挙によって大統領制が機能する	(1) 5年ごとの直接大統領選挙が定着している (2) 社会的亀裂（アリラン）による投票 (3) 業績評価による投票は弱い
タイ	(1) 多党制は不安定であり、機能していない (2) 1988年以降、議会民主制が定着するものの、2007年以後は混乱している (3) 政党の離合集散の特長のため、政党の凝集力が欠落している (4) 2006年のクーデターのため、民主化の後退	(1) 2001年にこれまでの中選挙区制から小選挙区制と比例代表制に変更 (2) 集票人としての地方ボスの役割が大きく、投票は票買収に影響される (3) タクシン政権時に、都市部と農村部の対立構造がビルトインされ、投票行動に影響する
マレーシア	(1) UMNOを中心とするBNが政治を支配 (2) UMNO, MCA, MICによる民族調和の重視 (3) プミプトラ政策によるマレー人優遇政策 (4) 変化としての金融危機と変革運動の台頭	(1) マレー人の政治的優位を保障する選挙制度 (2) 社会的亀裂（民族）による投票 (3) 体制内変化は業績投票行動に影響される
シンガポール	(1) 人民行動党の1党支配のため、多党制は意味を持たない (2) グッド・ガバナンスの確保	(1) 1988年以降、小選挙区制とグループ制が導入され、与党に有利 (2) パフォーマンス評価のための「信任投票」

\*筆者作成

トインされ、投票行動に影響している。06年クーデター以後に黄色のシャツを着た組と赤いシャツを着た組が対立しているのは、ある面、都市部のエリート層と地方の農村部との対立構造があるということである。

#### (4) 民主化への模索：マレーシア

マレーシアとシンガポールは一党独裁の状況が続いているが、マレーシアは若干民主化が進んでいる。マレー人のUMNOを中心に華人系を主体としたMCAとインド

系を主体にしたM I Cが国民戦線B N（バリサン・ナショナル）を形成して、民族の調和を重視している。プミプトラ政策によるマレー人優遇政策は変わっていないが、最近では政策の見直しが起きている。1997年、1998年の金融危機のときに、アンワール副首相などを中心として変革運動（レフォルマシ）が台頭するようになり、U M N Oの支持率がかなり後退してくる。選挙制度がマレー人の政治的優位を保障するようになっているため、マレーシアの投票行動の特徴は社会的亀裂による投票である。当然、体制内変化は起こるわけで、それは業績投票行動に影響されている。最近の2008年選挙でU M N Oの支持率が大幅に後退した結果、党指導者はアブデュラ前首相からいまのナジブ首相へ変わった。

#### （5）民主化への模索：シンガポール

シンガポールは、人民行動党（P A P）の一党独裁支配が続いており、ほとんど変化がない。多党制で定期的に選挙を行っているが、あまり意味がない。ところが、グッド・ガバナンスという意味での政治改革は行っている。マレーシアでは下からの変革（レフォルマシ）であるが、シンガポールは上からの政府中心のグッド・ガバナンスという、もうひとつの改革を追及しているのが特徴である。投票行動は2つぐらいあって、1988年以降、小選挙区制とグループ制という独特の投票制度が導入されており、これが与党人民行動党に有利に働き、選挙をしても負けない体制を築いている。このため選挙はパフォーマンス（業績）評価のために過ぎないという、厳しい批判もある。

### 第3節 A S E A N諸国の民主化促進要因

本節では、ポスト冷戦期にA S E A N諸国、特に先発グループ5カ国がなぜ民主化を促進したのか、という問いにどう答えるか、が中心課題である。シンガポールは例外として、ここではまず一般的な議論として、中間層と市民社会の存在という要因がある。経済発展してくると中間層が増えてくる。中間層が大きくなると、市民社会を形成し、下から政府に対して物を申すというような構造になってくると、民主化が進んでいくのではないかということである。

もう1つの要因は、政党制がしっかりしているかどうか、定期的な公正選挙が行われているかどうかのポイントになる。後発国と比べると、一目瞭然であるが、やはり政党制がしっかりして、多党制で定期的な選挙が行われている国ほど民主化は進んでいるということになるかと思う。ただその中には、表6にあるA S E A N諸国の中間層と市民社会の概略的特徴からわかるように、タイなどはまだ市民社会の性格づけがされておらず、民主化はまだ途中にあると考えられる。

表6 ASEAN諸国の中間層と市民社会の特徴

	国民所得	中間層・市民社会の特徴
フィリピン	1,640	① 中間層の規模——人口の12% (1988年) ② 中間層の政治意識——多様でまとまりを欠く, 個人的関係 ③ 市民社会——脆弱
インドネシア	1,918	① 中間層の規模——人口の8% (1988年) ② 中間層の政治意識——国家に対する強い依存, 保守的性格 ③ 市民社会——形成途上のイスラム型市民社会
タイ	3,851	① 中間層の大きさ——人口の12% (1988年) ② 中間層の政治意識——バンコク集中, 97憲法作成に参加, 農民と対立 ③ 市民社会——二つの市民社会論 (河森 2009)
マレーシア	6,807	① 中間層の大きさ——人口の15% (1988年) ② 中間層の政治意識——現状維持志向が強い ③ 市民社会——社会的亀裂が障害となる
シンガポール	35,163	① 中間層の大きさ——人口の50% (1988年) ② 中間層の政治意識——政治的アパシー ③ 市民社会——国家の圧力が上回る

\*筆者作成

表6の2007年か2008年かの1人当たりの国民所得と, 上から順にフィリピン, インドネシアというように, 分類できる民主化の3つのパターンで位置づけてみると, 民主化が進んでいる国ほど1人当たりの国民所得が低いこと, 中間層の大きさが大きいほど民主化が進んでいないという, やや矛盾するような傾向があるのではないかという特徴がある。

もう1つが政党制と選挙の関係について, 表7に過去3回の選挙結果がまとめた, 上に行くほど民主化が進んでいる国で, 政党制が確立していて政党ごとの選挙をして勝った政党が政権を担うという傾向が少なくともフィリピン, インドネシアには見られる。こういう傾向があるところ, 政党制がある程度安定しているところは民主化が進みやすいことはここからも見られる。

表7 ASEAN諸国の選挙結果

	選挙（3）	選挙（2）	選挙（1）
フィリピン	1992年選挙 ラカス 23.6% 人民改革党 19.7% LDP 18.2%	1998年選挙 ラカス 15.9% LAMMP 39.9% 行動民主党 13.8%	2004年選挙 K4 39.9% KNP 36.5% LDP 10.9%
インドネシア	1999年選挙 闘争民主党 34% ゴルカル党 22% 開発統一党 11%	2004年選挙 闘争民主党 18.5% ゴルカル党 21.6% 民主主義者党 7.5%	2009年選挙 闘争民主党 14.4% ゴルカル党 14.7% 民主主義者党 20.1%
タイ	2001年選挙 愛国党 38.9% 民主党 25.4% 国民党 5.1%	2005年選挙 愛国党 58.7% 民主党 22.3% 国民党 6.4%	2007年選挙 人民の力 41.1% 民主党 40.4% 国民党 4.0%
マレーシア	1999年選挙 国民戦線 56.6% UMNO 29.8% 野党 43.5%	2004年選挙 国民戦線 69.2% UMNO 36.4% 野党 30.9%	2008年選挙 国民戦線 51.5% UMNO 30.0% 野党 48.5%
シンガポール	1997年選挙 PAP 65% 野党 35%	2001年選挙 PAP 75.3% 野党 24.7%	2006年選挙 PAP 66.6% 労働者党 16.3% 民主連盟 13.0%

\*筆者作成

#### 第4節 促進要因としての民主化・人権規範：ASEAN憲章の可能性

##### (1) ASEAN要因と後発グループの民主化

本節は促進要因としてのASEANの民主化・人権規範、ASEAN憲章の可能性を検討する。本来はここが私の一番力を入れるところであるが、この論文でもあまり深くしていない。1つは、ASEAN加盟国が民主化の傾向に向かう時にASEAN要因の影響があるかどうかを議論している。後発グループの民主化が徐々に進んでいるというのは、ASEANに加盟したということと、ある程度関係があるのではないか。その例として10番目に加盟したカンボジアの民主化がある。もちろんカンボジアの場合、UNTACが入って総選挙をして、国づくりもまたその後のケアもしてという体制の中で、共産主義体制から民主主義体制へと大きく変化した。

とくに私が強調したいのは、カンボジアのASEAN加盟要請に対して、ASEANが上院設置を要求したことで、この時、ASEANは初めて民主化の安定を加盟の条件にしたと考えている。フンセン中心の政府だと権威主義体制に移行しか

ねないということで、上院設置を義務づけて、カンボジアの民主化を示したことで1999年に加盟を許された。このように内政不干渉どころか、民主化要求をして加盟させたということは注目していいのではないか。カンボジアは民主化移行後15年間に4回の選挙が行われたが、一番最近の選挙では、フンセン首相の人民党が初めて単独で議席の過半数を占め、権威主義体制化していくのではないかという懸念が出ている。

## (2) ASEAN憲章の可能性

ASEAN憲章が2007年に採択されたが、その中で政治発展が条件にされている。今後ASEANが共同体になる時には、各国は人権擁護とか、民主主義体制になるような努力をしなければいけないという義務づけを初めて行った。これはやはり評価していいのではないかと思う。ミャンマーの民主化はASEANがいま一番心配するところであるが、来年ようやく軍政の下で総選挙が行われるというところまで来た。ミャンマー民主化へのロードマップはASEANが要求し、これを軍政が採択したものだっただけと考えている。

今年、政治・安全保障共同体のグループプリント（青写真）が採択され、その中にASEAN憲章では入れられなかった人権や民主化の具体的な地域政策が盛り込まれた。例えば「加盟国の政治発展」と「市民重視のASEAN」という目標が具現化された初めてのものである。具体的な活動計画として提唱されたのが、政治制度に関する対話促進と統治機能の強化で、対話促進ではASEANは今後、ワークショップの開催と選挙監視に関する情報収集を行っていく。地域各国の選挙に関してASEANが監視の目を光らせていくというのは、かなり画期的な変化につながっていくのではないかと思う。市民重視のASEANという意味では、今後、法の支配の徹底やグッド・ガバナンスの評価基準の作成、汚職防止の覚書などを作っていくことで、ASEAN自体が地域の民主化に向けてかなり強い意思表示を示したわけで、今後の注目点になるのではないか。

---

須藤報告後、質疑応答に入り、表7に関してASEAN諸国の経済発展の段階と民主化の程度の連関が一般的な見方と逆であることへの質問や、中間層の意味をめぐる質問が出され、須藤氏が丁寧に回答され、それに続いて活発な議論が交わされた。

## 第二報告

### 「中国政治における民主化の可能性」

星野昌裕  
南山大学准教授

はじめに

報告者の発言に先立って、司会者から、「中国は、まだ民主化への移行さえしていない国であるため、本来であれば、ロシアについての河原地報告の後に星野報告をお願いするのが妥当であったが、諸般の都合から、星野先生に先にご報告をお願いすることになった」と断りがあった。

次に報告者から、1) 民主化過程という共通テーマ、ならびにサブタイトルの「政党・候補者行動・有権者投票行動の国際比較研究」はいずれも興味深いが、残念ながら中国の場合は、これらテーマを正面から取り上げることは、非常に困難であると考えられること、2) タイトルの「中国政治における民主化の可能性」は研究会の全体構想を受けて暫定的に設定したものであること、すなわち、そもそも「民主化とは何か」、あるいは「民主主義とは何か」といった疑問についても、中国という文脈において明確な解答を得ること自身が大きな課題であるため、今日は中国の研究事例を通してながら、これらの疑問についても皆様に考えていただき、何らかの知見が得られれば報告させていただく意味があるのかもしれないと考えている、との話しがあった。

今回の報告を契機に中国の「民主化」についていろいろな見解を勉強してみると、大きく3つぐらいに見方が分かれる。1つ目は、時間の幅は様々で、人によっては20年、30年という人もいるが、いま起きていることは「民主化」のプロセスであり、いずれは民主主義に到達するのだという主張がある。2つ目が、いま起きているプロセスが民主化なのかどうかは当面評価しないが、到達点としては中国の特色ある社会主義民主モデル、あるいは中国モデルといったものに到達していくのではないかという議論である。3つ目は、いま起きていることは「民主化」のプロセスなどではなく、権威主義体制が緩くなっているだけであって、その先にはいかなる形の民主主義も展望できないという議論である。

本日の報告は、こうした議論を念頭におきながら、中国政治の現状を民主化あるいは民主主義という観点から切り込んで、その将来展望を描くことにあるが、そのためには政治改革のベクトルが過去から現在にどのように向かってきているかを明らかにすることが必要である。これは、昨日(2009年10月1日)ちょうど還暦を迎えた中国政治が、この60年間でどう変化してきたかを議論することとも関連する。また、もし試験的な選挙改革の話があればしていただきたいとの要請を受けたので、いまの

中国での基層選挙について述べることにしたい。

### 1. 中国政治の歴史的位相——停滞する政治改革と変容する中国共産党

国家機構の政治体制の変化と中国共産党自身の変化のバランスをどう考えていくのかということが中国の将来を考える上で非常に重要である。

毛沢東、鄧小平、江沢民そして現在の胡錦濤政権までの中国政治を、過去からの連続性でながめてみると、国家機構の政治改革のほうは顕著な進展がみられないものの、中国共産党自体はさまざまな意味で変わってきているということになり、この状況をどのように理解したらいいかという点を解明する必要がある。

さらに、経済発展に伴って社会が多分化しているなか、試験的な選挙などが導入されていることをどう評価すればいいのか、ということもあわせて考えていかなければいけない。

### 2. 試験的選挙改革—基層選挙

選挙という観点から中国政治にどのようなことが起こっているかをみることは、その将来を展望するうえで、非常に重要なことである。

いまの中国で一番選挙が進んでいるのは村レベルである。村は、中国の国家行政組織の末端である郷や鎮よりさらに下にある非国家機構と位置付けられており、国家機構の制度に束縛されずに比較的自由的な改革を実施することができる。事実、村レベルでは、行政と共産党のトップを決めるのに様々な選挙形態が広範に導入されている。

このような村レベルの選挙が、郷・鎮レベル、県レベル、中央レベルへと段階を踏んで国家機構に拡大していくのかどうかというのが、今後の中国政治を占う上で非常に重要なところである。しかし、郷・鎮や県において参考的な選挙事例は増えつつあるものの、現状はまだ、試験的な導入に留まっているといえる。

### 3. 胡錦濤時代の「民主化」プロセス

民主化にかぎ括弧をつけているのは、これを民主化と評価するかどうかというところがなかなか難しいからである。

胡錦濤時代において、経済発展と社会の多分化が進み、中間層の人びとが登場してきた。しかし、貧富の格差が拡大した中での中間層とは、実は単なる真ん中ではなく、経済的にはかなり上位になる。農民たちの犠牲の上に自分たちのいまがあるということをおも程度わかっていて、豊かだからといってすぐに民主化に動く力にはなっ

ていないように思う。ただ、なかにはやはり急進的な政治改革を求める人々もいて、有名なところでは、2008年12月に人権デーと合わせて出された「〇八憲章」が注目された。約300名の知識人、作家、NGO活動をしている人たちが実名で署名して、普遍的な価値の受容をもとめたのである。昨年からちょうど1年ぐらい、中国では普遍的価値論争が盛んだった。世の中に普遍的な価値などというものはあるのか。「ある」と言う人たちは、欧米的な民主主義を期待する傾向が強く、「ない」と言う人は、中国の未来は既存のモデルに向かっていくものではなく、自分たちで創るのだという考えを持ちやすい。普遍的価値論争がどちらに傾くかは、中国の将来を考えていく上で非常に重要である。

最後に自分の専門領域に近づけて、民族問題の立場から、地方からの積み上げ型の選挙改革の政治リスクに触れたいと思う。民族的にせよ、宗教的にせよ、社会の多様性が豊富な権威主義体制が民主化するさいには、国家分裂を回避できるかどうかが重要な争点になる。国家を分裂させないためには、多様性ある社会の中で、しっかりと国家アイデンティティを形成しておく必要がある。国家アイデンティティが形成される前に、地方レベルの選挙を実施して、地方のアイデンティティが過剰に醸成されてしまうと、民主化のリスクが高まることになりかねない。いまの中国は、下からの積み上げをやっているわけで、とくに少数民族地域で地方アイデンティティが大きくなることは、国家統合という点から大きな問題をはらむことになる。これを防ぐには、基層からの積み上げに先行するかたちで、国家アイデンティティをつくっていかなければならない。いまの中国がやっている中華意識の形成は、民族問題の観点からいくと、その方法や目的に大きな疑問はあるが、仮にいまの中国が国家レベルで安定的な「民主化」を達成しようとするれば、中華意識や中華思想を政治的に声高に叫んで、国家アイデンティティを強化しておかなければいけない。ただ、それをやれば少数民族が反発するので、民族問題が民主化のボトルネックになるだろうというのが正直な印象である。

-----

星野報告の後、質疑応答に入り、新権威主義論、または豊かな権威主義論、コーポラティズムの意味、経済的弱者の抑圧などに関する質問が出された。

### 第三報告

## 「ロシア大統領選挙と民主化の実態」

河原地英武  
京都産業大学教授

はじめに

星野報告の中に普遍的な価値論争の問題が出てきて、私どもソ連、ロシアの勉強をしている者からすると、ある意味でとても懐かしい。というのは、1980年代前半のソ連でゴルバチョフが出る直前に全人類的価値観が階級的価値観に優先するという論文を巡って、学者がいろいろ議論し、私も当時修士課程の学生として、それで論文を書いた思い出がある。全人類的価値観と階級的価値観のどちらが優先するのか、当時はそれが本当にソ連を変えるような何かすごい予感を感じさせた。すると案の定ゴルバチョフが出てきて、まさに全人類的価値観が優先するのだといい、さらにゴルバチョフは「ヨーロッパ共通の家」をつくって、ソ連はその共通の家に従うという形で、体制変革をしていったわけである。だからといっていまのロシアが中国よりも民主化において先輩で進んでいると言えるかということ、実はそのようには思えない現実がある。

はじめに私の考えを大ざっぱに言えば、ソ連時代というのは国家のトップに書記長が独裁的な権限を持っている。政治は、文字どおり共産党の一党独裁で国民が何かを選択する余地はない。共産党という組織があり、その一番上に政治局と書記局を合わせて20名ぐらいの最高幹部がいて、その代表として書記長がいる。政治はだいたいそこで決まる。しかし、社会主義体制でも選挙がないわけではなく、国民が選んだ議会はある。さらにその上に大臣がいる。ただ、議員になるのは皆、模範的な共産党員で当然、共産党の指示に従う人に決まっている。さらにソ連の選挙は、1つの選挙区から1人の立候補者しか出さないことに決まっていた。それがゴルバチョフの改革で初めて崩れた。1987年に初めて1つの選挙区から2人以上の候補者を出すことを決めた。これは画期的なことであったが、結果的にはその4年後にソ連は滅びたわけである。

このように社会主義時代は選挙といっても1人しか候補者は出せず、要するに信認投票であるから、国民は選びようがない。しかも動員体制なので嫌でも選挙に行かなければならない。もし選挙をボイコットすると、反体制的な考えを持つということでマークされる怖さがあり、投票率が90%を超えたりする。場所によっては賛成票と反対票を入れる投票箱を別にするなどというのもあったそうである。反対票を入れる勇気がある人はいないので、やはり90%以上の支持率で皆当選する。ちなみに選挙

区の1人の候補者は立候補制ではなく、共産党から誰々が出るようにと指名される。全部お膳立てができて、結果もすべて事前にわかっている段階で、「選挙をしました」という体裁を整えて結果を出す。つまり実質上、選挙はなかったわけである。

そのソ連が1991年に滅び、ロシアに変わり、共産党の一党体制はなくなった。いまは複数政党制で、議会選挙もきちんと行われ、国民が直接国会議員を選べる民主的な体制になっている。さらに、国家の元首である大統領も国民の直接選挙によりここでも国民は選択ができる。このように体制的には完全に民主的である。形は非の打ちどころがないぐらいの民主的体制である。では、実体も民主主義なのかというと、去年の4月まではプーチン大統領が8年間大統領をやっていた。そのプーチン体制についていえば、どう見ても権威主義的で民主主義とは程遠い体制である。

プーチンの前のエリツィン大統領は民主化された初めてのロシア大統領であったが、エリツィンもボリス（ボリス・エリツィン）皇帝というあだ名で呼ばれ、彼自身もそう呼ばれることを喜んでいたと言われる。やはり一種の大統領独裁体制となり、1993年には議会と大統領が真っ向から対立した。当時の議会は旧共産党系議員が過半数を占め、エリツィンの出す法案をことごとく否定し、エリツィンの方も議会と真っ向から対立する大統領令を出す。どちらもお互いに譲らず、ほぼ1年間膠着状態の末、エリツィンが議会を解散したが、議員たちは国会議事堂に立てこもり、最後はエリツィンが軍隊を出動させ戦車で国会議事堂に砲弾を撃ち込んで100人以上の人が死ぬというすさまじい形で議会を閉鎖した。その後、エリツィンは数カ月で憲法を全部変え、議会を大統領の諮問機関のようなものにしてしまい、大統領の決定を覆す力がないものに変えたという経緯がある。基本的にいまのロシアの大統領は世界でもっとも権限が強い。

それに乗かってプーチン大統領がずっと君臨していた。プーチンはいろいろな意味で民主主義からどんどん離れ、かつての共産主義そのもの、ある意味ではその書記長以上に権限が強い立場にいた。プーチン元大統領は1952年生まれで今は57歳だが、大統領になった時はまだ46歳、非常に若くてこれからまだ10年ぐらいは現役で十分できるぐらい余力がある。しかも、彼は大統領を2000～2004年まで務めた後、再選されて2008年まで2期務めた。しかしロシア憲法では1期4年で2期を超えてはならないという任期制限規定がある。プーチンはまだ若いし、意欲もあった。毎月のように出る世論調査では国民の支持率がどれも70%を超え、70%を割ったことがない。プーチンとしてはさらに大統領を延長したいという欲求は非常にあっただろうと思われる。

結果的には選挙で、事実上はメドベージェフに大統領ポストを譲った。プーチン自身はメドベージェフ大統領の下の首相ポストに就いて、制度上はナンバー2になり、表向きはメドベージェフ政権だが、実質的にはプーチンが権限を握っているのではな

いかと言われている。そういう意味で、いまのロシアの政治状況は二頭体制とか、タンデム政権という言い方がされる。タンデムというのは二頭立ての馬車、いまでいうと2人乗りの自転車、まさに2人で操縦するような政権などという言い方もよくされる。

そのロシアの大統領選挙は、まず、いかにプーチンが自分の権力の永続化を図ろうとしたかということが1つのポイントである。もう1つのポイントは、いまメドベージェフ自身が何かちょっと独自性を出そうとしていること。さらに、次の大統領選挙が2年半後に迫っているが、その争いに向けていろいろな動きがこのごろ目立って起きている。このあたりからみて、ロシアは民主主義ではないのか、それとも何かロシアなりの民主主義があるのだろうか。

私自身の考えは、ロシア独自の民主主義というものが1つ形を持って出てきたという気がする。結論的にいうと、例えば日本における自民党と民主党みたいな議会制民主主義、野党と与党の対立で国民の世論を吸い上げていくということはどうもロシアには起こり得ない。ロシアは制度的に複数政党制を与えられても、必ずいわゆる翼賛体制になってしまう。結局はかつての共産党と同じように、90%ぐらいの議席を1つの党が占めるという形になってしまうという点で、議会が対立の場になることはあり得ない。今後も多分そうだろうと思われる。

では、どこで政治的な対立が起こり得るかという点、結局は行政内部、もっと言うと、首脳部内部で起こるパターンである。いまはプーチンとメドベージェフ。プーチンはどちらかという点で強権的な勢力の上に乗っかっている人、それに対してメドベージェフは非常にソフトな、市民社会とか、人権、民主主義ということを非常に強調する立場をとりながら、両者の間に何らかの調整が行われて一種のバランスをとっている。つまり、完全な独裁にはならない。ブレーキがあるとすれば、首脳部の一番上のところが必ず分かれている。ソ連時代もやはりそうであった。

確かにスターリン時代は独裁であったが、フルシチョフに替わって一種のクーデターで独裁の座から落とされた。次のブレジネフ体制は18年続いたが、集団指導制で決して独裁者ではなく、上層部でいくつかの対立があってその中からゴルバチョフが出てこられたわけである。ブレジネフ後は、アンドロポフやチェルネンコらは1年そこそこで終わり、その後にはゴルバチョフが出てきた。アンドロポフとか、ゴルバチョフのいわゆる改革派が出てくる余地があり、決してつぶされていない。ゴルバチョフもまた最後はかなり独裁的な形になったが、ヤホブレフという改革派勢力が権力を握っている一方で、リガチョフという保守的な旧共産党系の人もいて、この硬直した2人の政治家がいて、ゴルバチョフはその両者をうまく使いながらバランスをとり、1つのほうへ傾くということにはならない。

このようにいつも首脳部の一番上のところで国民の世論をうまく吸いあげながら、

一種の集団指導体制をとってきた。ある意味ではこれを民主主義と言っていいのかわからないが、少なくともソ連なりに世論を反映していたし、バランスがとれていたと思う。そのパターンがいまのロシアのプーチンとメドベージェフ体制にまた表れている。そうすると、ソ連時代からのパターンが一貫して流れているということが見えてくる。

## 1. 二重体制と揺るぎないプーチンの威信

### (1) 2007年12月の下院選挙結果

結論が先になったが、選挙の話をざっと振り返ってみたい。去年（2008年）の3月の大統領選挙は、その選挙自体はほとんど面白くないもので、誰が見ても100%メドベージェフ以外勝ちようのない選挙であり、それ以外の候補者は名前すらない、どうでもいいような人たちであった。ただ当時のプーチン政権には、どれだけの国民を投票所へ向かわせられるか、がポイントだった。落ちることはないが、皆が選挙に行かないことだけは怖かった。

実は、一番大事な選挙は大統領選挙の数カ月前の2007年12月に、大統領選挙の前哨戦の形で議会選挙があり、事実上、これが大統領選挙をほぼ決するとされた。この下院選挙はとても面白かった。なぜかという、下院選挙の前月の11月まで、プーチンは憲法どおり自分が大統領を2期で辞めるかどうか、ということをはっきりさせず、非常事態体制をしいて大統領選挙を延期するのではないかと、在任中に憲法を変えて三選を可能にするのではないかと、など噂があった。ロシアの政府機関紙であるロシア新聞に、ロシアでもっとも有名な4人が連名で「我々はプーチン大統領の継続を希望する。これはロシア芸術家、作家6万5千人の総意である」という投書が載る。これはソ連がよくやる文化人を使って権力者を讃え、信認するというパターンで国民を誘導するためである。またロシアの各都市でプーチン大統領を継続させようという集会が開かれた。アメリカのジャーナリストに言わせると、自発的な集会ではなく、政府が資金を送り、政府の息のかかった集会、国民がこれほどプーチンを支持しているという既成事実をつくった上で、任期延長を図るためのお膳立てのひとつと思われた。さらに18~20歳ぐらいの若者たちが動員されてプーチンを支援する組織を会員10万人ぐらいでつくり、ロックコンサートやパーティーを開いて、われらはプーチンを支持する、ロシアの統一を守るのだという、プーチンを国父みたいに扱う空気があった。つまりプーチンは何らかの形で第3期政権を狙うのではないかと、可能性がかなり高かった。

ところが、11月下旬、プーチンは憲法どおり大統領を2期で辞めると声明した。我々を驚かしたのは、そのかわり12月の議会選挙に出馬して国会議員としてスター

トするということで、ロシア最大勢力の政党、統一ロシアの比例名簿のトップに立候補した。なぜ現職の大統領が議員に立候補できるのか。憲法上、現職の大統領は議員になれないから、憲法的にはやはりおかしい。もし当選した場合は大統領を辞めるのか。当選しても大統領を続けるなら、当選したのに議員を辞退しなければいけない。辞退することがわかり切っている立候補というのは非常に変な話で、非常に不可解な行動をとった。

12月の大統領選挙前のキャンペーンは、プーチンのプーチンによるプーチンのための選挙みたいで、マスコミもほかの議員のことはたいして報じない。ひたすらプーチンのスピーチばかり取り上げ、プーチンも「この議会選挙では皆、自分が名簿第1位になっている統一ロシアに1票を入れてほしい。この議会選挙こそが次の大統領選挙の大事な鍵を握るのだ」と、とても不可解なレトリックで選挙運動をした。

結果は統一ロシアが4分の3の票を得て、プーチンはもちろんトップ当選であった。唯一野党があるとしたら、共産党で57議席、ただソ連時代の共産党とはかなり違い、支持層のほとんどは高齢化した、貧困層、年金をもらえなくなってしまったような人たちなので、先細りで、政党イメージも福祉政党のようなものである。ほかに自由民主党は事実上、プーチンの支持政党と同じで、いわゆる極右、非常に愛国主義的な政党で、党首のジリノフスキーはオポチュニストでプーチンにすり寄っている。公正なロシアは38議席とったが、どちらかという、倫理的な面をかなり強く打ち出す政党で、共産党からの票を奪うためにつくられたのではないかと思う。要するに、これらの野党は事実上、統一ロシアとそんなに対立していない。であるから、結果的にはほぼ90%が与党というわけである。

この後が非常に面白くなる。この議会選挙後、まずプーチンは統一ロシアの党首になることをはっきりうち出し、さらに自分は次の大統領選挙には立候補せず、メドベージェフを推薦すると声明する。そしてメドベージェフを大統領府に呼び、メドベージェフも次の3月の大統領選挙に立候補すると宣言する。こら辺が非常に象徴的で、ロシアのテレビではずいぶん流れた。プーチンによって次の大統領はメドベージェフが立候補すると決まった。その晩はモスクワで一斉に打ち上げ花火が上がり、この段階で大統領がほぼ決まりじゃないかという意味である。ついでにいうと、プーチンは後釜としてメドベージェフを推薦する前に、ほかの野党も呼んで協議し、みんなの合意をとりつけてしまっていた。つまり、ほかの野党候補者は出ようがない。

このように議会はプーチンが党首として立つ統一ロシアが完全に仕切り、大統領はメドベージェフ、さらにメドベージェフが大統領に当選した暁にはプーチンが首相になる。12月の大統領選挙の前の時点ですべてのシナリオが完成されていたわけである。

## (2) 2008年3月の大統領選挙結果

翌2008年3月の大統領選挙は、既成事実を事実化するためであった。メドベージェフが70%以上を得票して当選し、ほかに候補者はジュガーノフが共産党から、ジリノフスキーが自由民主党からで、彼はわりあいプーチンに忠実である。民主党のポグダノフは問題にならない。

## (3) プーチンとメドベージェフの関係

問題はメドベージェフとは何者か、ということであるが、非常に若い。1965年生まれのいま44歳、大統領になった時は42歳である。大学はプーチンと同じサンクトペテルブルグ大学の法学部出身、プーチンより13歳下の同じ法学部の同じゼミの後輩だそうである。なぜ知り合ったかという点、プーチンがかつてKGBに勤めていたことはよく知られているが、ベルリンの壁が崩れた時、彼はドイツで活動していてKGBには未来がないと辞めて、故郷のサンクトペテルブルグに戻った。そこで市長に立候補したサブチャクというサンクトペテルブルグ大学法学部教授でプーチンの元指導教授がおり、当時はゴルバチョフの片腕みたいなこの人の市長選挙に協力し、サブチャクの当選に手腕を発揮する。プーチンはサンクトペテルブルグ市の助役になり、市の行政を一緒にやろうということで、メドベージェフを引っ張ってきた。そこからつながりができる。

メドベージェフは民法が専門でサンクトペテルブルグ大学の助教授までいった。アカデミズムの道を歩んでいた一方で、商売気もあり、友達と一緒にパルプ会社をつくり、かなり成功していた。メドベージェフが大統領になった時、彼を知る人の証言では、非常にきざな助教授で、いつも外国製の最高のスーツを着て、時間があれば自分のオフィスに行ってそっちのほうの実務をやり、大学ではいかにも成功したビジネスマンという感じで授業をしていたと言う。だからどちらかという点、ニューリッチの1人だと思う。プーチンはメドベージェフのビジネスの才能も買ったのだと思う。

その後サブチャクが落選し、プーチンも助役は終わる。次にプーチンはエリツィンに見込まれてモスクワに行き、エリツィンの下で行政職を歩み、とんとん拍子で大統領になる。そこら辺の話は1時間ぐらいかかる。プーチンは自分が大統領になると、またメドベージェフを呼び、自分の下で大統領官房副長官、大統領府第一副長官にしたり、「ガスプロム」という天然ガス企業で事実上の国営ガス会社の会長にしたり、最後は副首相にして、完全にプーチンにとっての忠実な部下として仕事をさせる。プーチンは大統領の時、政権の中核メンバーは70%ぐらいを旧KGB人脈で固める。これはいわゆる強権的メンバーからなるシロビキ派、残り30%がどちらかというとソフトなほうで、メドベージェフはこのいわゆるリベラル派の部下の1人であった。プーチンとしては、自分が大統領を辞めた場合を考えて、強権的人間が次に大統

領になると、当然自分は切られるだろうと考え、軍や旧KGBの強権的シロビキ派人脈からは自分の後継者を出さず、あえて実質的な力のない、刃向かうことの少ないリベラル派からメドベージェフを大統領後継者として選ぶことで、自分は首相として実権を握るというシナリオを描いたとされる。新政権は去年の5月にスタートした時、大統領府と内閣人事が発表された。この新政権の人事をみると、プーチン人脈の影響力が絶大である。

#### 大統領府

- ナルイシキン長官（プーチン派）
- スルコフ第1副長官（プーチン派）
- グロモフ副長官（プーチン派）
- ベグロフ副長官（プーチン派）
- チュイチェンコ大統領補佐官（メドベージェフ派）

#### 内閣

- ズブコフ第1副首相（プーチン派）
- シュワロフ第1副首相（リベラル派）
- ソビヤニン副首相兼内閣官房長官（プーチン派）
- ジューコフ副首相（プーチン派）
- イワノフ副首相（プーチン派）
- セーチン副首相（プーチン派）
- クドリノ副首相兼財務相（リベラル派）
- コワレンコ法相（メドベージェフ派）

本来、人事は大統領が自分で決めるのが当然であるが、この人事もやはり事実上はプーチンの力でほぼ決まただろうといわれ、実際、大統領府の主要閣僚は皆、プーチン人脈といわれる人たちで固まっている。唯一メドベージェフ派といわれるのが、チュイチェンコという大統領補佐官で、それ以外は皆プーチン派である。内閣のほうも、過半数がプーチン人脈、彼に忠誠を尽くして出世してきたような人脈で固めてある。トロイの木馬ではないが、表向きはメドベージェフ体制、中身はほとんどプーチン体制という形で、メドベージェフ体制はスタートした。このように例えば今年の2月や3月ごろに私が話をしたならば、現体制はメドベージェフ体制といいながら、実質的にはプーチン体制が続いていると言っていたはずである。ところが、実はいま雰囲気がちよっと変わってきている。

## 2. 権威主義体制への傾斜（2004-2008）

### （1）ソ連体制との類似

その変わっているところだけを言うと、去年 2008 年 11～12 月に憲法改正が行われ、1つは、下院の権限を非常に強める改革、たとえば下院議員の任期を 4 年から 5 年へ変更した。ほかにも、プーチン時代の 2004 年にロシアの 83 の地方自治体は、日本でいう知事クラスをすべて大統領の任命制に変え、選挙をなくした。そうしたのには要するに、地方自治体が民族単位で下から票を積み上げると、中央に対する反対派が当選する率が高いからであり、これにはチェチェンの問題が 1 つの教訓になっていると思う。ところがこの帝政ロシアみたいな大統領任命制を去年、憲法改正し、任命制ではなく、各地方自治体における地方議会が一番優勢な政党から地方自治体のトップを選ばせるという形にした。どの地方自治体もプーチン党首の統一ロシアが優勢にほぼ決まっているので、事実上はプーチンの指令体制であるが、政党に地方自治体のトップを選ばせるということであるから、形的には議会が強くなる。

さらに政府は議会に対し、必ず政策報告を出さなければいけないことも憲法で定めた。つまり、議会が大統領府を牽制する、あるいは注文をつける体制なので、議会の権力が強くなるということである。要はプーチンが議회를仕切っているので、やはりプーチンがメドベージェフに対して優位に立ったとも読み取れるが、1つは大統領の力を少しそいで、議会の力を強める方向へ変えた。

もう 1 つの憲法改正のポイントは大統領の任期を延長することにした。いまの任期 4 年を、2012 年大統領選挙からは任期 6 年にすることが決まり、去年の 11 月に発表され、12 月にメドベージェフが署名して正式に発効したが、その時にメドベージェフがとても面白いことを言った。「大統領の任期を 2 年長くして 6 年にしたが、自分はそのときには大統領に立候補しないだろう」。要するに自分のために延長したわけではない。そのとき皆、これはプーチンのためなのだとわかった。

## 3. ロシア型民主主義のパターン

ところが今年になって、4、5 月からトーンが変わってきた。メドベージェフが急に、プーチン時代の政治を批判する、たとえば以下のような記事をインタビューで載せるようになった。「過去の時代、ロシアには民主主義が定着しなかった。市民社会はほとんどない。そして、汚職が万延している」。要するにこれは完全にプーチン批判である。今年の 5 月から汚職関連の官僚を首にする汚職撲滅対策をとり出した。さらに面白いのは、ソ連時代にはタブーだったソルジェニーツインの『収容所群島』を学校の必読書にまでしたことである。このように、いずれもプーチン色と 180 度逆の

政策をうち出したのである。

しかし、ここら辺はメドベージェフの単独でできるのか、プーチンも了解の上でやっているのか、よくわからない。見方によると、メドベージェフが市民社会的なイメージを出しながら、プーチンが安全保障や軍という強権的な面で1つの色を出す。そのバランスで2人がチームを組んでやっているのかと思っていたら、プーチンもメドベージェフに対する批判的なことをちょっと言い出している。そしてプーチンは2012年の大統領選に自分が立候補する可能性があるかと明言し出した。一方、メドベージェフはそのときに考えるという言い方で、出ないという言い方はやめている。明らかに次の大統領選を巡ってプーチンとメドベージェフがお互いの足を引っ張り合っている。ここら辺は学問的な分析ではなく、ジャーナリズム的な関心であるが、8年間のプーチン政治から離れて、市民社会を非常に強くうち出すメドベージェフ色がここ数カ月急に出ているというのは非常に面白い。

さらに面白いのは、プーチン時代というのは、アメリカでいうとブッシュ時代である。ブッシュとメドベージェフは、特にミサイルをポーランドやチェコに配備する辺りから「新冷戦」などといわれるぐらい、米ソ関係が冷え切ってきた。オバマ大統領になってまたロシアとアメリカがいい関係になってきている。オバマもポーランドやチェコへのミサイル配備をやめると宣言した。すると、ロシアも対抗上の措置をやめると言い、しかもロシアの新聞にオバマのインタビューまで載せている。オバマはその中でロシアの民主化を求めるという発言をしている。これがプーチン時代なら絶対にそんなことは載せなかったのを載せている。そういう対外関係もいまメドベージェフにとって非常に優勢な方向に動いているのかと思う。

ここで結論的にまとめると、ロシアの政治を見ていると、議会制といっても、いまでもどうしても大統領を翼賛する体制になる。そういう意味では、ロシアは議会制民主主義という形ではいかない。かといって、独裁者が全部権力を握れるかということ、トップの中でいつもバランスをとるようになるので極端な独裁にはならない。大統領選挙を1つの弾みにしながら、結構揺れ戻しがある。アメリカにきつい路線をとるかと思うと、急にもとへ戻って協調的、そして民主主義とか人権を押し出すようなスタンスをとる。そういう点では、ロシアなりの民主化というものが何かそこらあたりで担保されているのかという気がする。すなわち、言うならば“政権内民主主義”，場合によって“タンデム民主主義”という言葉が用いられるが、議会があってその一番上のところで民主主義が保障されている、そんな形が見えてくる気がする。

---

質疑応答に入り、グルジア問題でのリーダーシップ、ロシアの議会制民主主義が翼賛体制に落ち着くのはなぜか、ロシア体制におけるプーチンという突出した個人プレゼンス要因の見方、メドベージェフはなぜ独自性を出せるようになったのか、などの

質問が出され、河原地氏から詳細かつ有意義な回答があった。

(文責：吉川洋子)



須藤李夫氏 (南山大学)



星野昌裕氏 (南山大学)



河原地英武氏 (京都産業大学)



会場の様子

## 外国語学部主催, アジア・太平洋研究センター共催講演会

日 時：2009年11月27日（金）

場 所：名古屋キャンパス G棟1階 G21教室

報告者：宮城大蔵（上智大学准教授）

テーマ：「海のアジア」と日本



「海のアジア」とは？

- 1) 第二次世界大戦後
- 2) バンドン会議（アジア・アフリカ会議）
- 3) 「北京＝ジャカルタ枢軸」
- 4) 「開発の時代」の到来
- 5) アジア通貨危機
- 6) 東アジア共同体

戦後のアジア政治は、日本、「大陸のアジア」ともいえる中国、「海域のアジア」を代表するインドネシア、この3国の絡みを見ることでその本筋が見えてくる。二国間関係、あるいは“点”と“点”で見るのではなく、「面」で国際関係を見てみたい。

戦前のアジアに主権国家は極めて少なく、「国際政治」は存在しなかったと言える。しかし、第二次大戦が終わるとアジアには「独立」の時代が到来した。中国は国共内戦を経て、1949年「革命」による統一を果たした。同じ年、インドネシアは4年にわたる反植民地主義闘争を経て、独立を果たした。一方、連合軍の占領下に置かれた日本は、1952年に独立を回復した。日本はアジアにおけるアメリカの緊密なパートナーとなるが、反対に中国はアメリカの「封じ込め」政策にあう。

1955年のバンドン会議は、欧米諸国が関与しない初めての国際会議であった。第二次世界大戦後に独立を果たして主権国家となった国々が、反植民地主義、相互の連帯を掲げて一堂に会した。インドネシアのスカルノ、中国の周恩来、インドのネルーと新興国の“顔”が注目を浴びた。会議に招待された日本は、アメリカと良好な関係を保ちつつ、アジアへの復帰を果たすことを目指し、政治ではなく経済でアジアを結びつけようとした。日本の代表として派遣されたのは、国際的な知名度は低いが経済専門家の高碇達之助だった。

中国は革命を追求し続け、階級闘争を対外関係にも反映させたが、それは文化大革命で先鋭化した。インドネシアも独立完成をめざし、オランダ領として残された西イリアンを併合するために戦った。それが終わると、今度はイギリスに支援されて独立したマレーシアと敵対した。ともに「既成勢力」と戦う中国とインドネシアは接近し、「新興勢力」による「第二国連」の創設をめざして、インドネシアは国連を脱退した。欧米からの援助を断ち切られてインドネシアが国際社会で孤立する中、日本は賠償で築いたインドネシアと対話のできる関係を保ち、スカルノの強硬路線を押し止めようと説得する側に回った。

しかし、1965年にインドネシアで起きた9・30事件は、インドネシアの内政外交を大きく変えたのみならず、アジアの歴史にとっても大きな転換点となった。スカルノは権力の座をスハルトに奪われ、国家の追求する目標も独立から「開発」へと変わった。インドネシアはマレーシアとも和解し、ASEANが誕生した。東南アジア諸国の脱植民地化の時代は終焉し、日本に後事を託すようにイギリスも東南アジアから退場した。中国でも文化大革命が終息し、ベトナム戦争に行き詰まったアメリカは、それを打開するために中国と接近した。自力更生から外資を取り込む政策に転じた中国は「改革開放」へと向かう。日本は援助で開発への趨勢を後押しした。ここに日本を中心にしたアジアの「開発の時代」が訪れ、それは1980年代に頂点に達する。

この構図が崩れるきっかけとなったのは1997年のアジア通貨危機である。インドネシアでは開発体制が崩壊してスハルトは退陣を余儀なくされ、ASEANは混迷・弱体化した。一方、国際金融にそれほど巻き込まれていなかった中国はこの危機を回避し、経済発展とともに存在感が巨大化した。日本では東南アジアへの関心が薄れるとともに、中国を過剰に意識する傾向が強まり、「中国脅威論」まで出てきた。

日本外交の隠れたポイントは中国と東南アジアのバランスを取ることであったが、現在の日本は中国ノイローゼのようにその圧迫感におしつぶされている。インドネシアはG20の主要メンバーであり、民主主義を達成した世界最大のムスリム人口を擁する国として重要になってきていることを忘れてはならない。崩されたバランスを回復する必要がある。

同時に、日本の安全保障体制がアメリカとの二国間同盟で成り立っている一方、経

済ではアジア域内の一体化が進んでいるという「ズレ」が今後大きな問題になる可能性がある。

(文責：小林寧子)

アジア・太平洋研究センター，上智大学アジア文化研究所  
イスラーム地域研究拠点グループ2  
「東南アジア・イスラームの展開」  
共催セミナー

日 時：2010年2月22日（月）・23日（火）

場 所：名古屋キャンパス J棟1階 特別合同研究室

テーマ：東南アジア・イスラーム研究の新しい展開へ向けて

第一部「研究動向と展望」

報 告 者：小林寧子（南山大学）

川島緑（上智大学）

服部美奈（名古屋大学）

司 会：太田淳（中央研究院・台湾）

コメント：青山亨（東京外国語大学）

第二部「研究発表」

報 告 者：光成歩（東京大学大学院）

木下博子（京都大学大学院）

渡邊暁子（東洋大学）

司 会：服部美奈（名古屋大学）

東南アジアのイスラームに関する研究の要請は近年高まっている。イスラームがダイナミックに展開する現実を研究者が捉えられるか、日本の身近なところにいるムスリムとの交流が広いイスラーム世界への理解へとつながるか、いくつもの課題が課せられている。長い間この分野の研究は、ごく限られた研究者の手で進められてきたが、今新しい段階を迎え、若い研究者の育成が急務となっている。このセミナーは、今までの研究蓄積を継承し、新たな研究の地平を開くことを目指して企画された。第一部では、研究動向に関する報告が行われた。古典的文献を批判的に再検討して研究史の中に位置づけると同時に、最近の研究成果をどのように取り込むかを考えた。このようにして研究の可能性を探ったあと、第二部では、東南アジア・イスラーム研究をめざす若い研究者が、従来の研究にない新しい視点からの研究成果を発表した。

## 第一部「研究動向と展望」

### 第1 報告

#### 「インドネシア・イスラーム研究：“二項対立の構図”を越えて」

小林寧子  
南山大学

東南アジアのイスラームに関する研究は、長い間二重に等閑視されてきた。ひとつには、東南アジア研究の中でイスラームが重要な問題としてなかなか認識されなかったことによる。戦後1980年代前半まではアメリカの地域研究が大きな影響力をもち、国境線を所与のものとして国単位で問題が捉えられ、限定された地域社会が考察の対象となった。そこでは東南アジアの独自性・特徴が強調された。東南アジアの人々の主体性が高く評価され、「自律史」的観点が強調された。ナショナリズムに関する研究が隆盛する一方、「外来」のものとされるイスラームに対する関心は希薄であった。また、イスラーム研究においても、やはり中東・西アジアが中心で、東南アジアは「周縁」として扱われ、地域的相違は「後進性」とみられることが多かった。

インドネシア・イスラーム研究に限れば、方法論上にも問題があった。当初の地域研究には比較・交流という視点が弱く、地域を越えて連動する問題をとらえきれなかった。インドネシア（特にジャワ）のイスラームは、ひとつの変種のようにしか見られなかった。また、ムスリム社会での日常観察からは、イスラーム法とアダット（慣習）、サントリとアバンガン、「近代派」（正確には「改革派」と「伝統派」、というように二項対立構図でムスリム実践がとらえられた。この構図の中では、「近代派」と呼ばれる運動に関心が集中し、「伝統派」は衰退するものと考えられ、ほとんど考察されなかった。欧米先進国が近未来と想定され、それをめざすと思われる運動が発展すると予想されたのである。この二項対立構図はムスリム社会を区分けすることに関心があり、その社会の発展をどこから見るかという視点がなく、また、対称的にとらえられたもの同士の相互作用には関心が払われなかった。

開発体制下で進行する近代化の中で、かつての近代化論に逆行してイスラーム化が進行し、さらに「伝統派」の中で革新的な動きが顕在化すると、従来の研究方法は大きく問い直された。イスラームそのものに関する知識が要求され、その発展のダイナミズムが注目された。同時に、イスラームのグローバル性が注目されるようになった。

このような視点から、1980年代末以降、タレカット（イスラーム神秘主義教団）と「伝統派」に関する研究が精力的に行われた。他のイスラーム地域との連動性、比

較を視野に入れてイスラームを考察する手法が導入された。特にイスラーム法に関連して、ファトワ（宗教裁定、法学見解）、思想、法制度に関する研究が進んだ。

「9・11 事件」以降の世界的なイスラームへの関心の高まりの中で、インドネシアのイスラームも急進派がスポットを浴びて、安易に暴力と結び付けられる傾向があるのは否めない。しかし、長いタイムスパンでイスラームの発展を考察する研究は着実に増え、イスラームの日常の実践の変容、多様な展開をとらえようとするようになってきた。

【必読文献】

・英語・インドネシア語文献

<半古典：～1980 年代>

Geertz, Clifford. 1960. *Religion of Java*. Chicago : The University of Chicago Press.

Benda, Harry. 1960. *The Crescent and the Rising Sun : Indonesian Islam under the Japanese Occupation, 1942-1945*. The Hague/Bandung : Van Hoege. (復刻版あり)

Deliar Noer. 1973. *The Modernist Muslim Movement in Indonesia 1900-1942*. London : Oxford University Press.

Peacock, James. 1978. *Purifying the Faith : The Muhammadiyah Movement in Indonesian Islam*. Menlo Park : The Benjamin/Cummings Publishing Company.

Boland, B. J. 1982. *The Struggle of Islam in Modern Indonesia*. The Hague : Nijhoff, KITLV.

Nakamura, Mitsuo. 1983. *The Crescent Arises over the Banyan Tree : A Study of the Muhammadiyah Movement in a Central Javanese Town*. Yogyakarta : Gadjah Mada University Press.

<視座転換を促した研究：1990 年代>

Bruinessen, Martin van. 1992. *Tarekat Naqsybandiyah di Indonesia*. Bandung : MIZAN.

—— . 1994. *NU : Tradisi, Relasi-relasi Kuasa, Pencarian Wacana Baru*. Yogyakarta : LKiS.

—— . 1995. *Kitab Kuning, Pesantren, dan Tarekat : Tradisi-tradisi Islam di Indonesia*. Bandung : MIZAN.

—— . 1998. *Rakyat Kecil, Islam dan Politik*. Yogyakarta : Bentang Budaya.

Azyumardi Azra. 1994. *Jaringan Ulama : Timur Tengah dan Kepulauan Nusantara Abad XVII dan XVIII*. Bandung : MIZAN.

Barton, Greg and Greg Fealy ed. 1996. *Nahdlatul Ulama, Traditional Islam and Modernity in Indonesia*. Clayton : Monash Asia Institute.

<最新文献：2000 年代>

Bowen, John R. 2003. *Islam, Law and Equality in Indonesia : An Anthropology of Public Reasoning*. Cambridge : Cambridge University Press.

Feener, R. Mischael. 2007. *Muslim Legal Thought in Modern Indonesia*. Cambridge : Cambridge University Press.

Muhammad Hisyam. 2001. *Caught between Three Fires : The Javanese Pangulu under the Dutch Colonial Administration 1882-1942*. Jakarta : INIS.

Porter, Donald J. 2002. *Managing Politics and Islam in Inodnesia*. London and New York : Routledge Curzon.

Noorhaidi Hasan. 2006. *Laskar Jihad : Islam, Militancy, and the Quest for Identity in Post-New Order Indonesia*. Ithaca, New York : Cornell Universtiy.

ICG Report(International Crisis Group, Sidney Jones)

・日本語文献

- 服部美奈. 2001. 『インドネシアの近代女子教育』 勁草書房.
- 菅原由美. 2003. 「19世紀中葉オランダ植民地支配体制下のプリアイのイスラーム論：ジャワ北海岸におけるアフマッド・リファイ運動をめぐる言説を分析して」『東南アジア：歴史と文化』32:3-27.
- 福島真人. 2002. 『ジャワ社会の宗教と社会：スハルト体制下インドネシアの民俗誌的メモワール』 ひつじ書房.
- 見市 建. 2004. 『インドネシア イスラーム主義のゆくえ』 平凡社.
- 小林寧子. 2008. 『インドネシア 展開するイスラーム』 名古屋大学出版会.
- . 2003. 「インドネシアのイスラーム伝統派の思想革新：アブドゥルラフマン・ワヒドの思想形成の軌跡」小松久男・小杉泰編『現代イスラーム思想と政治運動』東京大学出版会.
- 柳橋博之編. 2005. 『現代ムスリム家族法』日本加除出版.

## 第2報告

### 「フィリピンのムスリム，イスラーム研究： 主要研究とそのパラダイム」

川島緑  
上智大学

フィリピンではムスリムは圧倒的な少数派であり，そのことがフィリピンのムスリム，イスラーム研究に重要な影響を与えている。第一に，文明化政策を推進した米国植民地政府，および，近代化・国民統合・開発をめざしたフィリピン政府は，基本的にムスリムを後進的な人々とみなしてきた。マニラの中央政府にとって，ムスリムやイスラームは第一義的に治安問題であった。第二に，フィリピンでは学術研究や出版活動が首都マニラに一極集中しており，南部イスラーム地域で活動するムスリム研究者は大きなハンディキャップを負っている。第三に，フィリピンでは社会科学の研究用語が英語であり，歴史研究でも欧文資料が偏重され，イスラーム地域の現地語やアラビア語などの資料が等閑視されている。

米国統治期には植民地行政の必要上，法や慣習の研究が行なわれた。サリービーは，ムスリム社会の宗教観念や宗教実践をイスラームと未開宗教に二分し，大半のムスリムは未開であり，「正しい」イスラームにより文明化可能と考えた。これは米国植民地統治の正当化論理である「恩恵的同化政策」と整合性を持つ考え方であった。

1950 - 80年代にかけては近代化論にもとづく研究が隆盛し，社会的動員と文化変容によってムスリムを近代化し，国民統合を達成することが論じられた。一方，ムスリム研究者により，イスラーム・アイデンティティを失うことなく近代化を達成することが可能であり，イスラームは近代化・開発の資源となるという主張が行なわれるようになった。マフルは「モロ戦争」を，スペインの帝国主義に対する抵抗運動と

して位置づけ、フィリピン・ナショナリズムに組み込むことが可能という考え方を示した。長期間の臨地調査にもとづく人類学研究も行なわれるようになったが、伝統と近代を二分し、イスラームを伝統として静的に記述するものが多かった。

1980年代以降、日常生活のなかのイスラームを動的にとらえようとする民族誌や、イスラーム教育、トランスナショナルな動き、市民社会、平和構築、ジェンダー、急進主義など、新しいテーマに取り組む研究が行なわれるようになった。しかし、それらの蓄積によっても、フィリピンのイスラームの全体の構図がつかめるようになったとは言い難い。現地語資料やオーラルヒストリーの手法も用いて歴史研究を発展させ、大きな歴史の流れを描き出すことが必要とされている。

【基本文献】

- Che Man, W. K. 1999. *Muslim Separatism : The Moros of Southern Philippines and the Malays of Southern Thailand*. Singapore : Oxford University Press.
- George, T. J. S. 1980. *Revolt of Mindanao : The Rise of Islam in Philippine Politics*. Kuala Lumpur : Oxford University Press.
- Gowing, Peter Gordon. 1979. *Muslim Filipinos : Heritage and Horizon*, Quezon City : New Day Publishers.
- . 1983. *Mandate in Moroland : The American Government of Muslim Filipinos 1899-1920*. Quezon City : New Day Publishers.
- 早瀬晋三. 2003.『海域イスラーム社会の歴史：ミンダナオ・エスノヒストリー』岩波書店.
- Horvatic, Patricia. 1994. Ways of Knowing Islam. *American Ethnologist*. 21-4.
- 石井正子. 2002.『女性が語るフィリピンのムスリム社会——紛争・開発・社会的変容』明石書店.
- Jubair, Salah. 1999. *Bangsamoro : A Nation under Endless Tyranny*. 3rd edition. Kuala Lumpur : IQ Marin.
- 川島緑. 2004.「南部フィリピン・ムスリム社会の山賊と民衆——「恐るべきラナオの王」の反乱」私市正年・栗田禎子『イスラーム地域の民衆運動と民主化』東京大学出版会.
- . 2007. Transformation of the Concepts of Homeland and People among the Philippine Muslims : The Bangsa Moro Revolution and Reformist Ulama in Lanao. In Kawashima et al. (eds.), *Proceedings of the Symposium on Bangsa and Umma : A Comparative Study of People-Grouping Concepts in the Islamic Areas of Southeast Asia*. Tokyo : Section for Islamic Area Studies, Institute of Asian Cultures, Sophia University.
- Majul, Cesar Adib. 1973. *Muslims in the Philippines*. Quezon City : Asian Center, University of the Philippine Press.
- . 1985. *The Contemporary Muslim Movement in the Philippines*. Berkeley : Mizan Press.
- Mastura, Michael. 1984. *Muslim Filipino Experience : A Collection of Essays*. Manila : Ministry of Muslim Affairs.
- McKenna, Thomas M. 1998. *Muslim Rulers and Rebels : Everyday Politics and Armed Separatism in the Southern Philippines*. Berkeley : University of California Press.
- McKenna, Thomas M. and Esmael A. Abdula. 2009. Islamic Education in the Philippines : Political Separatism and Religious Pragmatism. In Robert W. Hefner (ed.), *Making Modern Muslims : The Politics of Islamic Education in Southeast Asia*. Honolulu : University of Hawai'i Press.
- Milligan, Jefferey Ayala. 2005. *Islamic Identity, Postcoloniality, and Educational Policy : Schooling and Ethno-religious Conflict in the Southern Philippines*. New York : Palgrave

Macmillan.

Saleeby, Najeeb M. 1905. *Studies in Moro History, Law and Religion*. Manila : Bureau of Printing.  
—— . 1908. *The History of Sulu*. Manila : Bureau of Printing.

Tan, Samuel K. 1977. *The Filipino Muslim Armed Struggle, 1900-1972*. Manila : Filipinas foundation.

床呂郁哉. 1999. 『越境 ——スルー海から』 岩波書店.

Vitug, Marites D., and Glenda M. Gloria. 2000. *Under the Crescent Moon : Rebellion in Mindanao*. Quezon City : Ateneo Center for Social Policy and Public Affairs.

### 第3報告

#### 「東南アジア・イスラーム教育研究の展開と可能性」

服部美奈  
名古屋大学

本報告は、(1)「教育」という対象領域と当該研究における研究動向を議論の前提として整理し、次に(2)東南アジア・イスラーム教育研究の展開を具体的な文献とともに考察することを通して、(3)最終的に東南アジア・イスラーム教育研究の今後を展望することを目的とした。導入部分では、*Journal of Social Issues in Southeast Asia (SOJOURN)*, Vol.24, Number 1 (April 2009)に掲載された東南アジア研究で最も影響力のある文献45冊を紹介し、イスラーム教育関連では、Geertz [1960], Taufik [1971], Zamakhsyari [1982]だけが選定されていることを示した。

(1)では、「教育」という対象領域の特徴として、①「教育」は狭くも広くもなる対象領域である。つまり、教育事象を学校教育 schooling あるいは教育機関 institution に限定した場合と、人の生が織りなす相互作用 interaction の全体(どこで「教育的」作用が起こるかは実のところわからない)とした場合で、対象はかなり異なる。前者の場合は、学校教育制度やカリキュラム、授業、教師生徒関係など、いわゆる非常に教育的な内容を対象とすることになる。しかし、後者の場合は人類学や社会学などの社会科学に近づく、②「教育」は学問としての成立が危うい分野である。当為論としての教育(教育はかくあるべきだ。かくありたい)と、実証研究が共存し、多分に価値が含有されがちな領域である、③「教育」は政策科学的になる傾向(教育改革への提言)があり、「社会に役立つ」研究結果が求められることが多いことを示した。さらに現在、教育研究の傾向として、①教育事象を学校教育に限定し、さらに学校を社会から切り離して論じる傾向があり、②当為論と実証研究が共存し、③政策科学的・実用志向が強いことを指摘した。そして、この背景には世界規模での近代学校教育制度の浸透と研究者の学校教育への強い関心があることを示した。

(2)ではイスラーム教育研究の傾向として、①そもそも、東南アジア研究のなか

でイスラーム，さらに教育を対象にしている研究はそれほど多くなく（ただし9.11以降は状況が変化），特に途上国教育研究では教育の普遍化に重点が置かれてきた，②教育学分野は教育機関，人類学・社会学分野はより広い文脈で教育を捉える，②イスラーム大学の教育学部では当為論，またイスラーム教育思想に関する文献は翻訳本が相対的に多い（たとえば Abdullah Nashih Ulwan [インドネシア語版 1993, アラビア語版 1980] など）ことを指摘した。しかし，教育は国民教育制度や国家体制に大きく影響されながらも，「歴史的に集積されてきた生活文化との結びつき」[石附 1996：20] の視点が不可欠であり，さらに教育をより広く知識の継承として捉える場合には，知識を継承するウラマーたちのネットワークや知識の伝播過程もイスラーム教育研究の範疇に含まれることになることを指摘した。加えて，9.11以降，にわかにもドラサなどイスラーム教育機関に関する研究が増加していることを指摘した（たとえば Hefner, R.W. [2007], Wadad Keds. [2007] など）。これは9.11以降，ムスリムの思想がどのように形成されるのかという観点からドラサなどの教育機関に注目が集まったことが背景にある。いずれにせよ，イスラーム教育を正面から扱った文献として注目に値する。

（3）では，東南アジア・イスラーム教育研究の今後として，①「近代」を問うイスラーム教育研究のさらなる重要性，②知識の伝播をたどるイスラーム教育研究の可能性を挙げた。①では近代における学校教育の発展の意味を，イスラームの視点から考察することの意義を示した。特に，国民国家形成期における学校教育化の過程で，各地域のイスラーム教育がどのように位置づけられたのか，イスラーム研究の観点からの新たな説明原理が必要とされている。②では，国家や民族の枠を越えたイスラームネットワークを通して伝播する知識の伝播の仕方，そしてそこで伝えられる信仰や価値を含む知識の形を，世界規模で考察することの現代的な意義を示した。そして，これらの研究には，現地語のみならずアラビア語の習得（もちろん現地語も），イスラーム教育思想あるいはイスラーム諸学に関する深い知識が必要とされる。

【必読文献】

・日本語文献

杉本 均 1996「高等教育における科学と哲学：アジア・イスラーム社会の視点——その2——」『京都大学高等教育研究』2：165-183.

杉本 均 1998「東南アジアのイスラーム高等教育機関の国家性と超国家性——インドネシアとマレーシアの比較より——」『京都大学教育学部紀要』44：65-85.

鈴木康郎 1999「南部タイの国公立小学校・中学校におけるイスラーム教育の試み」『比較教育学研究』25：97-115.

中田有紀 2005「インドネシアにおけるイスラーム学習活動の活性化——大学生の関与とそのインパクト——」『アジア経済』(46)1：32-52.

西野節男 1990『インドネシアのイスラーム教育』勁草書房.

Nishino Setsuo (ed.) 2006. *Mengasuh Santriwati —— Peranan Pesantren Sebagai Penjaga*

- Tradisi*, Lembaga Penelitian Kebudayaan Asia Universitas Toyo.
- 西野節男・服部美奈編著 2007 『変貌するインドネシア・イスラーム教育』 東洋大学アジア文化研究所.
- 服部美奈 2001 『インドネシアの近代女子教育——イスラーム改革運動のなかの女性』 勁草書房.
- ・英語・インドネシア語文献  
[~1980年代]
- Dawam Rahardjo, M. 1985. *Pergulatan Dunia Pesantren : Membangun Dari Bawah*. Jakarta : P3M.
- Deliar Noer. 1973. *The Modernist Muslim Movement in Indonesia 1900-1942*. Kuala Lumpur : Oxford University Press. (Deliar Noer. 1980. *Gerakan Modern Islam di Indonesia 1900-1942*. Jakarta : LP3ES.)
- Mahmud Yunus. 1957. *Sejarah Pendidikan Islam di Indonesia*. Jakarta : Mutiara Sumber Widya.
- Roff, William R. 1970. "Indonesia and Malay Students in Cairo in the 1920s", *Indonesia*, 9:73-87.
- Steenbrink, K. A. 1986. *Pesantren, Madrasah, Sekolah- Pendidikan Islam dalam Kurun Modern*. Jakarta : LP3ES.
- Taufik Abdullah. 1971. *Schools and Politics : The Kaum Muda Movement in West Sumatra, 1927-1933*. Ithaca, N.Y. : Cornell Modern Indonesia Project, Cornell University.
- Zamakhshari Dhofier. 1982. *Tradisi Pesantren : Studi tentang Pandangan Hidup Kyai*. Jakarta : Lembaga Penelitian, Pendidikan, dan Penerangan Ekonomi dan Sosial.
- [研究の転換期：1990年代]
- Van Bruinessen, Martin. 1995. *Kitab Kuning, Pesantren dan Tarekat : Tradisi-Tradisi Islam di Indonesia*. Bandung : Mizan.
- [最新文献：2000年代]
- Boyle, Helen. 2004. *Quranic Schools : Agents of Preservation and Change*. New York and London : Routledge Falmer.
- Hefner, Robert W. (ed.) 2007. *Schooling Islam — The Culture and Politics of Modern Muslim Education*. Princeton University Press.
- Milligan, Jeffrey Ayala. 2005. *Islamic Identity, Postcoloniality, and Educational Policy : Schooling and Etno-Religious Conflict in the Southern Philippines*. New York : Palgrave Macmillan.
- Van Doorn-Harder, P. 2006. *Women Shaping Islam — Indonesian Women Reading the Qur'an*. Urbana and Chicago : University of Illinois Press.
- Wadad Kadi & Victor Billeh. 2007. *Islam and Education-Myths and Truths*. Chicago : The University of Chicago Press.

## 第二部 「研究発表」

### 第1 報告

#### 「マレーシアの改宗係争から見る民事裁判所とイスラーム法」

光成歩  
東京大学大学院

2000年代以降、マレーシアでは「イスラームへの／からの改宗」をめぐる裁判係争が顕在化し、社会的な関心を集めている。マレーシアにおいては、イスラームへの／からの改宗は制度的な登録を必要とする公的屬性変更である。ムスリムと非ムスリムはそれぞれ別個の婚姻・家族法体系をもっており、いずれの体系においても非ムスリムとムスリムのあいだの婚姻は認められていない。よって改宗は、個人の宗教属性の変更であると同時に、改宗以前の夫婦・親子関係の変更を余儀なくさせるものとなる。しかし改宗という宗教行為がイスラーム行政またはイスラーム司法の管轄に付されるのに対し、改宗以前からの夫婦・親子関係の改宗を理由とする変更はイスラーム司法と一般司法のはざままで複雑な手続きに直面する。非ムスリムとムスリムのそれぞれの家族法規範は、その間の越境についての体系的な規範を持たないためである。この点において、マレーシアでは改宗の越境性が、宗教的な意味だけでなく制度的にも強調されることになる。

この状況は、シャリーア裁判所と一般裁判所の相互排他的な管轄という「二元的司法」によってさらに複雑化する。個人の宗教属性の変更という改宗手続きの核心部分はイスラーム司法・行政の管轄に付され、一般裁判所はシャリーア裁判所の管轄に属する事項に関する管轄権をもたない。このことは、配偶者もしくは親子など改宗者自身以外の関係者が改宗の是非を争うことをきわめて困難にする。他方で、改宗以前の夫婦・親子関係の調整は改宗という「事実」にもとづいて一般裁判所もしくはシャリーア裁判所において進められることになる。このような制度的状況は、たとえば改宗者が故人もしくは未成年の子供で、訴えの主体が非ムスリムとなる場合にはとくに問題となる。非ムスリムはシャリーア裁判所ではなく一般裁判所において改宗の適法性や真偽を問おうとし、それが往々にして裁判管轄の壁に阻まれるからである。

本発表では、このような問題意識のもと、夫の生前のイスラーム改宗の真偽をめぐって訴えを起こした妻カリアマルの係争と、イスラームに改宗した夫による未成年の子供の改宗に異議を申し立てる妻シャマラの係争に注目した。これらの係争は一般的に、シャリーア裁判所の改宗に対する管轄ゆえに一般裁判所の管轄が否定される「管轄問題」、それによる非ムスリムの権利行使の不可能性の問題と捉えられている。

本発表では、改宗係争が不可避免的に管轄問題を含みこむ制度的な仕組みを解明するとともに、さらに管轄を決定する際の一般裁判所判事の論理から、改宗係争における管轄の振り分けがどのような規範にもとづき、どのような形で決着しているのかについて考察を行った。

## 第2 報告

### 「現代インドネシアにおける中東留学経験者のもたらす影響： エジプト・アズハル大学出身イスラーム知識人の事例から」

木下博子  
京都大学大学院

本発表では、アズハル大学出身のイスラーム知識人が、現代インドネシア社会のイスラーム化に与える影響を、彼らが構築するネットワークの分析を通じて明らかにする。

具体的には、インドネシアと中東地域のあいだに16世紀後半から形成されてきた知的交流回路を往来する学生らに着目し、彼らが留学中に構築する人間関係をネットワークとして捉える。このネットワークを通じて展開される相互交渉のあり方を考察することで、彼らの帰国後のキャリアパスと、社会のイスラーム化におよぼす影響を解明する。

対象とするのは、最大のインドネシア人留学生をかかえ、10世紀以上に渡りイスラーム諸学の中心とされてきたカイロのアズハル大学への留学生である。本発表では、次の二つの側面に着目して議論を進める。第1に、現代カイロにおけるインドネシア人アズハル大学留学生の生活実態を明らかにし、第2に、アズハル大学出身の元留学生が、帰国後にインドネシア社会のイスラーム化に与える影響を、彼らが構築したネットワークとそれをもとにしたキャリアパスを分析することで明らかにする。

第1のカイロにおける留学生の実態については、インドネシア人留学生は、出身地ごとに自助組織が結成されていることを明らかにする。これは、インドネシア人留学生は、出身地方の自助組織内において、他地域出身の学生との交流が僅少な閉鎖的ネットワークを構築している、と整理できる。

しかし、こうしたネットワークの閉鎖性を架橋する行為も確認される。各組織の中には、他組織の学生とも積極的な交流を行い、越境的なネットワークを構築している学生が少数存在する。越境的ネットワークは、出版活動とセミナー、ディスカッションを通じて構築される。彼らは定期刊行物への寄稿、多様なセミナーへの参加によって、他組織の学生との相互交渉を行う。彼らは思想や態度の異なる多くの学生との交

流を通じて、プサントレンでの生活では知り得ることのなかったインドネシア・イスラームの多様性を発見し、同時に自身の組織へとそれらの情報を持ち帰ることで、閉鎖的なネットワーク内の学生らもインドネシア・イスラームの多様性を発見していることが明らかとなった。換言すると、これら少数の学生は、外部にも多様な繋がりをもつハブとしての役割を果たしている。

第2の帰国後の社会に与える影響力の分析では、主としてナフダトゥル・ウラマー系の若手イスラーム知識人らの活動を考察する。彼らは留学当時、上記の越境的なネットワークを構築していた学生、つまりハブであった。帰国後は、カイロで構築したネットワークに依拠し、カイロで発見したインドネシア・イスラームの多様性を取り込みながら、それぞれのキャリアを積んでいることが明らかになった。若手イスラーム知識人らの活動をカイロで構築されたネットワークにまで遡って考察することにより、彼らがインドネシア社会の草の根のイスラーム化を目指していることが明らかとなった。

### 第3報告

#### 「フィリピン・マニラにおけるイスラーム改宗女性の連帯と活動 (序説)」

渡邊暁子  
東洋大学

フィリピンのムスリムは全人口の5～8パーセントを占め、またその人口も13の言語民族集団から成ると一般に認識されてきた。近年、これに加え、新たに改宗した人びとをバリック・イスラーム Balik-Islam (「イスラームに戻る」の意) と称してフィリピン・ムスリムの14番目の集団としてみなす傾向にある。

本発表の舞台となるマニラのムスリム・コミュニティは、従来はミンダナオからの紛争・経済移民の移動先として捉えられてきたが、80年代以降は中東・湾岸諸国への中継点という位置づけを強めている。そこには、海外就労を繰り返すムスリムが滞留しているだけでなく、アラブ諸国への出稼ぎによってイスラームに改宗した者や、ムスリムとの婚姻によって改宗した者も居住している。こうした首都圏各地における集住地区の形成は、キリスト教徒に囲まれたマニラ社会のなかで、ムスリムとして生きやすい場を求めた結果であろう。

本発表では、マニラの特定のムスリム・コミュニティを対象とし、そこに居住するイスラーム改宗女性に焦点を当てる。彼女たちの宗教的活動および社会経済的な連帯について概観し、その活動が当該社会の展開とどう関わってきたのか、またそのこと

が彼女たちの自身に対する認識にいかなる影響を与えているのかといった点について、考察を行った。

フィリピンにおけるイスラーム改宗女性人口の増加は、ミンダナオ紛争や大規模な労働力輸出現象と関係しており、婚姻を契機に、あるいは自身の国内外での経験と意志によって改宗した女性がほとんどである。イスラームに対する姿勢は、改宗の経緯や周囲の影響、本人の意思などにより、さまざまである。

とくに熱心なイスラーム改宗女性の活動のなかで特徴的なのが、タァリム Ta'lim とよばれる勉強会と、マストウラット Masturat とよばれる布教活動である。マストウラットは、パキスタンを発祥とするタブリーグ運動 Tabligh Jamaat の女性版であり、タァリム出席者の一部が任意により加わる場合が多い。調査地では、こうしたイスラーム復興運動に改宗者だけでなく民族ムスリムの女性も参加しており、その数は年々増加している。

民族ムスリムが主流を占めるこの社会では、親族や姻族の関係、広義には郷里のつながりが紐帯の基盤となっている。他方、改宗者たちは、出身地域や背景も多様であるために、まとまりをもつ機会が少ない。加えて、フィリピンのムスリム社会のなかで、彼女たちは「元キリスト教徒」として低くみられる傾向にある。そうしたなか、タァリムやマストウラットといった活動は、改宗者女性に居場所や相互扶助の関係を与えるだけでなく、民族ムスリムと対等に立ち、ときには、ともすれば民族ごとに分断され、「ローカルなイスラーム」しか知らない彼女たちを啓蒙しているという自負を持たせるものとなるのである。

(文責：小林寧子)

東南アジア・イスラーム研究の新しい展開へ向けて



小林寧子センター研究員



川島緑氏（上智大学）



総括討論



会場の様子

## アジア・太平洋研究センターとエクステンション・カレッジの共同主催，外国語学部アジア学科共催

### インドネシア影絵芝居 ワヤン公演

日 時：2010年3月27日（土）

場 所：名古屋キャンパス G30 教室

解 説：松本亮（日本ワヤン協会主宰）

出 演：中辻正（日本ワヤン協会）

演 目：「アルジュノの饗宴」（マハーバーラタより）



ワヤン公演（影絵）



ガムラン演奏の様子

日本ワヤン協会を創設した松本亮氏は、長年日本各地でワヤンを上演する一方、ここ数年は本場インドネシアでの国際ワヤン大会への出演を重ね、インドネシアとの文化交流を精力的に続けてこられた功労者である。今回は、松本氏、ならびに日本を代表するワヤンの人形遣い（ダラン）である中辻正氏をお招きし、古典ワヤンの代表的演目である「アルジュノの饗宴」（マハーバーラタより）の公演を頂いた。

なお、ワヤンの公演に先立って、1）本学エクステンション・カレッジ講座の「ジャワ・ガムラン演奏入門」（講師：風間純子氏）受講者有志によるガムラン（インドネシアの伝統楽器で、ワヤンの伴奏にも用いられる）の生演奏、および2）松本亮氏による「ワヤン鑑賞にあたっての解説」がなされた。

演目「アルジュノの饗宴」は、東部ジャワ・クディリ王国のイルランガ王（在位 1019 - 1049）治下の宮廷詩人ムブ・カンワによる叙情詩で、珠玉の名編として知られている。当時の王に対して正面から国難に立ち向かうよう諫めるにあたって、王

## インドネシア影絵芝居 ワヤン公演

を英傑アルジュノに擬し、アルジュノが数々の苦行や試練を乗り越え、天界の美女スプロボの協力を得ながら、遂には怪物ニウオトカウォチェを倒すというストーリーとなっている。

当日は、子ども連れの姿も目立ったが、10代から70代までの幅広い年代にわたり約400名の来場者があり、G30教室が盛況となった。とりわけ、ア)ガムランの演奏で雰囲気盛り上げられたこと、イ)スクリーン上の影絵からのみならず、来場者が適宜スクリーンの裏側（G30の舞台上）に回って人形遣い（中辻氏）の熱演ぶりをじかに鑑賞できたこと、ウ)変化に富むストーリー展開とダイナミックな演技内容等が好評で、多数の来場者とともにしばし「インドネシアの夕べ」を味わう楽しいひとときとなった。

（文責：林尚志）

## スタンフォード大学出張

### ——『蔣介石日記』について

中村元哉

私は、2009年8月20日から約10日間、アジア・太平洋研究センターの研究支援もうけて、スタンフォード大学を訪問した。その主たる目的は、フーバー研究所が公開している『蔣介石日記』の閲覧であった。

周知のように、フーバー研究所は、中国国民党の宋子文文書や改造委員会档案および中国共産党の建党にかかわる文書をはじめとして、数多くの貴重な中国近現代史史料を所蔵している。そのなかでも、近年とりわけ世界の中国研究者に注目されてきたのが『蔣介石日記』（1917年～1972年）と『蔣経国日記』（1937年～1979年）である。後者はいまだに公開されていないが、前者は『朝日新聞』の連載にもあったように数年前から順次公開されている。

この『蔣介石日記』は、台湾での民主党政権の誕生によって日記の保全を心配した蔣家（蔣方智怡 Elizabeth Chiang 女史）が2004年に同研究所に管理と公開を委託したものである。閲覧にあたっては、複写はもちろんのこと、デジカメ撮影もパソコン入力も一切認められていない。そのため、現地に赴いて日記を1ヵ月単位で申請し、地道に筆写するほかない。聞くところによれば、日記は戦後台湾期から公刊されるそうだが、いずれにせよ、その全貌がフーバー研究所の外部にさらされるまでには、なお一定の時間を要する。したがって、日本・中国・台湾などから中国近現代史研究者がスタンフォード大学に押し寄せる状況は、当分の間変化をみないだろう。

この日記の史的な価値と学術上の意義については、台湾の中央研究院近代史研究所を中心とする国際的な研究プロジェクト（日本の研究者も参加している）が、現在解明中である。蔣介石に関する主要な文献と史料のうち、現在までに公刊・公開されているものは以下のとおりであるが、とりわけ日記と⑤・⑥との対比は俟たれるところである。

- 
- ① 秦孝儀主編『中華民国重要史料初編——対日抗戦時期』全7編（中国国民党中央委員会党史委員会，1981年）
  - ② 秦孝儀主編『先總統蔣公思想言論総集』全40冊（中国国民党中央委員会党史委員会・中央文物供給社，1984年）
  - ③ 張其昀主編『先總統蔣公全集』全3冊・附録（中国文化大学出版社，1984年）
  - ④ 秦孝儀主編『總統蔣公大事長編初稿』（中国国民党中央委員会党史委員会／中正文教基金会，1978年／2002年～継続刊行中）
  - ⑤ 国史館で公開中の「蔣中正總統文物」（「大溪档案」）

⑥ 王正華ほか編注『蔣中正總統檔案 事略稿本』（国史館，2003年～継続刊行中）

---

私は、自身の研究テーマである「中華民国憲法制定史」という視角に絞って日記を“読み食い”した程度であるが、それでも日記の有する学術上の意義と魅力について知ることができた。

川島真氏（東京大学）や段瑞総氏（慶應大学）らがすでに指摘しているとおり、毛思誠編『民国十五年以前之蒋介石先生』（龍門書店，1936年）と同書をもとにした中国第二歴史档案馆編『蒋介石年譜初稿』（档案出版社，1992年）には一部に不正確な記述があり、李勇・張仲田編『蒋介石年譜』（中共党史出版社，1995年）の内容にも政治的なバイアスがかかっているとされているが、そうした類似の感想が、日記と公刊史料集を対比させながら、私の頭の中にもよぎった。

また、台湾の国史館での史料調査の成果と照らし合わせた場合、この日記が上記⑤・⑥の曖昧な内容を補強し、ときには⑤・⑥の記述を裏付ける蒋介石の政治的・心理的背景を描写していることも窺い知れることができた。

たとえば、1946年1月の政治協商会議は「建国大綱」に依拠した「五五憲草」（1936年5月）の理念を放棄して新たな憲法原則（責任内閣制に近似した行政院と立法院の体制，地方分権化の傾向など）を取りまとめたが、こうした憲法制定の動きに対して蒋介石は「最大之苦痛」と表現している。通常は軍事・外交問題に心血を注いでいた彼が、政治協商会議を総括した時点においては憲法問題に大きな関心を示していたこと、あわせて依然として「五五憲草」を明確に支持していたことを読み取れる。さらには、新たな憲法原則を容認した孫科に対して憤慨していた様子もよく分かる。私の記憶では、これらの事実は、⑤にも記載されているものの（楊奎松『国民党的聯共与反共』社会科学文献出版社，2008年，597頁も併せて参照），これほどまでには鮮明に読み取れなかったように思う。

しかし同時に浮上してくる疑問は、それならば蒋介石はなぜ、⑤（⑥にも？）に記されているように、1930年代の「五五憲草」作成時に責任内閣制の検討結果を陳布雷から受け取っていたのか、そして、なぜ彼が1946年に新たな憲法原則を部分的に反映させた「中華民国憲法」草案を国民大会で審議することに同意したのか、ということである。前者に対する答えは、私の調べた限りでは日記に掲載されていなかったが、後者に対する答えは、この日記に明確に記されている。蒋介石と「中華民国憲法」制定史に関する通説の一部は、修正を要するだろう。

この他にも、孫科に関する記述も興味深い。郭岱君氏（スタンフォード大学）も指摘しているように、アメリカは1944年の段階で蒋介石の後継者として孫科を想定していたが、「中華民国憲法」の制定に尽力したりベラル派孫科への警戒心は、こうした国際情勢とも不可分だったようである（とくに1944年4-6月および1945年12月

の記述)。だからこそ、蒋介石は、自らの権力基盤のあり方にも直結する憲法・憲政問題に対して、一定の関心を示したのだろう。

ただし、「中華民国憲法」を支持したとはいえ、一部の国民党員や当時の世論のように、自由と憲政の関係について真正面から論じていない。蒋介石は、痛恨の極みと評した李・聞の暗殺事件後に言論・出版の自由と非武装党派の合法化に言及したが、やはり最大の関心事は国家統合、とりわけ国内の民族問題の解決であり、個人の自由ではなかった。このような姿勢は、日中戦争以前とほぼ同質である。したがって、1946年の日記には、少なくとも現状下では「民族自治区」の言葉を憲法に記載できない、と記している。

日記に記されている軍事・外交の記述は、私が調査した期間（1935.7-36.6,43.8-48.5）に限ったとしても、相当な比重を占めている。しかし、それにもかかわらず、以上のような事実を読み取ることができた。この成果をもとに、今後は台湾を中心にして史料調査を実施し、二冊目の専著の公刊を目ざしたい。

なお、林孝庭氏（スタンフォード大学）ら同世代の研究者とも交流の機会を持つことができた。アメリカと日本の中国近現代史研究の動向について意見交換できたことは、得難い機会となった。

**【補足】** 戦時期の蒋介石が宣伝部に対して厳しい批判を随所に展開していたことも併せて指摘し、私の以前の観点を補強しておく（「戦後の文化政策機関の変遷——憲政実施と党・国家体制」（『戦後中国の憲政実施と言論の自由 1945-49』東京大学出版会、2004年）、「国民党政権と南京・重慶『中央日報』」（中央大学人文科学研究所編『民国後期中国国民党政権の研究』中央大学出版部、2005年3月））。

# フィリピン出張報告

吉川洋子

目的：5月大統領選挙への候補者選定と選挙運動に関する情報収集および意見交換

期間：2010年3月7日～3月17日（10日間）

以下に上記10日間の調査報告の概要をご報告いたします。

## 1 選挙管理委員会ならびに最高裁関係

7日午後到着後、すぐ選挙管理委員会へ出向き「外国人オブザーバー」の資格認定の手続きを行う。日本領事の endorsement letter が要件とされており、以前より厳しくなった。Letter 文案を作成し、在マニラ日本大使館の知り合いに依頼する。翌日 endorsement letter を持参提出するが、2日後に再度出向いてようやくIDパスの発行をうけられた。

IDパスを身につけて、別の建物の研究調査部門で今回の選挙のその時点での国政・地方全公職ポスト数や名簿式政党制（187）参加団体数に関する統計資料を入手した。具体的な国政候補者名リストはまだ未完成ということで、また地方選挙は候補者届け出締め切りが3月26日のため入手不可であった。ここでは統計研究部のスタッフに総計資料についての疑問に多く答えてもらった。

次にさらに別の建物の法律部門で選挙管理委員会による数々の決議ならびにこれに対する請願書、さらに選管による判決文書を手に入れた。最高裁判決まで及んだ請願のケースについては後日、最高裁の図書館において関連資料を入手した。

なお今回の選挙は電子自動集計システム（PCOS）が導入されることが特徴のひとつである。法律部でそのサンプルを見たが、国政と地方選挙の同時施行制度であるため、投票用紙は17cm×70cmとこれまで以上に何倍も大きく、日程の都合から全候補者と名簿式団体のリスト（国政、地方選挙）が一部まだ確定していない段階で印刷されていた。

また選管の電子集計部を訪れて、スキャンマシンと投票箱、投票者への周知とアシスト、投票手続き上のボトルネックなどについてスタッフから情報をえた。投票の模擬練習は各地方で少人数の投票者で行われていたが、日程の制約から模擬演習を見聞する機会はなかった。

しかし私が投票者の長蛇の列ができるのではないかという質問に「当然それは予測している」との回答があった。選挙当日は、1時間から一部では5、6時間も有権者は待たされた。

## 2 フィリピン選挙改革研究所（I P E R）および Social Weather Stations

旧知の友人のフィリピン選挙改革研究所長 Ramon Casiple 氏を訪問した。目下、超多忙な人物で、研究所もかつてに比べてはるかに拡張されており、フィリピンにおける今回の選挙問題が注視的になってきたことを語っている。私の関心である5月大統領選挙の候補者選定の方法の疑問点（詳細は省略）、名簿式政党制の本来の目的からの逸脱、電子集計の結果、得票数増し不正にかわる新たな不正の可能性などについて、長時間にわたりフィリピン選挙改革はどうあるべきかを話しあい、たいへん有意義であった。

次にフィリピンでもっとも信頼のおける世論調査機関 Social Weather Stations においてこれまでの不足資料や新資料の入手を行った。候補者選定における世論調査の影響は大きい。

## 3 街頭における名簿式政党制参加団体の運動、イロイロ市における候補者の選挙運動演説会およびスポットインタビュー

選挙管理委員会の前で、名簿式政党制へ参加している左派労働団体が選挙演説していたので、その若いリーダーに対し、今回、左派名簿式政党選出下院議員2名がなんと大資本家のナショナリスタ党から上院議員候補として出馬している点に関して、その背景と実情をただした（詳細は省略）。選挙演説の間を縫って、外国人の私に率直かつ熱心に答えてくれたのには感謝するとともに、やはりオープンなフィリピンであることに感じ入った。

週末にイロイロ市へ飛び、地元の有力政治一族 Gonzalez 父子の選挙演説会を観た。テレビ生放送され、一般有権者からのメールによる質問に答えるその王国ぶりを観察した。終了後、Gonzalez シニアにスポットインタビューした。今回の選挙では前閣僚の父親が市長に、若い息子が選挙区下院議員に立候補している。役割交代して四選禁止規定を超えるのである。これと同じようなことはどの政治家もしており、夫婦、兄弟、婚姻家族、親族で役割交代すれば禁止規定（下院と地方公職は四選禁止、上院は三選禁止）を乗り越えられるのである。世代交代の効用はあるものの、かえって政治一族がはびこる弊害を招いている。Gonzalez の選挙集会で司会者を務めた地方テレビキャスターと地方における選挙の実態について話合い、たいへん貴重な情報をえることができた。旧知のフィリピン大学ヴィサヤのメロイ・マブナイ教授がいろいろな人々（たとえば富豪ロペス一族や大学人）に会う機会を与えてくださった。さらにバラングイの末端では一般有権者がどのように候補者の後援会に組み入れられるのか、具体的な情報を得ることができた。

#### 4 デラサール大学，アテネオ大学，フィリピン大学研究者との意見交換

デラサール大学の政党と選挙の研究者であり，かつリベラル党员でもある Julio Teehankee 教授と電話で意見交換した。目下，彼は多忙なため会うことはできなかった。また 87 年憲法の名簿式政党制の規定の提案者であった友人のデラサール大学名誉教授 Menuto Villacorta 氏とも本制度の意図と現状の逸脱について電話で話しあった。

アテネオ・デ・マニラ大学において旧知の Ronaldo Homes（デラサール大学教授ならびに世論調査 Pulse Asia 社長）ならびに Randy David（フィリピン大学教授，テレビキャスター）の選挙に関する講演が行われ，それぞれからよい知見をえることができた。さらにアテネオ大政治学部では，名簿式政党制政党 Akbayan の党员であり，選挙ガバナンスが専門の若手研究者 Joy Aceron 准教授との話しあいから，大統領候補者選定の事情や選挙運動方法について知見をえた。

さらに国防大学における幹部養成教育課程（National Defense College）の講演において Frank Sionil Jose 氏（ジャーナリスト，小説家，国家英雄）のフィリピン選挙と政治エリートに対する厳しい批判に接した。同氏とは個人的にも度々意見を交わした。

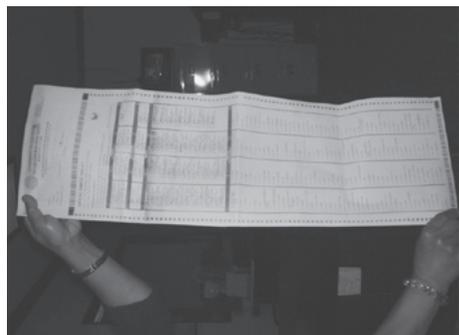
#### 5 資料収集

滞在中の 10 日間は新聞雑誌の入手は元より，Solidaridad Book Shop に依頼していた過去の雑誌も入手，さらに限られた時間ではあったが，国会図書館で昨年度のものを一部読んだ。選挙後までの Philippine Daily Inquirer の購読を依頼し，アテネオ大学出版物，フィリピン大学出版物を入手した。

滞在中は，各党の正副大統領候補者ならびにその上院候補者（全国区 12 名）のほとんどがフィリピン全国を地方遊説にでており，マニラ首都圏には不在であったのは残念であった。しかし候補者選定または候補者出馬問題のテーマは今後も引き続き調査していく考えである。



イロイロ市での国政選挙候補者のビラ



電子集計用投票用紙

## マレーシア出張報告

原不二夫

3月16日から18日まで、マレーシア社会科学学会（Malaysian Social Science Association. 当方も永久会員になっている）主催でペナンのマレーシア理科大学（Universiti Sains Malaysia）で開かれた第7回国際マレーシア学会（7th International Malaysian Studies Conference）に出席し、18日の分科会では発表を行った。

統一課題は「重要な移行期：マレーシアにおける国家，市場，社会の再規定（Critical Transitions : Repositioning the State, Market and Society in Malaysia）」で、特定機関が組織した分科会が13、個人参加の分科会が30生まれ、合わせて166人が研究報告を行った。参加国は、マレーシア（地元の理科大学の他、マラヤ大、国民大=Universiti Kebangsaan Malaysia、サラワク大=Universiti Malaysia Sarawakからの参加が多かった）、シンガポール、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、インドネシア、タイ、フィリピン、日本などのいわば常連の他、ドイツ、オランダ、デンマーク、台湾、韓国からの出席が目をつけた。とりわけドイツは10人ほどの大代表団で、ドイツにおけるマレーシア研究についての報告も行って同国における近年の東南アジアに対する関心の深まりを印象付けた。また、韓国は近年国内でマレーシアをはじめとする東南アジアについての研究会をたびたび開いているとのことで、同国が様々な形で東南アジアとの関係を深めていることがうかがえた。

発表のあった研究領域は、政治、選挙、宗教、種族関係、少数民族、歴史、家族・結婚、経済、中小企業、文化、環境、保健、都市化、教育・言語、報道機関と市民社会、国際関係、など極めて多岐にわたった。このうち当方が出席した分科会は、主に種族問題、言語教育、歴史問題などだった。興味深かったのは、華文小学校に通うマレー人児童の問題を扱った報告だった。マレーシアの教育法で華文学校はNational Type School（準国立）とされ、National School（国立）のマレー語小学校に比べて国家からの補助金ははるかに少ない。それでも近年マレー人児童が10～15%を占めるようになってきている。華文学校は教育水準が高く、また、ここで身につけた華語や人脈は卒業後の経済活動に有利に働くというのがその理由で、マレー人、華人の関係緊密化にも貢献していると肯定的な見方が一般的だったが、報告では当のマレー人児童の家庭生活や精神状態に不安要素をもたらしているとの指摘がなされた。その他では、北カリマンタン共産党の1963年から68年までの武装闘争を扱ったサラワクの大学院生の報告、戦前からの抗日救国運動の指導者で独立マラヤ最初の大蔵大臣とも

なった華人・李孝式（Tun Sir Lee Hau Sik）についてのマラヤ大学大学院生の報告も面白かった。因みに、今回の研究報告会では、マレーシア、シンガポールの大学院生の分科会がいくつか組まれていた。同じ分科会に英語の報告とマレー語の報告が混在しているものもいくつかあり、さすがマレーシアだと感心した。

当方は、マラヤ共産党とインドネシア共産党の協力関係について報告した。内容は、戦前から終戦直後におけるインドネシア共産党指導者のマラヤにおける左翼運動指導、マラヤ共産党員のインドネシア独立戦争参加、マラヤにおける非常事態宣言と抗英武装闘争開始（1968年6月）後のマラヤ共産党員のインドネシア潜行、マラヤ共産党の統一戦線組織・「マラヤ民族解放同盟」の駐インドネシア事務所の開設、活動、閉鎖、インドネシア共産党とインドネシア在留マラヤ共産党員との関係、などを論じたもの。後の会話で、研究者よりマレー人学生がマラヤ共産党やインドネシア共産党に関心を持っていることが意外だった。かつてのように共産党の研究そのものが危険視される時代は去り、同党の役割を客観的に位置付けようとする機運が生まれているように感じた。

日本のマレーシア研究についての報告もなされたが、日本人の研究は、英語やマレー語、あるいは少数ながら華語の著書、論文の背後におびただしい数の日本語の著作があることがほとんど知られていないのが、いささか残念に思われた。

クアラルンプールではマラヤ大学中国研究所（Institute of China Studies）に出向き、楊国慶（Yeoh Kok Kheng）所長、Lee Kam Hing教授と、マレーシア・中国関係の歴史と現状、マレーシアで中国政治に携わった人々の変容などについて、意見を交換した。クアラルンプールでは、併せて最近刊行された資料・文献を収集した。

## インドネシア出張報告

小林寧子

年度末の2010年3月21日から30日まで、インドネシアへふたつの目的を持って出張した。ひとつは、国内最大の宗教社会団体ナフダトゥル・ウラマー (Nahdlatul Ulama: ウラマーの覚醒, 以下 NU) の全国大会 (スラウェシ島マカッサル市で開催) に参加 (傍聴) することと、もうひとつは、二日ほどジャカルタの国立図書館で資料収集 (戦前のイスラーム系雑誌の閲覧) を行うことであった。ここでは前者を中心に述べたい。

NUは、実は国内のみならず世界最大のイスラーム団体である。会員の登録簿もなく組織活動はきわめて緩慢であるが、この団体に帰属意識をもったり親近感を抱く人は多い。近年のサーヴェイでも、全国では約4千万人が自分は何となくNUの一員と思っているという結果が出る。1926年1月にスラバヤで結成され、今でも東部ジャワが強力な地盤ではあるが、全国に支部がある。

1970年代から全国大会は5年に一度開催されており、大きな注目を集める。というのも、日頃大した活動もしないために、そこにNUの性格、抱えている問題が凝縮されて現れるからである。大会は5日間にわたって開かれたが、大きくわけてプログラムはふたつである。ひとつは中央執行部選挙でメディアの関心もこれに集中した。NUは二重指導体制をとっており、執行部はシュリア (Syuriah: イスラーム法学委員会) とタンフィズィア (Tanfidziah: 執行委員会) である。シュリアは碩学のウラマーから構成され、タンフィズィアは実務派がメンバーとなる。シュリア長はライス・アム (Rais 'Am: 総裁)、タンフィズィア長はクトゥア・ウムム (Ketua Umum: 議長) で、シュリアが格上であり、ライス・アムがNUの最高指導者と位置づけられる。

もうひとつのプログラムは、法学検討 (Bahtsul Masa'il, 以下 BM) であり、各分科会に分かれて活発な議論が行われる。古典文献を参照し、現代社会の状況を考慮しながら、個別の具体的な問題にイスラーム法の見地から対処法を検討する。ウラマーの神髄が発揮される場である。NUの最も重要な活動はこの法学検討で、これは村、郡、県、州というレベルだけでなくいろいろな機会に行われる。全国大会のBMは最終議論ということなり、NUを代表する見解がここで採択される。ムスリムの行動の指針となるイスラーム法が実体法として示されることになるが、面白いことにこの最終見解は成員を拘束しない。その見解を受け入れるか否かは個々のムスリムに委ねられる。頑として持論を変えないウラマーもいる。先ほどNUは大した活動をしな

と述べたが、実はNUというのは大法学検討フォーラムとでもいうべき集団で、個々のウラマーの影響下にある人々が集う「コミュニタス」と呼ぶのが相応しい。残念ながらこの全国大会を見るだけでは法学議論がどういう状況にあるのかを判断することはできない。しかし、何が問題にされているのか、どの分科会に人が集まるのかなどを見ると、従来の法学検討分野はいささか活力を欠いている印象を受けた。

執行部選挙は緊迫した雰囲気で行われた。総裁はNUの「伝統」では民主的投票と言うよりも話し合いで決まることが望ましいと考えられており、今回もその可能性が高いのではないかと推測された。政治的活動に野心をもつ現議長が総裁の座を狙い、現総裁との一騎打ちの様相を呈していたからである。いまだかつてない事態が起きたのである。長老ウラマーによる事前協議は失敗し、いきなり候補者指名の投票となり、緊張が走った。各州・県支部、および海外支部の代表が投票するが、投票から開票終了まではおよそ四時間半かかった。果たせるかな、現総裁が過半数の指名を獲得し、会場外のTV中継を見ていた聴衆から「アッラー・アクバル！」がこだました。これでは本選挙を行っても結果は同じだが、と思っていたら、選挙管理委員長から指名票獲得2位の候補者（現議長）から「立候補辞退」の申し出があったことが告げられた。会場には安堵の空気が流れた。

続く議長選はややリラックスしたムードで行われた。立候補者が7人もいたし、議長選は今までも投票獲得数だけで決定されてきたからである。選出されたのは、「最有力」と報道されていた候補者ではなかった。ただ、総裁、議長とも学問の高いウラマーとして定評があり、NUの「伝統」というかアイデンティティが再確認された形となった。世俗選挙並みのキャンペーンや「マネー・ポリティクス」が批判され、莫大な費用が投入された全国大会であった。しかし、閉会式はしっとりとした雰囲気で行われ、夜の九時半から始まった。再選された総裁は地味でいかにもジャワの農村部に住んでいるようなウラマーである。政治的な発言は一切なく、「BMが進歩しなければNUは発展しない」と、ウラマーとしての関心を明言した。

NUは常々国内政治との関わりで議論されてきた。しかし、今回の全国大会で見たのは、「価値観」を共有する集団、Keluarga Besar（大家族）とでも言うべき有り様である。雑然として締りがなく、寛容度が高い団体であることを再認識した。グローバル化の中で、成員がこの団体にこれほど愛着やアイデンティティを示すことは興味深い。しかも、今回は実践政治への積極関与をめざす動きが拒まれ、それと同時に名目上の全国展開からジャワ島以外の地域へ根を下ろし始めている実質が感じられた。インドネシアの一体性を強めるとともに、広いイスラーム世界へつながる団体としての自負を見せた。

NUは、インドネシア的イスラームのあり方、つまり「イスラームの多元主義」を標榜し、それを世界に発信していこうとしている。インドネシア民主主義を支える市

民社会の要塞でもある。大会の日程がなかなか定まらず、しかも大会中も予定がよく変わるなどして私のような初心者は右往左往したが、その深い懐にたっぷりと浸かった5日間であった。



会場周辺では執行部選挙の候補者の宣伝が立ち並んだ



法学討論の会場



全体会の会場



NU 全国大学を見学した海外からの研究者